

木更津市こども計画【素案】

令和8年度～令和11年度

令和〇年〇月

木更津市

～ 目次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 法的位置づけ	2
(2) 木更津市の計画体系における位置づけ	2
(3) SDGsとの関係性	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	5
第2章 木更津市のこども・若者や子育てを取り巻く現状	6
1 木更津市の現状	6
(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移	6
(2) 18歳未満人口と年齢3区分別人口の推移	7
(3) 合計特殊出生率の推移	8
(4) 婚姻率・離婚率の推移	9
(5) 女性の年齢別労働力率の推移	10
(6) 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移	11
(7) 総人口及び児童人口の将来推計	12
第3章 こども・若者、子育て当事者への意見の聴き取り	14
1 各種意見聴取の概要	14
2 アンケート調査結果の概要	14
(1) 小学5年生・中学2年生の児童とその保護者調査（WEB）	14
(2) ひとり親家庭調査（WEB）	31
(3) 若者調査（WEB）	37
(4) 「学習支援教室」に通う中学生等を対象とした調査（対面）	43
3 ワークショップ結果の概要	45
4 きさらづみなトークでの意見聴取結果の概要	48
第4章 計画の基本的な考え方	50
1 基本理念	50
(1) 本市基本計画における理念	50
2 基本目標	51
(1) 基本目標の設定	51
(2) 基本目標の指標	52
3 施策の体系	53

第5章 施策の展開	54
1 基本目標Ⅰ ライフステージを通じたこども・若者支援	55
(1) こども・若者を権利の主体とする取組の推進	55
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	57
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	60
(4) こどもの貧困対策	61
(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	62
(6) 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援	64
(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	66
2 基本目標Ⅱ ライフステージ別のこども・若者支援	68
【こどもの誕生前から幼児期の支援】義務教育年齢に達するまで	
(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	68
(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びや学びの充実	72
【学童期・思春期の支援】小学生年代から概ね18歳まで	
(1) こどもが安心して過ごし、多様な学びのための学習環境の充実	76
(2) こども・若者の視点に立った居場所づくりの推進	78
(3) 小児科医療体制、心身の健康についての情報提供やこころのケアの充実	80
(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	81
(5) すべてのこどもが安心して学ぶことのできる環境づくり	82
【青年期の支援】概ね18歳から概ね30歳まで	
(1) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	84
(2) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	86
3 基本目標Ⅲ 子育て当事者への支援	87
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	87
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	89
(3) 仕事と子育ての両立支援・共育での推進	95
(4) ひとり親家庭への支援	96
第6章 計画の推進体制	98
1 計画内容の周知	98
2 計画の推進体制	98
3 こども・若者の意見聴取	98
資料編	99
1 設置条例	99
2 委員名簿	101
3 策定経過	102

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

わが国では急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和6年は昭和32年に統計を取り始めて以降、最も低い1.15となり、出生数においても68万6061人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加のほかに、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担、結婚観の変化などが影響を及ぼしているとされています。

そのような状況の中、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行しました。

同法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもので、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、市町村「こども計画」を策定することが努力義務とされました。

また、同年同日に、こどもとその家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関として「こども家庭庁」が発足しました。

さらに、同年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

「こども大綱」では、こども・若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、こども・若者の権利の保障、ライフステージごとに切れ目のない支援を目指すこと、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化等の基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。

このような背景を踏まえ、本市では、令和6年度に策定した「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）を参照しつつ、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図り、全てのこども・若者、子育て当事者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる環境を創出するための、一体的な計画として「木更津市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

こどもまんなか社会とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

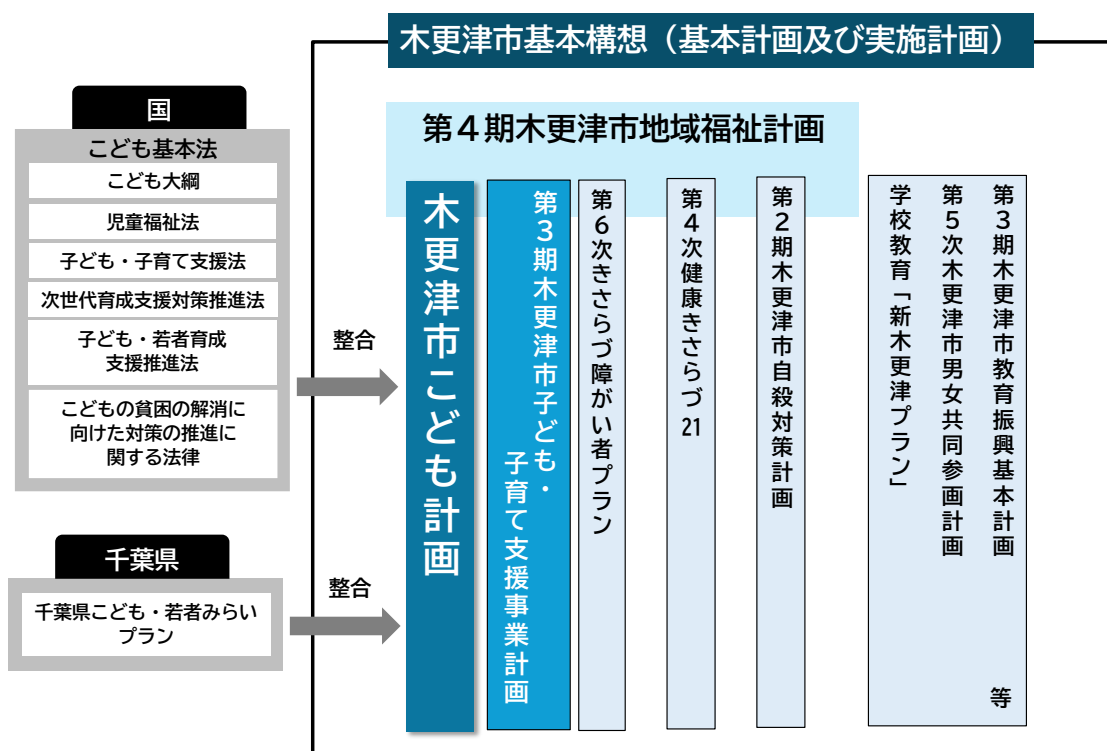
本計画は、国の大綱を勘案し、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。さらに、以下の各法律等に基づく個別計画と一体的な計画として策定します。

名称	根拠法令等	本市の計画
こども計画	こども基本法第10条	木更津市 こども計画 【本計画】
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条	
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	第3期木更津市 子ども・子育て 支援事業計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	
母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5、17条、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針	

(2) 木更津市の計画体系における位置づけ

本計画の上位計画である「木更津市基本構想（基本計画及び実施計画）」をはじめ、その他、子ども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。

<計画の位置づけイメージ図>



(3) SDGs との関係性

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として SDGs が採択されました。SDGs は、令和 12 年（2030 年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と、達成するための具体的な 169 のターゲットから構成されています。

本計画においては、SDGs の趣旨を踏まえて、各施策を進めていきます。



3. 計画の期間

本計画は、令和 8 年度から令和 11 年度までを計画期間とします。

なお、令和 12 年度以降は「木更津市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定するものとします。

令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
			木更津市こども計画				統合	次期 木更津市 こども計画
第2期 木更津市子ども・ 子育て支援事業計画		第3期 木更津市子ども・ 子育て支援事業計画						

4. 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる方、全てを対象とします。

また、こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を総称しています。

本計画では、わかりやすい表現とする観点から、乳幼児期から思春期までの者を「こども」、それ以上の年齢を示す場合は「若者」の呼称を用いることとします。

	0歳～5歳 (乳幼児期)	6歳～12歳 (学童期)	13歳～18歳 (思春期)	19歳～30歳 (青年期)	31歳～39歳 (ポスト青年期)
こども					
若者					

こどもの表記について

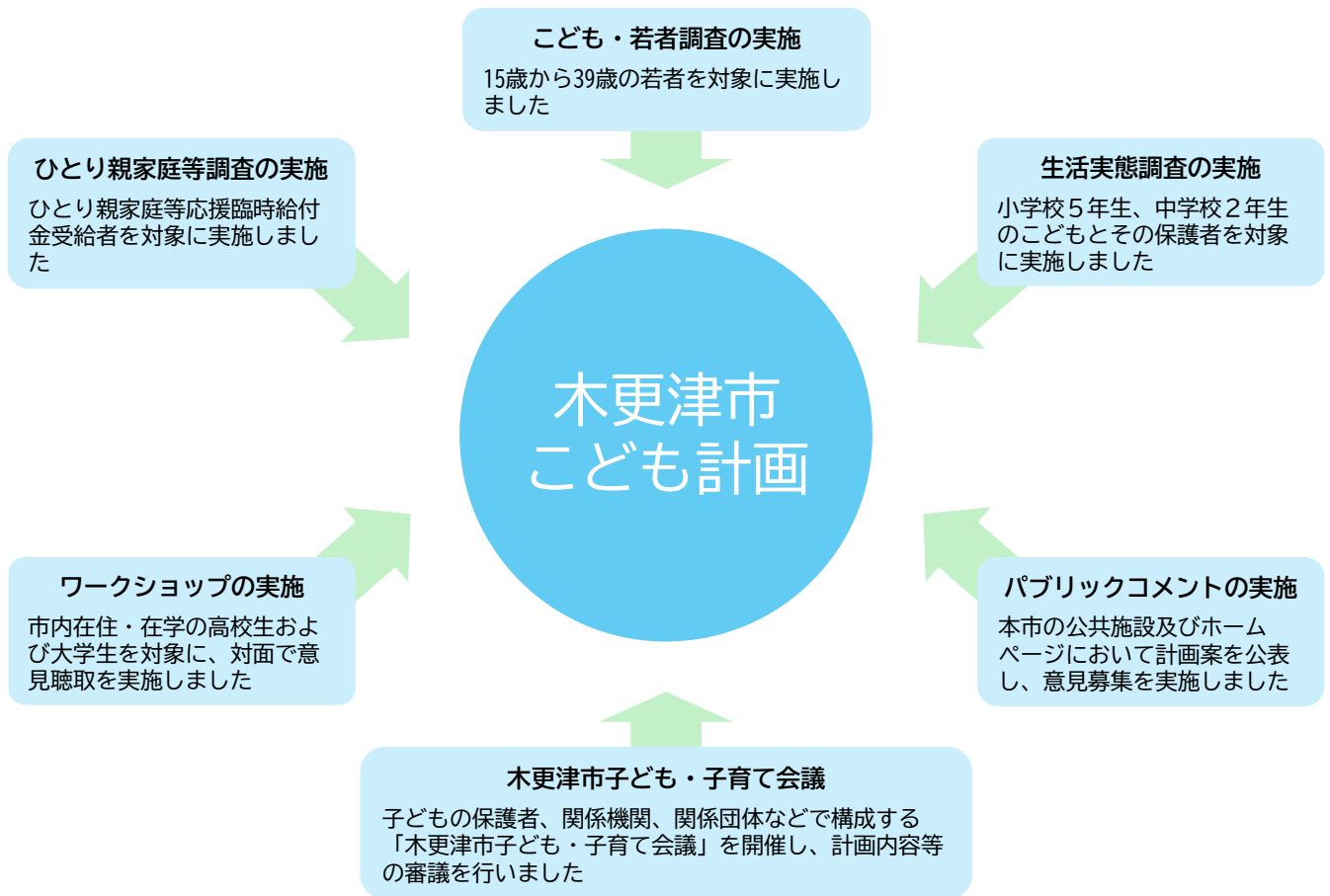
本計画での「こども」の表記は、こども基本法に基づき、原則として「こども」と表記しています。ただし、子ども・子育て支援法に基づく事業など法令に根拠のある用語である場合や、既存の事業、組織等の固有名詞として用いる場合は、「子ども」と表記しています。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども・子育てに関する事業者、福祉関係者、こどもの保護者等により構成されている「木更津市子ども・子育て支援会議」において審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、小・中学生やその保護者、ひとり親家庭等を対象としたアンケート調査を実施するとともに、市民参加型合意形成プラットフォーム（きさらづみなトーク）の活用、こども・若者を対象としたワークショップやアンケート調査を実施しました。

その後、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。



第2章 木更津市のこども・若者や子育てを取り巻く現状

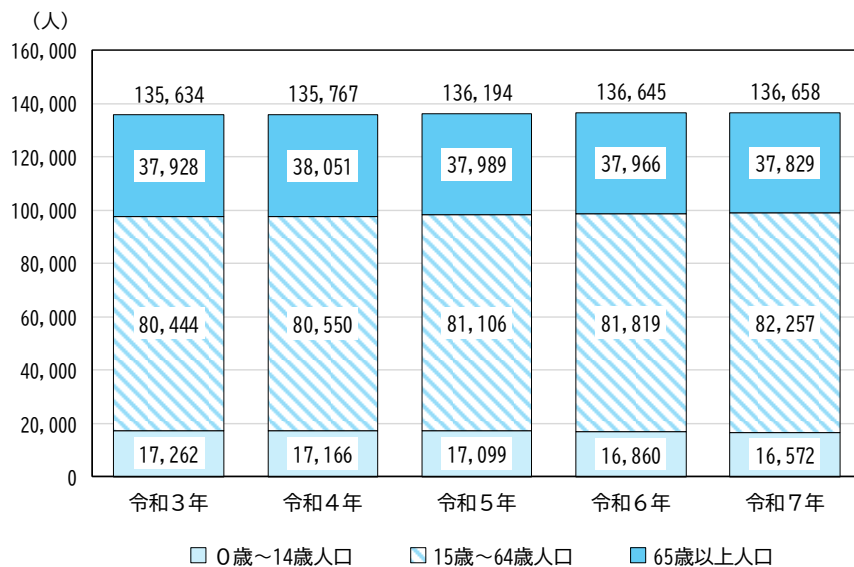
1. 木更津市の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

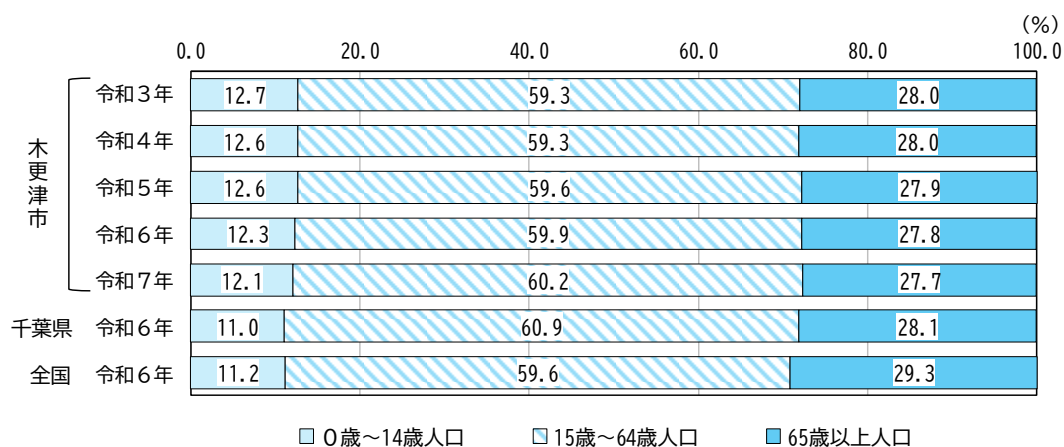
本市における総人口は、増加傾向で推移しており、令和7年現在では136,658人となっています。年齢3区分別人口をみると、65歳以上人口（高齢者人口）は概ね横ばいで推移しており、15歳～64歳人口（生産年齢人口）は増加傾向、0歳～14歳人口（年少人口）は減少傾向となっています。

年齢3区分別人口の構成比をみると、0歳～14歳人口（年少人口）の構成比は年々減少していますが、令和6年時点の国・県の構成比と比較すると、高い水準となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口構成比の推移】



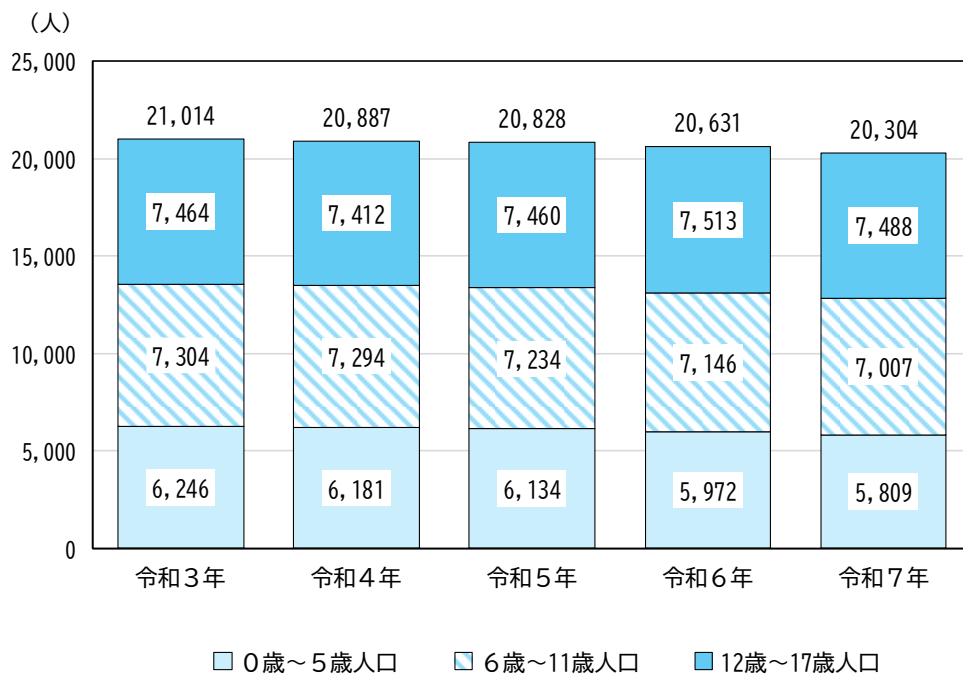
資料：市の人口/住民基本台帳（各年3月末日）

全国・県の人口/総務省統計局人口推計（令和6年10月1日現在の人口/令和7年4月公表）

（２）18 歳未満人口と年齢３区分別人口の推移

本市における 18 歳未満人口は、減少傾向で推移しており、令和 7 年現在では 20,304 人となっています。年齢 3 区分別人口をみると、12 歳～17 歳人口は概ね横ばいで推移している一方、0 歳～5 歳人口および 6 歳～11 歳人口は減少傾向となっています。

【18 歳未満人口と年齢 3 区分別人口の推移】

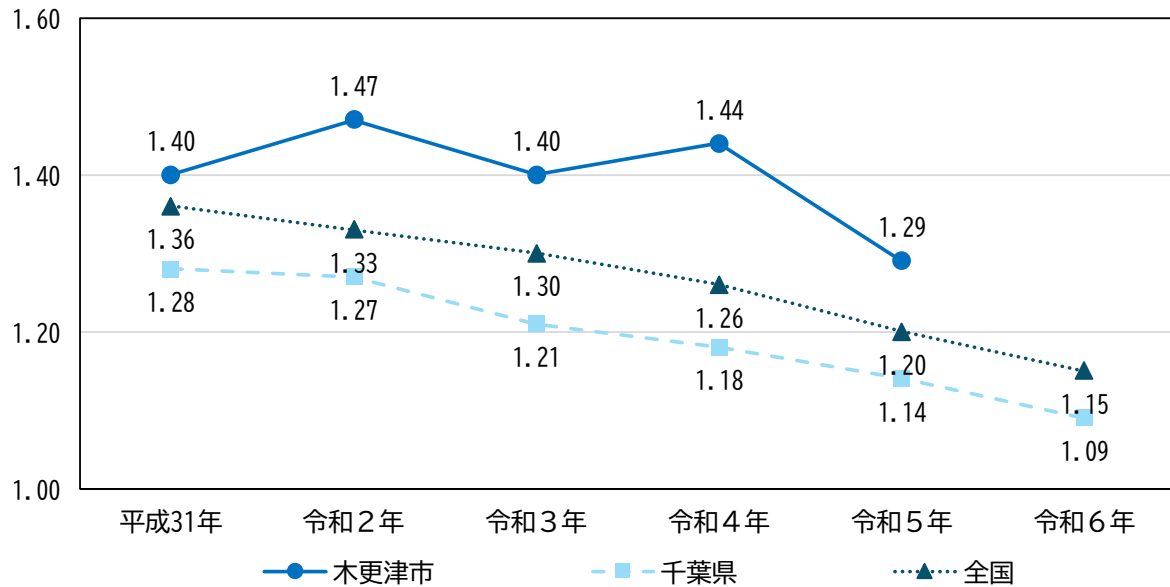


資料：住民基本台帳（各年 3 月末日）

(3) 合計特殊出生率の推移

令和6年の合計特殊出生率が確認でき次第、解説文を作成予定。

【合計特殊出生率の推移】



【合計特殊出生率における千葉県内市町村別順位（君津地域4市）】

	令和4年		令和5年		令和6年	
	順位	合計特殊出生率	順位	合計特殊出生率	順位	合計特殊出生率
木更津市	4位	1.44	9位	1.29		
袖ヶ浦市	1位	1.56	3位	1.38		
君津市	11位	1.23	16位	1.17		
富津市	52位	0.78	43位	0.89		

令和6年の合計特殊出生率が確認でき次第、数値更新予定。

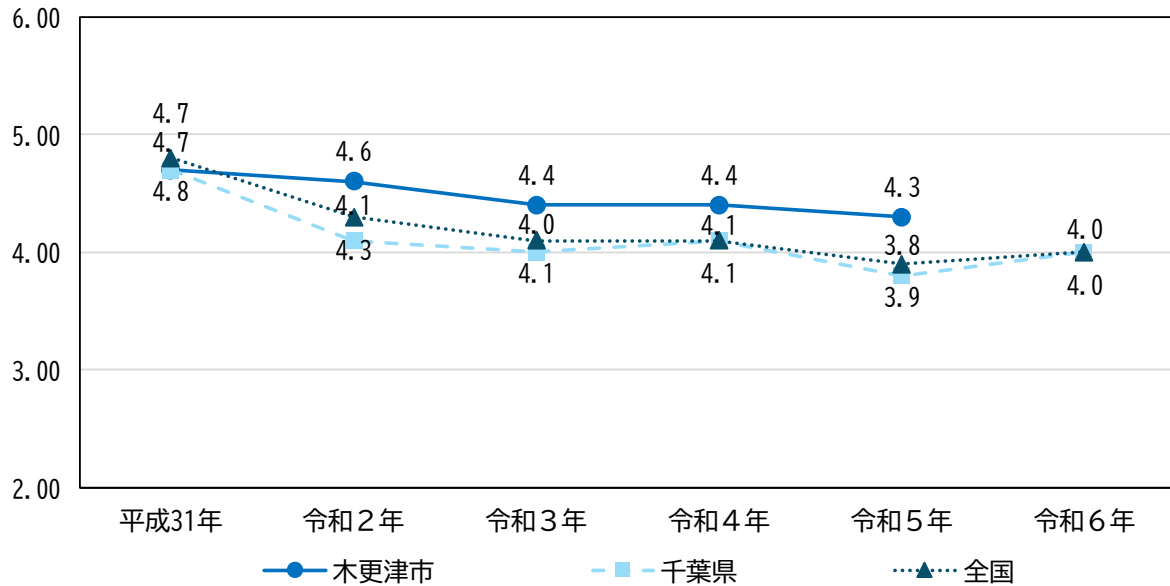
資料：千葉県「人口動態統計」

(4) 婚姻率・離婚率の推移

令和6年の木更津市の婚姻率と離婚率が確認でき次第、解説文を更新。

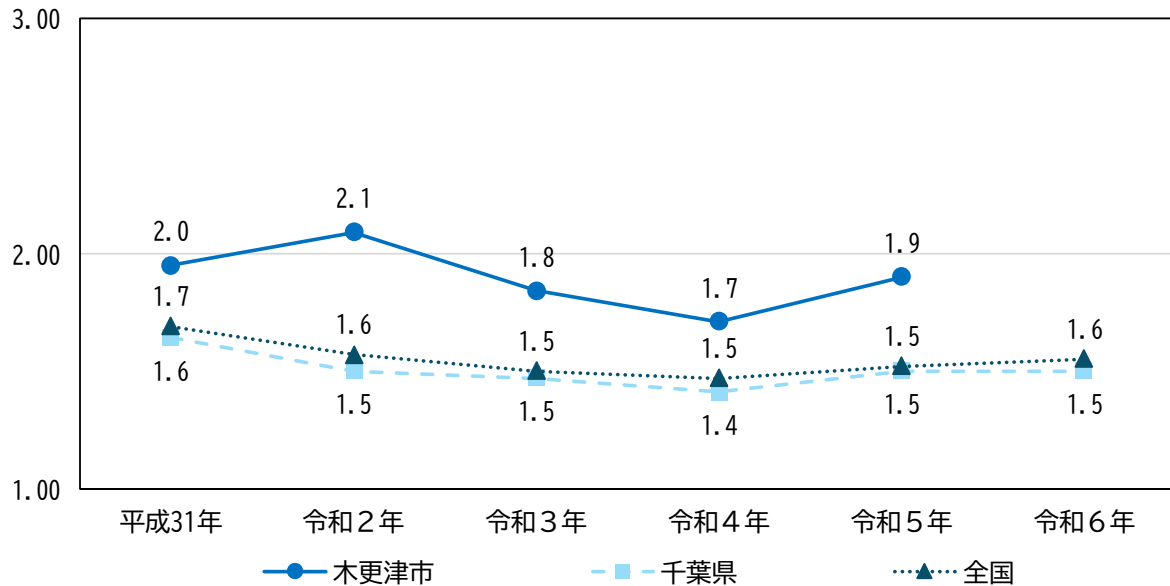
【婚姻率の推移】

(人口千対)



【離婚率の推移】

(人口千対)

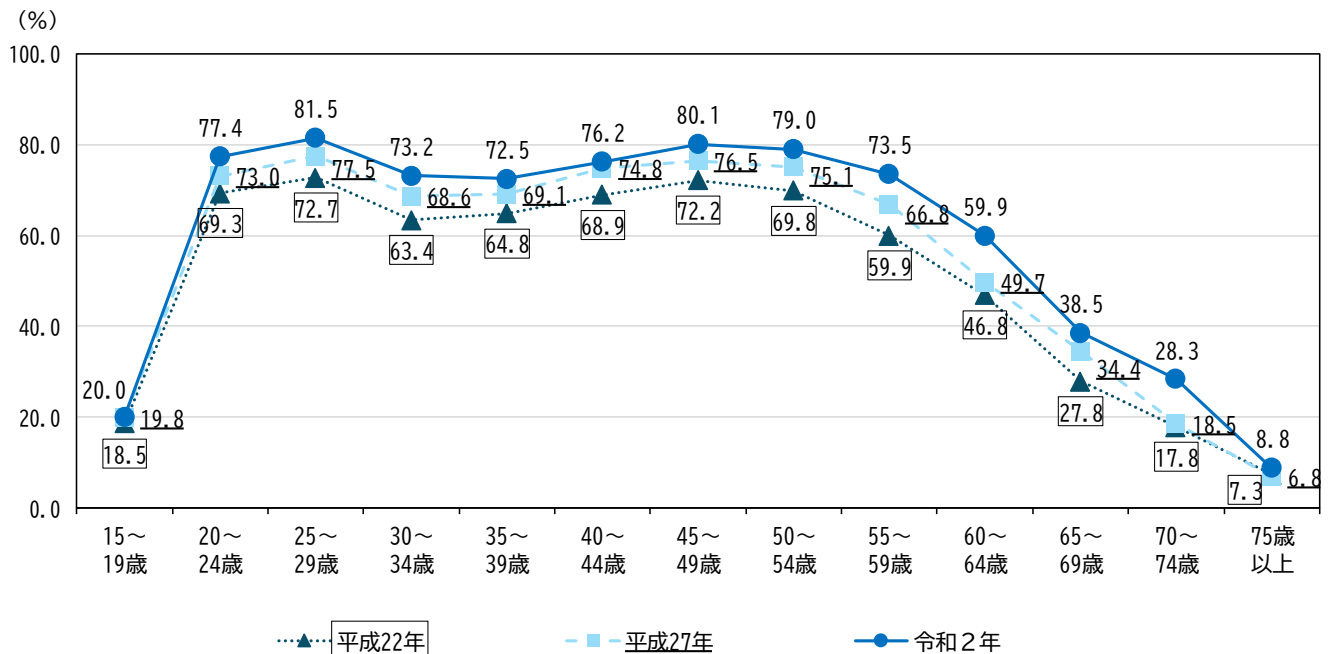


資料：千葉県「人口動態統計」

(5) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率をみると、令和2年では、平成27年と比べて、すべての年代で労働力率が増加しています。

【女性の年齢別労働力率の推移】



資料：国勢調査

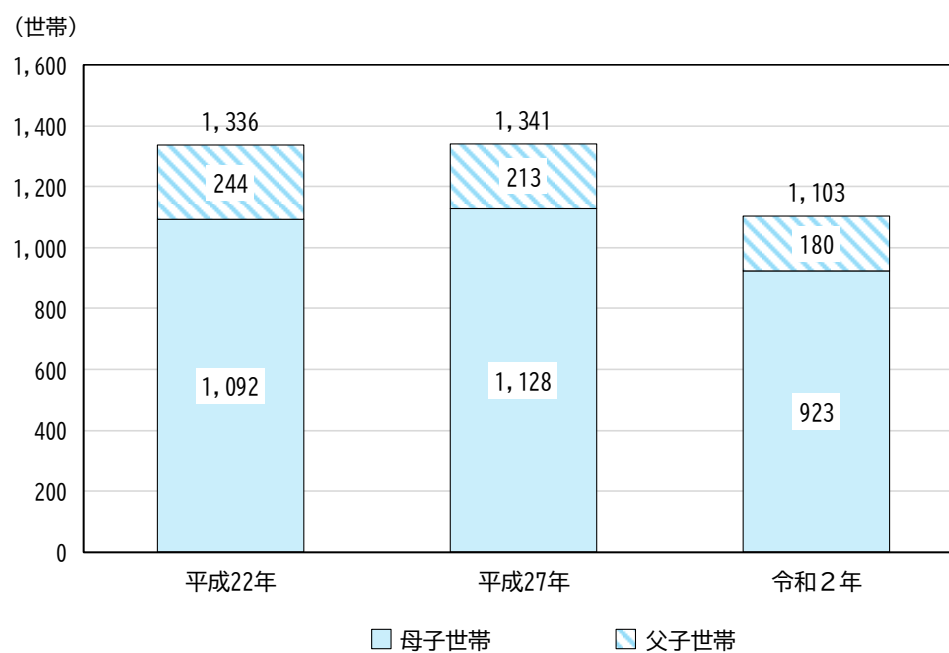
労働力率とは

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者（働く能力と意思を持っているが、就業の機会が無い者））の割合。女性の年齢別労働力率においては、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

（６）18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数をみると、令和2年時点では、母子世帯が923世帯（平成22年比／169世帯減）、父子世帯が180世帯（同比／64世帯減）で、ひとり親世帯合計では1,103世帯（同比／233世帯減）となっています。

【18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移（他の世帯員がいる世帯を含む）】



資料：国勢調査

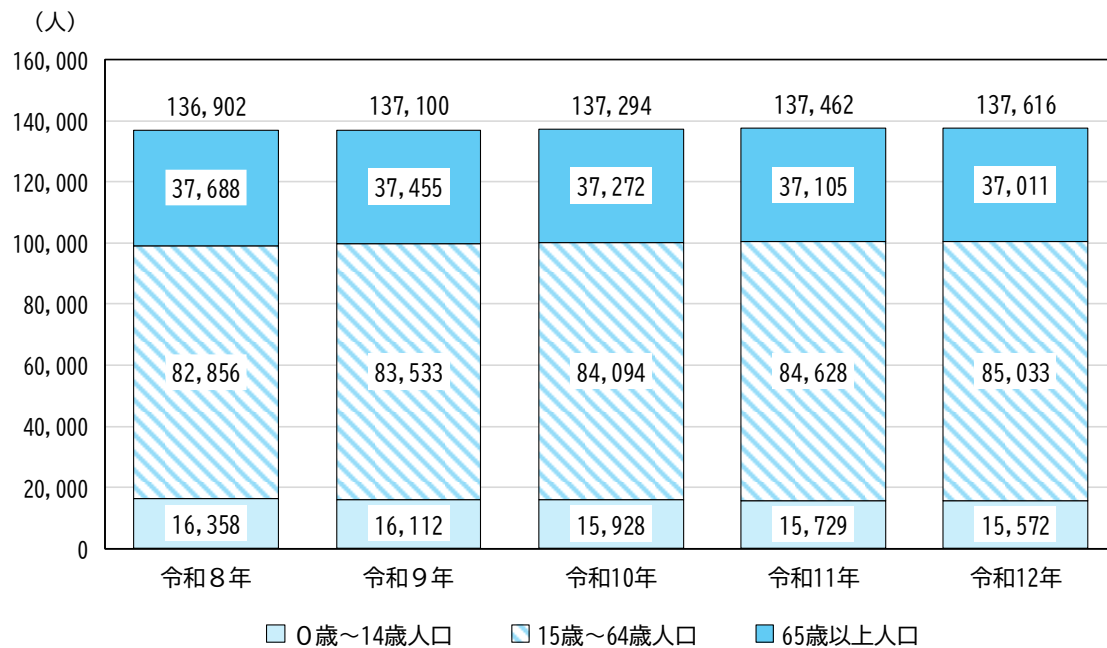
(7) 総人口及び児童人口の将来推計

本計画の人口推計については、本市の住民基本台帳の人口推移の数値を元に推計しました。

① 総人口・年齢3区分人口の推計

本市における総人口は、ゆるやかな増加傾向が続き、令和12年には137,616人となる中、0歳～14歳人口（年少人口）は減少傾向が続き、令和10年には16,000人を下回り、令和12年には15,572人となることが推測されます。

【総人口・年齢3区分人口の推計】



資料：住民基本台帳（各年3月末日）より推計

② 児童人口の推計

本市における12歳未満の児童人口は、減少傾向が続き、令和12年には12,044人（令和8年比／555人減）となることが推測されます。

0歳～5歳人口をみると、令和11年まではゆるやかな減少傾向が続き、令和12年には増加傾向に転じて5,695人（同比／77人減）となる一方、6歳～11歳人口は減少傾向が続き、令和12年には6,349人（同比／478人減）となることが推測されます。

【児童人口の推計】

単位：人

	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	912	915	920	928	933
1歳	863	931	935	941	949
2歳	949	879	949	953	959
3歳	1,016	964	894	965	969
4歳	1,003	1,023	970	900	971
5歳	1,029	1,018	1,038	984	914
0歳～5歳計	5,772	5,730	5,706	5,671	5,695
6歳	1,035	1,042	1,031	1,051	996
7歳	1,097	1,044	1,052	1,041	1,061
8歳	1,152	1,103	1,050	1,058	1,047
9歳	1,147	1,161	1,112	1,058	1,067
10歳	1,187	1,148	1,162	1,113	1,059
11歳	1,209	1,193	1,154	1,168	1,119
6歳～11歳計	6,827	6,691	6,561	6,489	6,349
合計	12,599	12,421	12,267	12,160	12,044

資料：住民基本台帳（各年3月末日）より推計

第3章 こども・若者、子育て当事者への意見の聴き取り

1. 各種意見聴取の概要

本市では、子育てや生活の実態、こども・子育て支援に対する意見やニーズを把握し、こども・若者や子育て当事者などの意見を本計画に反映させるため、小学5年生・中学2年生及びその保護者を対象とした「生活実態調査」、ひとり親家庭等応援臨時特別給付金受給者を対象とした「ひとり親家庭調査」、15歳～39歳の若者を対象とした「若者調査」、学習支援教室に通う中学生等を対象とした「対面調査」、高校生・大学生を対象とした任意参加型の「ワークショップ」、市民参加型のオンライン合意形成プラットフォーム「きさらづみなトーク」にて意見聴取を実施しました。

2. アンケート調査結果の概要

(1) 小学5年生・中学2年生の児童とその保護者調査（WEB）

本調査は、本計画における（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく）子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する事項を含めた、本市の実態調査及び支援施策のあり方を検討するため、小学校5年生、中学校2年生のこどもとその保護者を対象に実施しました。

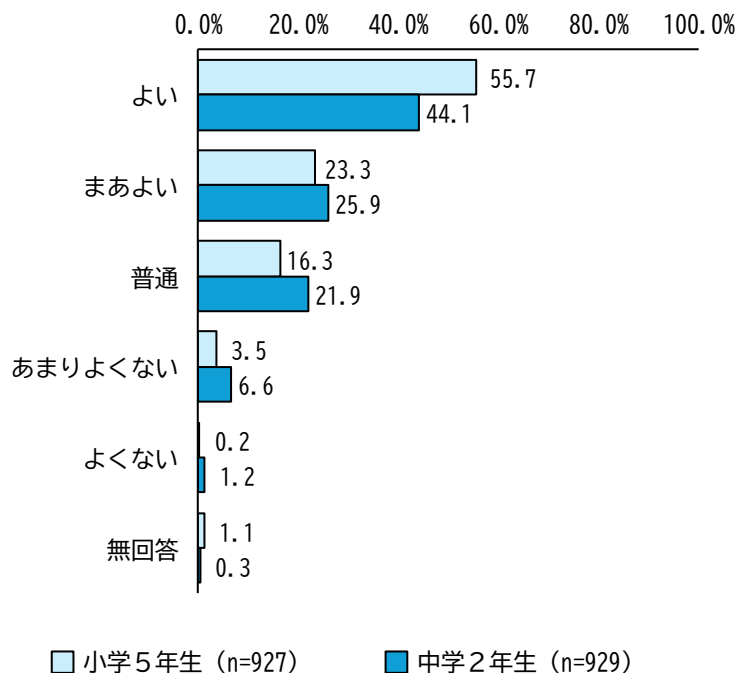
①小学5年生・中学2年生の児童調査

項目	内容
調査対象	市立学校に通う小学5年生と中学2年生の児童生徒
配付数	2,354票（小学5年生：1,169票/中学2年生：1,185票）
回収数（回収率）	1,856票（78.8%）
調査期間	令和7年5月29日～令和7年6月25日
調査方法	調査案内を学校配布し、WEBにて回収

① 健康状態について

「自分の健康状態」について、小学5年生では、「よい」が 55.7%で最も多く、次いで「まあよい」が 23.3%、「普通」が 16.3%となっています。

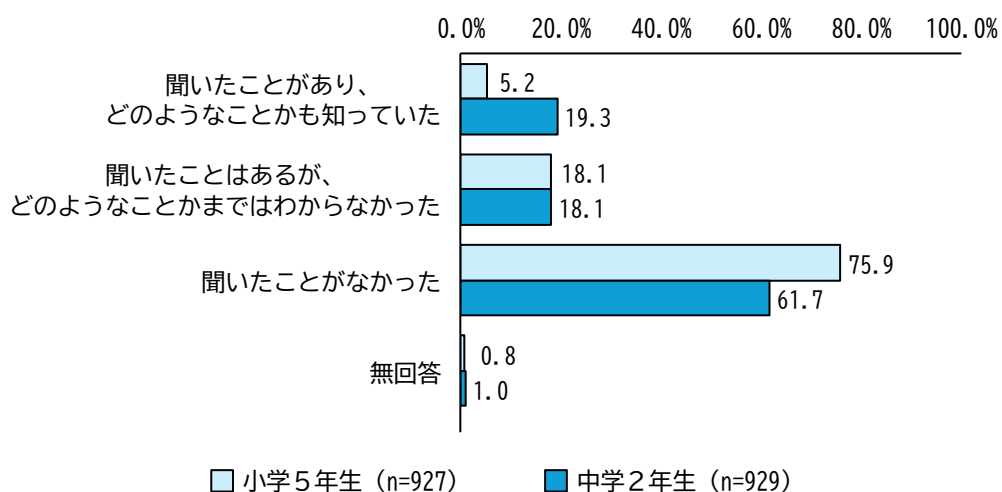
中学2年生では、「よい」が 44.1%で最も多く、次いで「まあよい」が 25.9%、「普通」が 21.9%となっています。



② ヤングケアラーの認知度について

「「ヤングケアラー」の認知度」について、小学5年生では、「聞いたことがなかった」が 75.9%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが、どのようなことかまではわからなかった」が 18.1%、「聞いたことがあり、どのようなことかも知っていた」が 5.2%となっています。

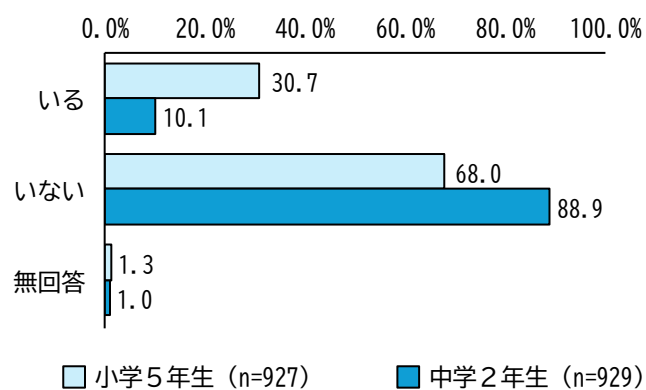
中学2年生では、「聞いたことがなかった」が 61.7%で最も多く、次いで「聞いたことがあり、どのようなことかも知っていた」が 19.3%、「聞いたことはあるが、どのようなことかまではわからなかった」が 18.1%となっています。



③ 中心となってお世話をしている家族について

「中心となってお世話をしている家族」について、小学5年生では、「いる」が30.7%、「いない」が68.0%となっています。

中学2年生では、「いる」が10.1%、「いない」が88.9%となっています。



④ あなた自身について

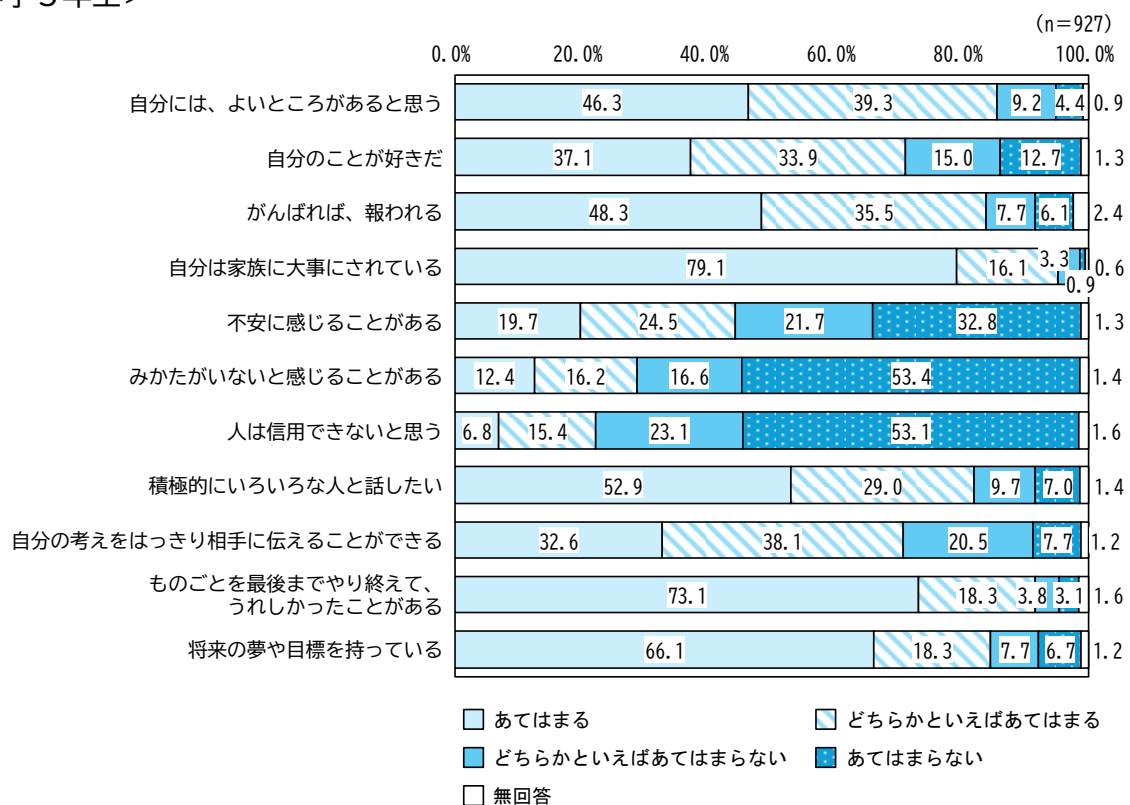
「あなた自身」について、小学5年生の「あてはまる」では、「自分は家族に大事にされている」が79.1%で最も多く、次いで「ものごとを最後までやり終えて、うれしかったことがある」が73.1%、「将来の夢や目標を持っている」が66.1%となっています。

「どちらかといえばあてはまる」では、「自分には、よいところがあると思う」が39.3%で最も多く、次いで「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」が38.1%、「がんばれば、報われる」が35.5%となっています。

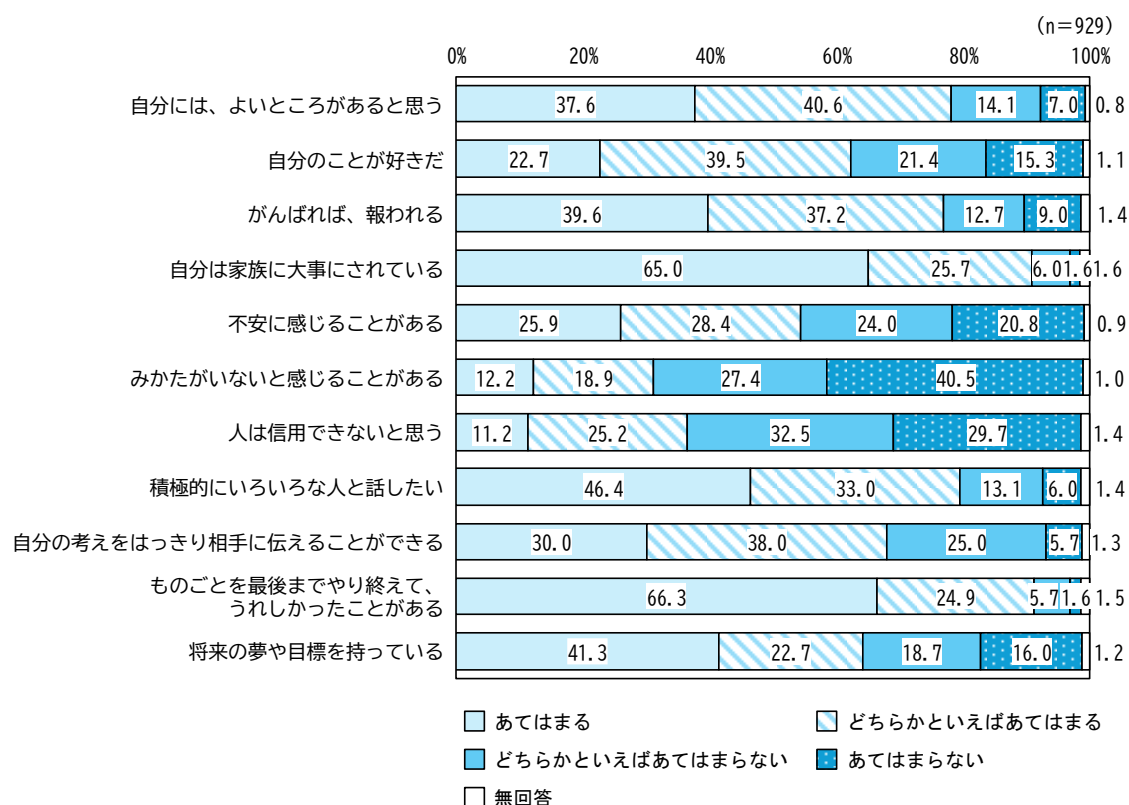
中学2年生の「あてはまる」では、「ものごとを最後までやり終えて、うれしかったことがある」が66.3%で最も多く、次いで「自分は家族に大事にされている」が65.0%、「積極的にいろいろな人と話したい」が46.4%となっています。

「どちらかといえばあてはまる」では、「自分には、よいところがあると思う」が40.6%で最も多く、次いで「自分のことが好きだ」が39.5%、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」が38.0%となっています。

<小学5年生>



<中学2年生>



⑤ 普段過ごしている場所について

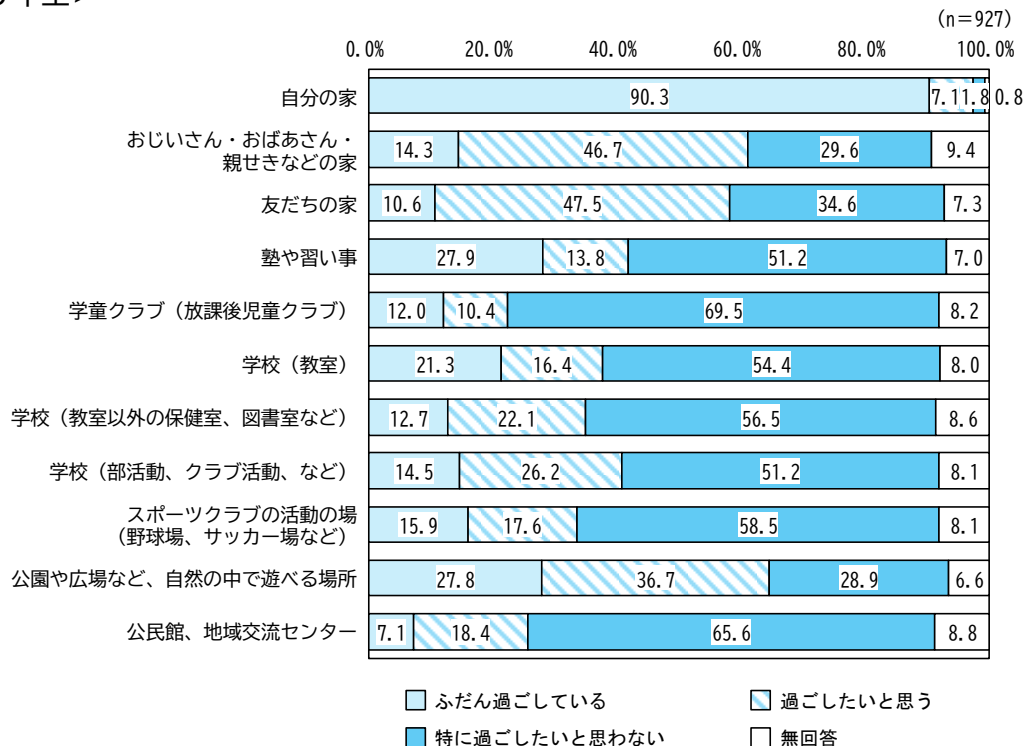
「普段過ごしている場所や、過ごしたいと思う場所」について、小学5年生の「ふだん過ごしている」では、「自分の家」が90.3%で最も多く、次いで「塾や習い事」が27.9%、「公園や広場など、自然の中で遊べる場所」が27.8%となっています。

「過ごしたいと思う」では、「友だちの家」が47.5%で最も多く、次いで「おじいさん・おばあさん・親せきなどの家」が46.7%、「公園や広場など、自然の中で遊べる場所」が36.7%となっています。

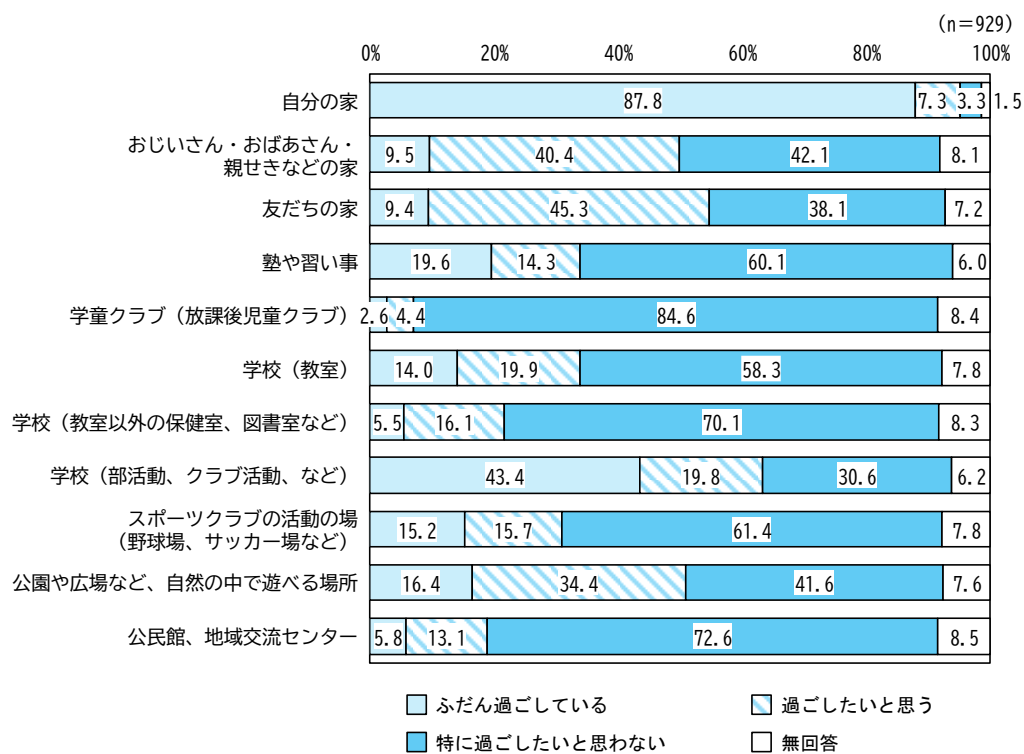
中学2年生では、「自分の家」が87.8%で最も多く、次いで「学校（部活動、クラブ活動、など）」が43.4%、「塾や習い事」が19.6%となっています。

「過ごしたいと思う」では、「友だちの家」が45.3%で最も多く、次いで「おじいさん・おばあさん・親せきなどの家」が40.4%、「公園や広場など、自然の中で遊べる場所」が34.4%となっています。

<小学5年生>



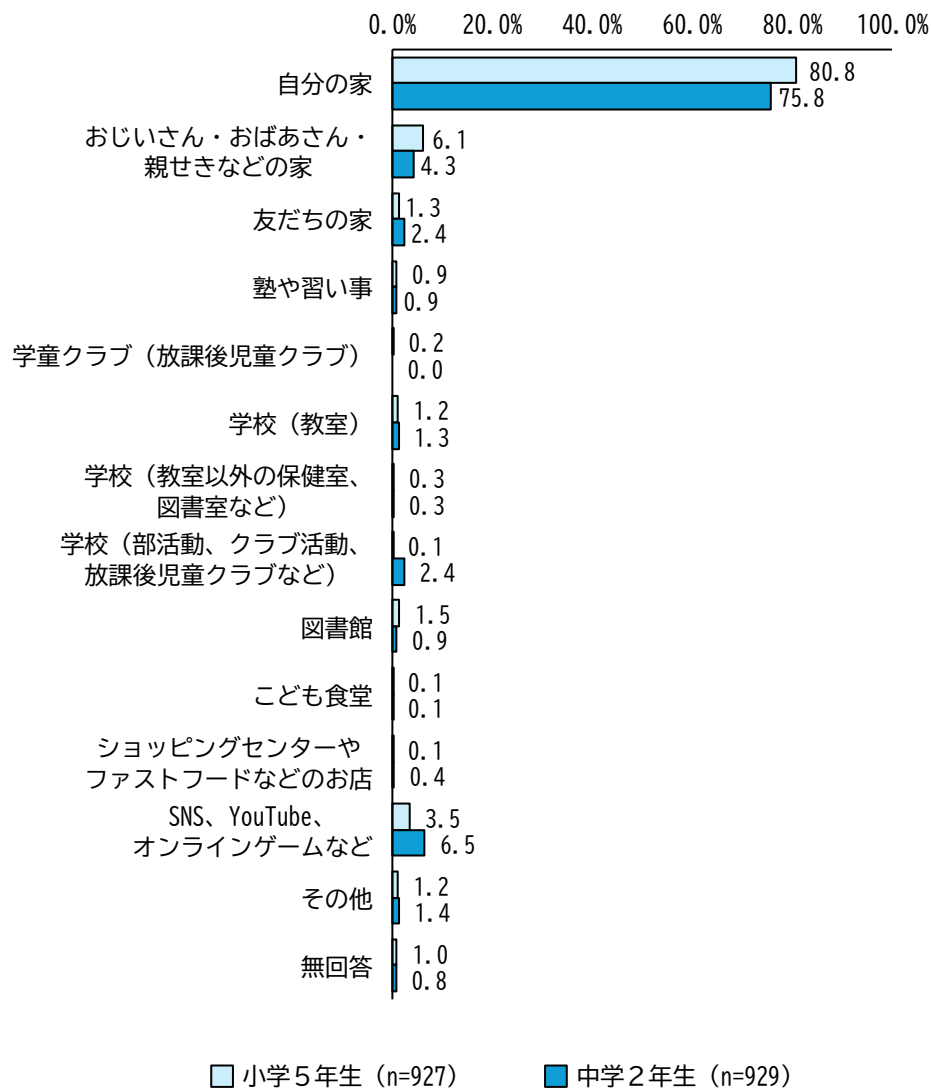
<中学2年生>



⑥ ほっとできる居場所について

「1番ほっとできるところ」について、小学5年生では、「自分の家」が80.8%で最も多く、次いで「おじいさん・おばあさん・親せきなどの家」が6.1%、「SNS、YouTube、オンラインゲームなど」が3.5%となっています。

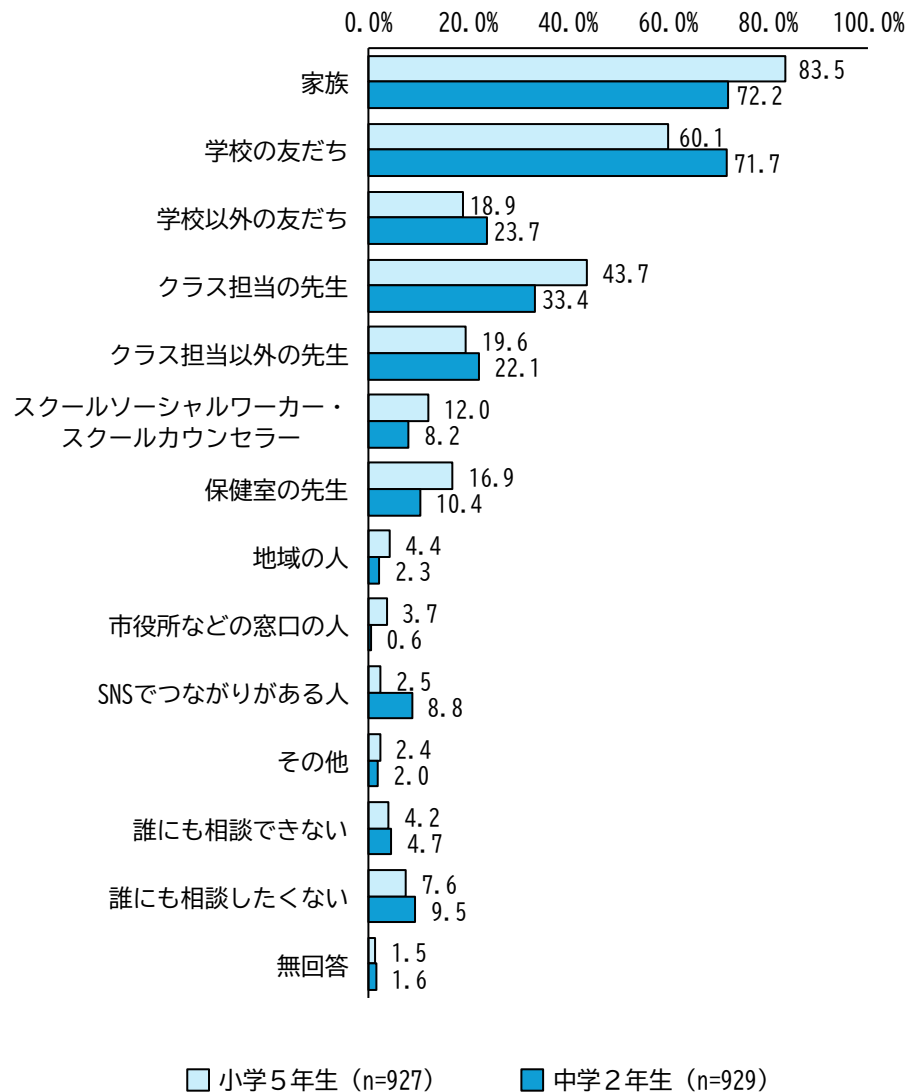
中学2年生では、「自分の家」が75.8%で最も多く、次いで「SNS、YouTube、オンラインゲームなど」が6.5%、「おじいさん・おばあさん・親せきなどの家」が4.3%となっています。



⑦ 悩みや困りごとを相談できる人について（複数回答）

「困りごとや悩みごとの相談先」について、小学5年生では、「家族」が83.5%で最も多く、次いで「学校の友だち」が60.1%、「クラス担当の先生」が43.7%となっています。

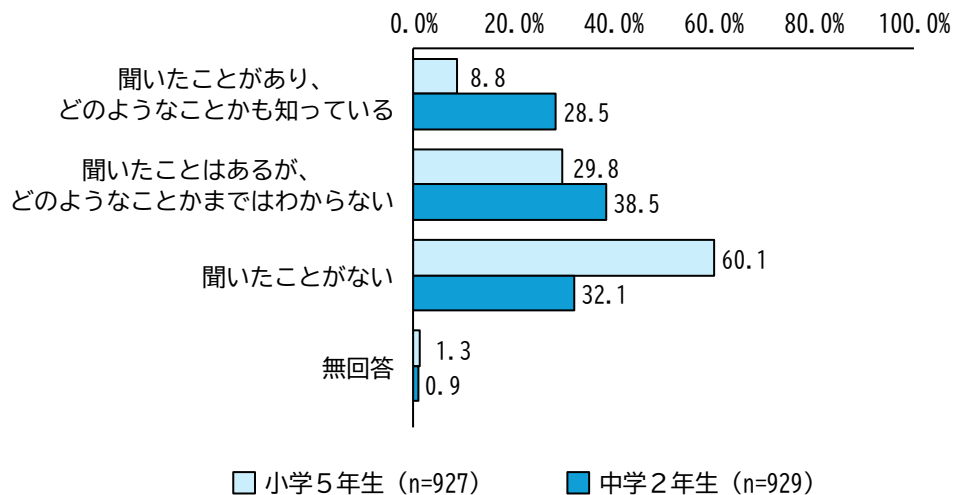
中学2年生では、「家族」が72.2%で最も多く、次いで「学校の友だち」が71.7%、「クラス担当の先生」が33.4%となっています。



⑧ こどもの権利条約について

「子どもの権利条約の4つの原則」の認知度について、小学5年生では、「聞いたことがない」が60.1%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが、どのようなことかまではわからない」が29.8%、「聞いたことがあり、どのようなことかも知っている」が8.8%となっています。

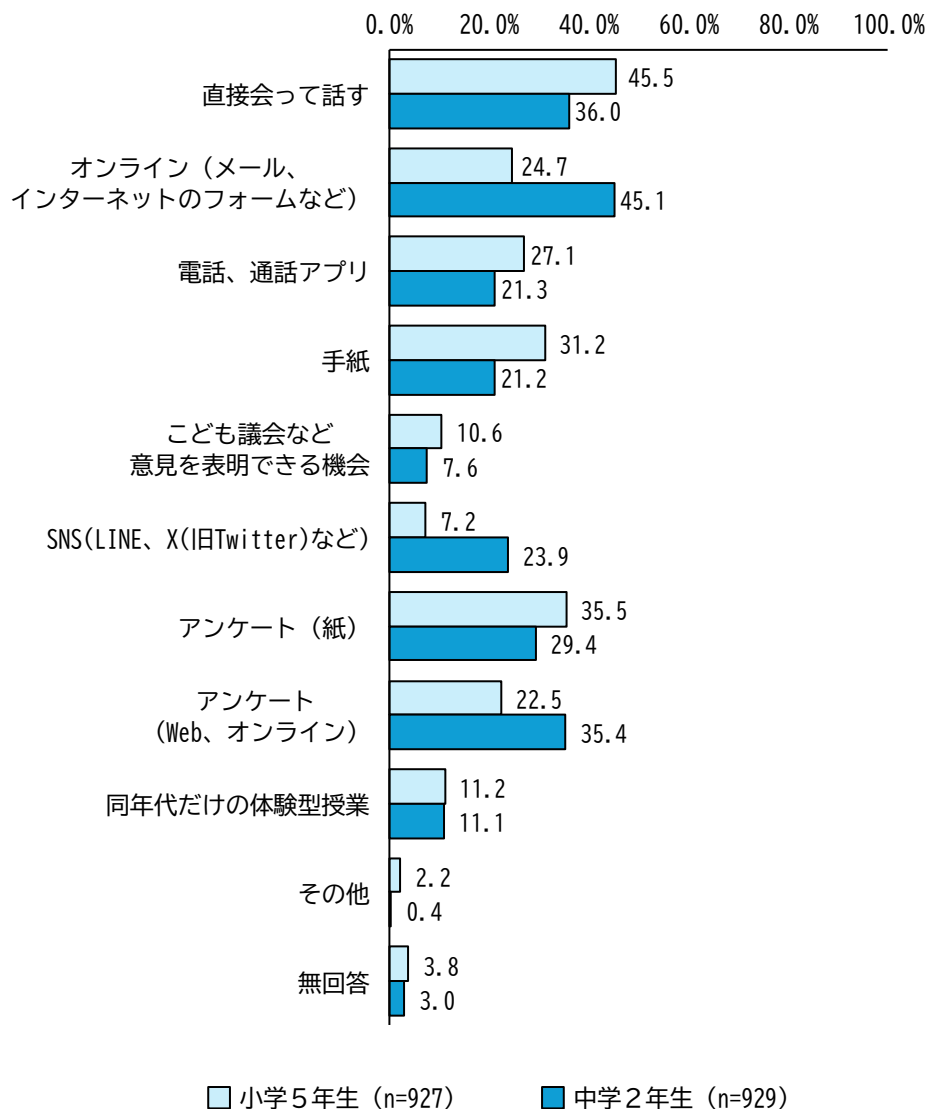
中学2年生では、「聞いたことはあるが、どのようなことかまではわからない」が38.5%で最も多く、次いで「聞いたことがない」が32.1%、「聞いたことがあり、どのようなことかも知っている」が28.5%となっています。



⑨ 意見の表明方法について（複数回答）

「木更津市について思ったことを伝える方法や手段」について、小学5年生では、「直接会って話す」が45.5%で最も多く、次いで「アンケート（紙）」が35.5%、「手紙」が31.2%となっています。

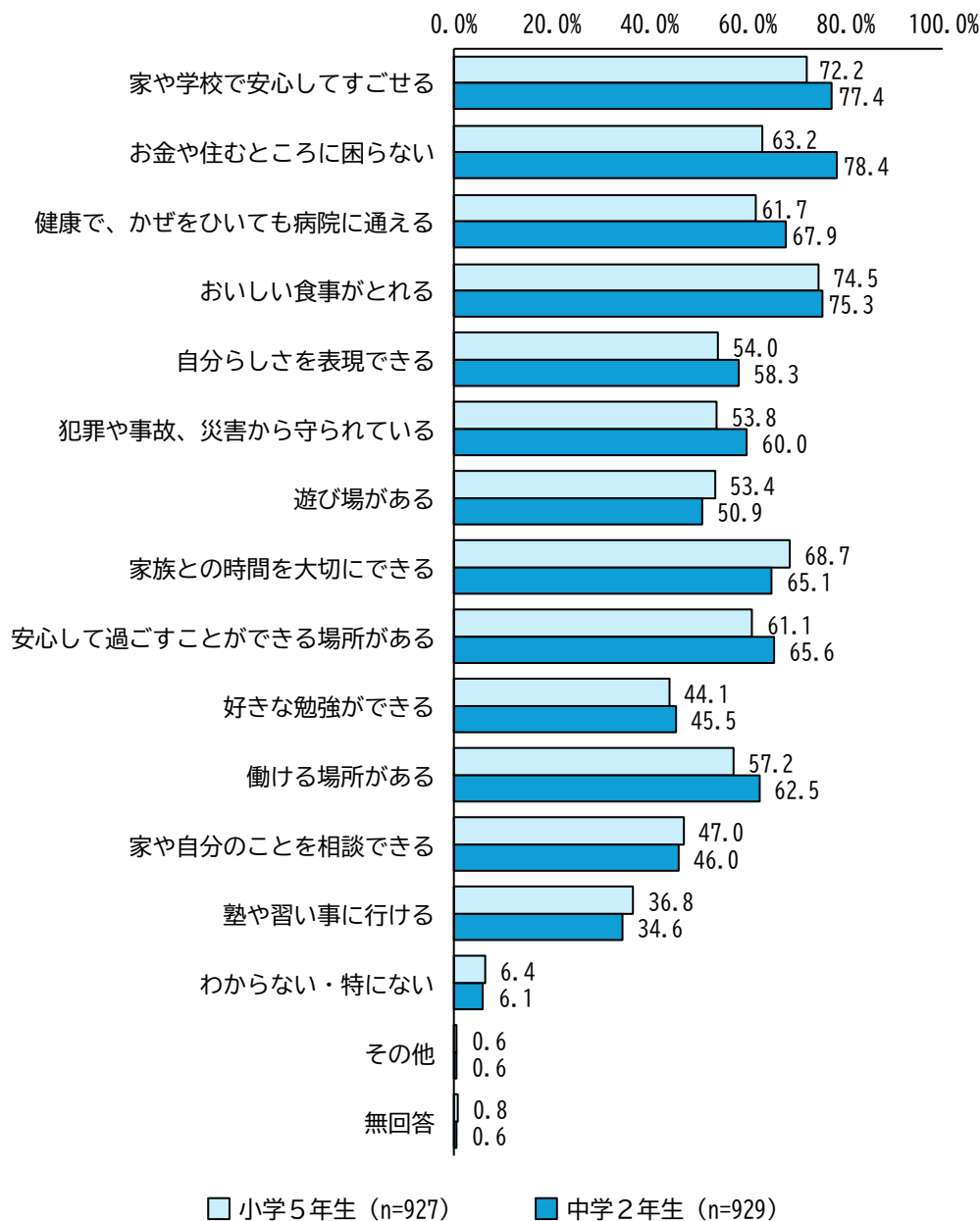
中学2年生では、「オンライン（メール、インターネットのフォームなど）」が45.1%で最も多く、次いで「直接会って話す」が36.0%、「アンケート（Web、オンライン）」が35.4%となっています。



⑩ 自分らしく暮らすために必要なことについて（複数回答）

「将来安心して、自分らしく暮らすために必要なこと」について、小学5年生では、「おいしい食事がとれる」が74.5%で最も多く、次いで「家や学校で安心してすごせる」が72.2%、「家族との時間を大切にできる」が68.7%となっています。

中学2年生では、「お金や住むところに困らない」が78.4%で最も多く、次いで「家や学校で安心してすごせる」が77.4%、「おいしい食事がとれる」が75.3%となっています。

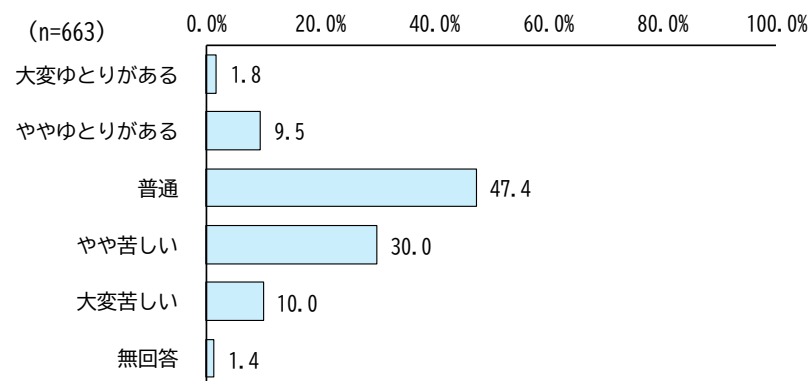


②小学5年生・中学2年生の児童の保護者調査

項目	内容
調査対象	市立学校に通う小学5年生と中学2年生の児童生徒の保護者
配付数	2,354票
回収数（回収率）	663票（28.2%）
調査期間	令和7年5月29日～令和7年7月9日
調査方法	調査案内を学校配布し、WEBにて回収

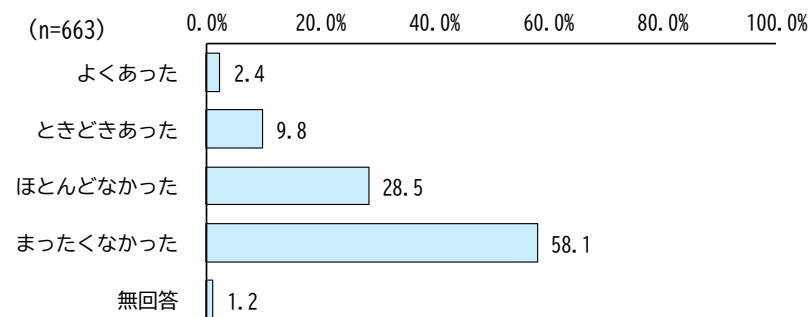
① 暮らしの状況について

「暮らしの状況」について、「普通」が47.4%で最も多く、次いで「やや苦しい」が30.0%、「大変苦しい」が10.0%となっています。



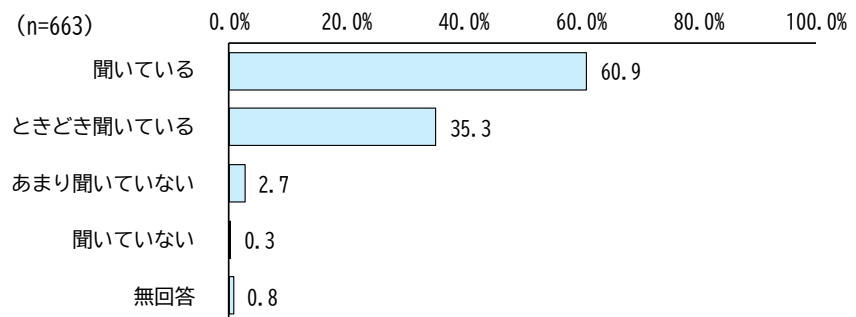
② 必要とする食料や衣料が買えなかった経験について

「必要とする食料や衣料が買えなかった経験」について、「まったくなかった」が58.1%で最も多く、次いで「ほとんどなかった」が28.5%、「ときどきあった」が9.8%となっています。



③ 家で何かを決めるとき、お子さんの意見を聞いているかについて

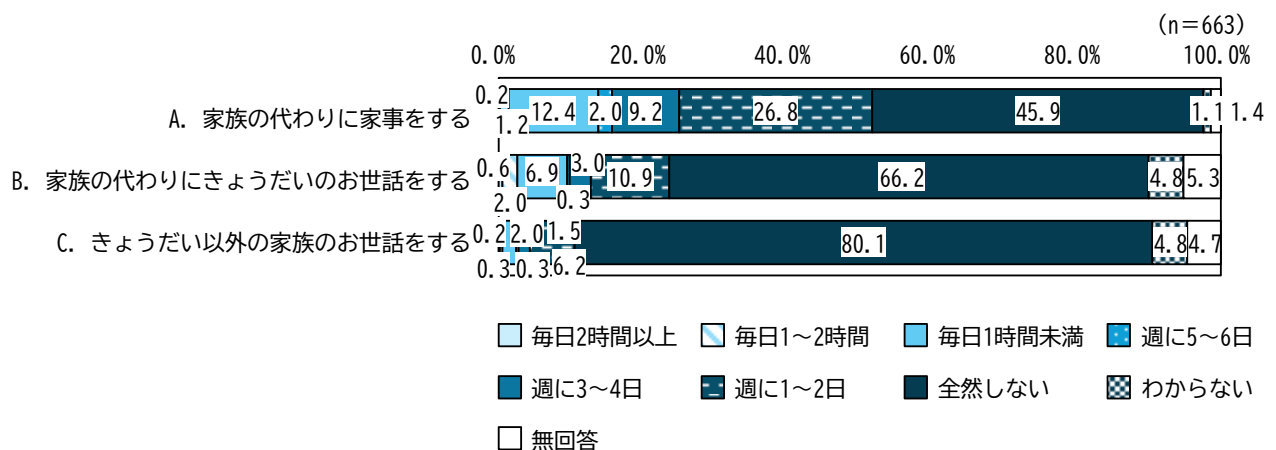
「家で何かを決めるとき、お子さんの意見を聞いているか」について、「聞いている」が 60.9%で最も多く、次いで「ときどき聞いている」が 35.3%、「あまり聞いていない」が 2.7%となっています。



④ お子さんが家庭内で行っていることについて

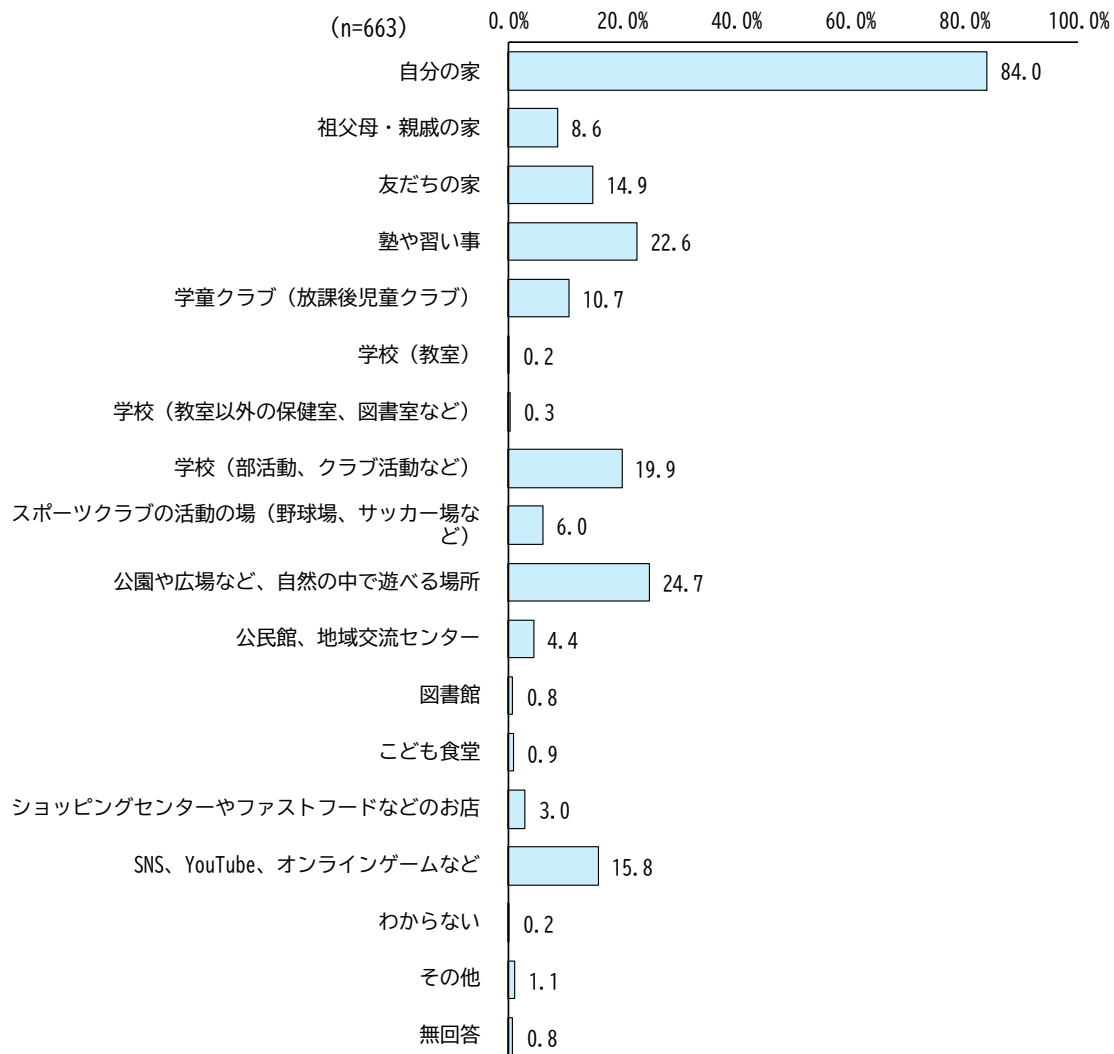
「お子さんが家庭内で行っていること」について、「毎日2時間以上」では、「B. 家族の代わりにきょうだいのお世話をする」が 0.6%で最も多く、次いで「A. 家族の代わりに家事をする」「C. きょうだい以外の家族のお世話をする」が各 0.2%となっています。

「毎日1～2時間」では、「B. 家族の代わりにきょうだいのお世話をする」が 2.0%で最も多く、次いで「A. 家族の代わりに家事をする」が 1.2%、「C. きょうだい以外の家族のお世話をする」が 0.3%となっています。



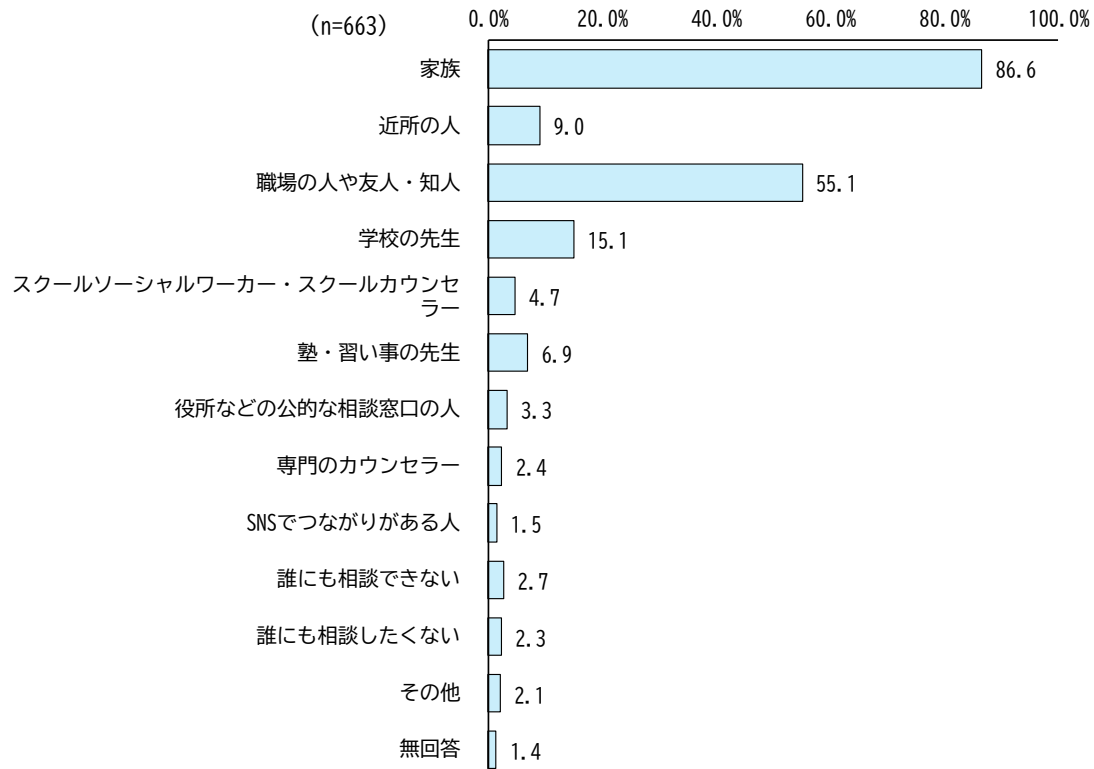
⑤ お子さんの過ごしている場所について（複数回答）

「普段過ごしている場所や、過ごしたいと思う場所」について、「自分の家」が84.0%で最も多く、次いで「公園や広場など、自然の中で遊べる場所」が24.7%、「塾や習い事」が22.6%となっています。



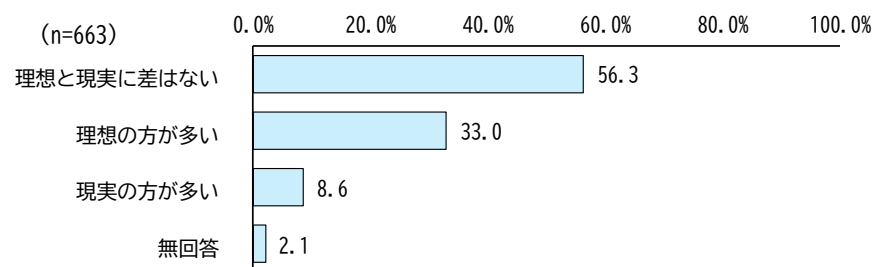
⑥ 子育てに関する不安や悩みの相談先（複数回答）

「子育てに関する不安や悩みの相談先」について、「家族」が 86.6%で最も多く、次いで「職場の人や友人・知人」が 55.1%、「学校の先生」が 15.1%となっています。



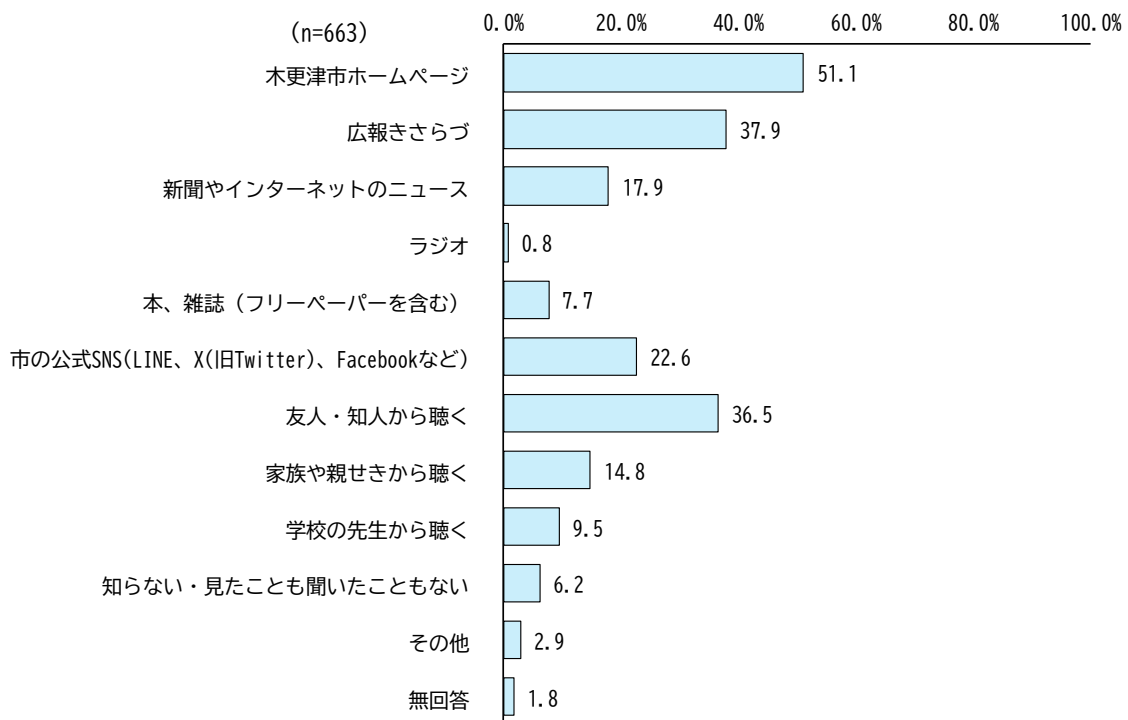
⑦ 理想と現実の子どもの人数について

「理想と現実の子どもの人数」について、「理想と現実には差はない」が 56.3%で最も多く、次いで「理想の方が多い」が 33.0%、「現実の方が多い」が 8.6%となっています。



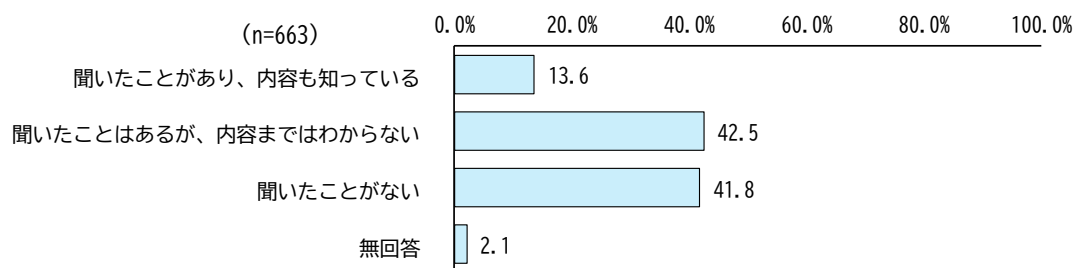
⑧ 子育てなどに関する公的な支援制度の情報の入手先について（複数回答）

「子育てなどに関する公的な支援制度の情報の入手先」について、「木更津市ホームページ」が51.1%で最も多く、次いで「広報きさらづ」が37.9%、「友人・知人から聴く」が36.5%となっています。



⑨ 子ども権利条約について

「子どもの権利条約の4つの原則」の認知度について、「聞いたことはあるが、内容まではわからない」が42.5%で最も多く、次いで「聞いたことがない」が41.8%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が13.6%となっています。



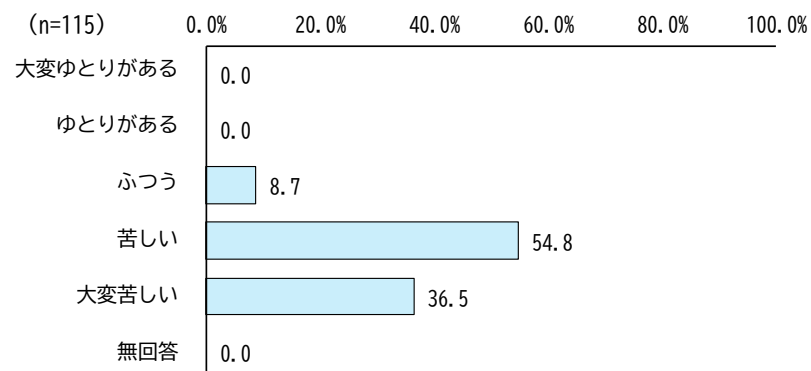
(2) ひとり親家庭調査（WEB）

本調査は、本計画におけるひとり親家庭等における本市の現状、問題点及び支援施策の利用に関する意向を把握するため、ひとり親家庭等応援臨時給付金受給者を対象に実施しました。

項目	内容
調査対象	市内在住のお子さんがあるひとり親世帯の保護者
配付数	871票
回収数（回収率）	115票（13.2%）
調査期間	令和7年5月13日～令和7年6月6日
調査方法	調査案内を郵送配布し、WEBにて回収

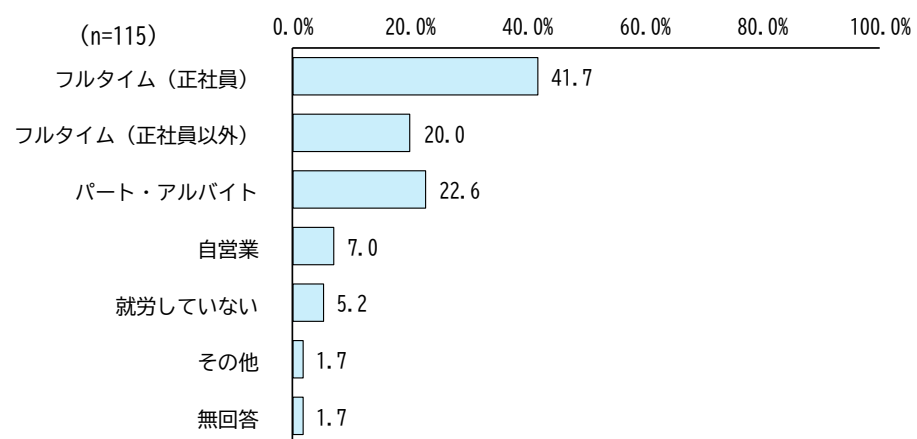
① 暮らしの状況について

「暮らしの状況」について、「苦しい」が54.8%で最も多く、次いで「大変苦しい」が36.5%、「ふつう」が8.7%となっています。



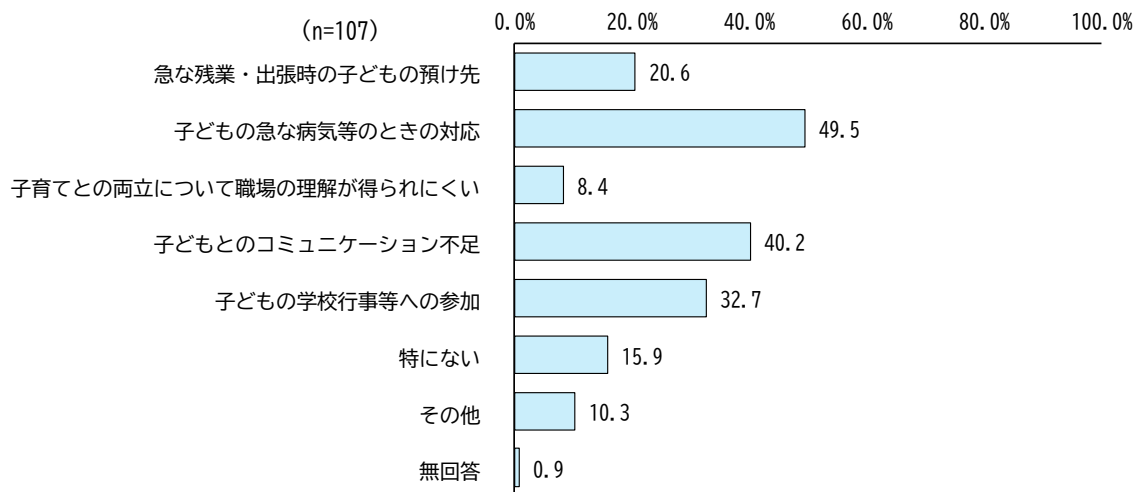
② 現在の就労状況について

「現在の就労状況」について、「フルタイム（正社員）」が41.7%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が22.6%、「フルタイム（正社員以外）」が20.0%となっています。



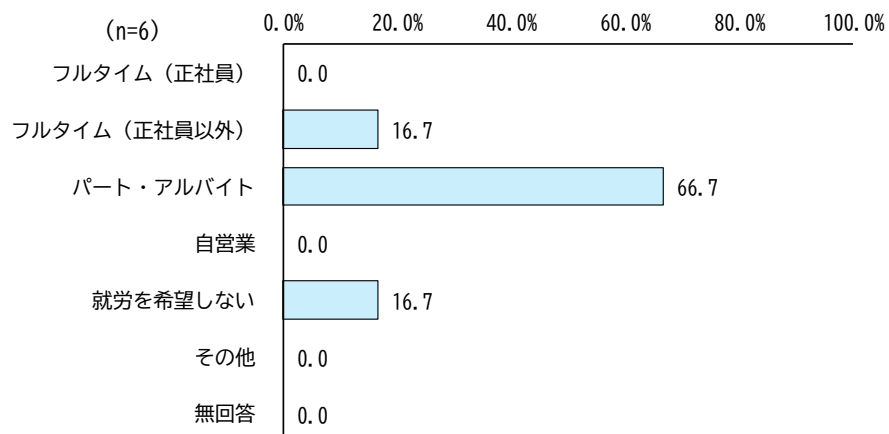
③ 仕事と子育てを両立するうえで、困っていることについて（複数回答）

「仕事と子育てを両立するうえで、困っていること」について、「子どもの急な病気等の際の対応」が49.5%で最も多く、次いで「子どもとのコミュニケーション不足」が40.2%、「子どもの学校行事等への参加」が32.7%となっています。



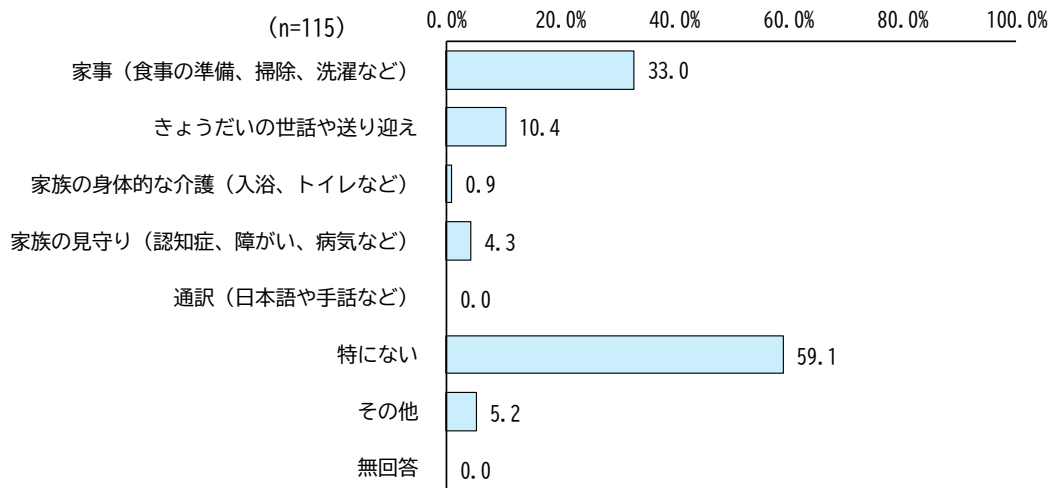
④ 希望する雇用形態について

「希望する雇用形態」について、「パート・アルバイト」が66.7%で最も多く、次いで「フルタイム（正社員以外）」「就労を希望しない」が各16.7%となっています。



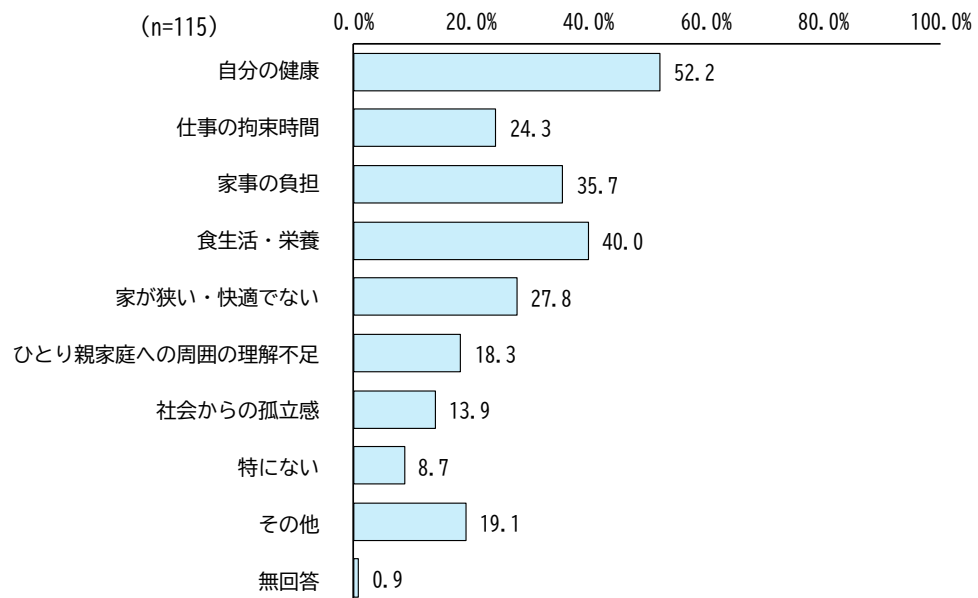
⑤ 家庭で子どもが担当している役割について（複数回答）

「家庭で子どもが担当している役割」について、「特にない」が 59.1%で最も多く、次いで「家事（食事の準備、掃除、洗濯など）」が 33.0%、「きょうだいの世話や送り迎え」が 10.4%となっています。



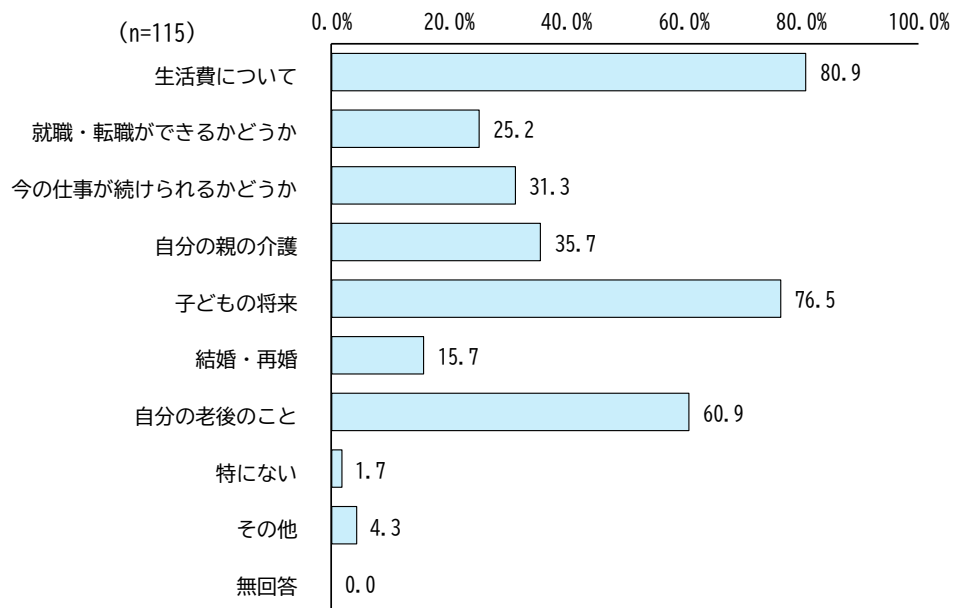
⑥ 生活の中での悩みや不安について（複数回答）

「生活の中での悩みや不安」について、「自分の健康」が 52.2%で最も多く、次いで「食生活・栄養」が 40.0%、「家事の負担」が 35.7%となっています。



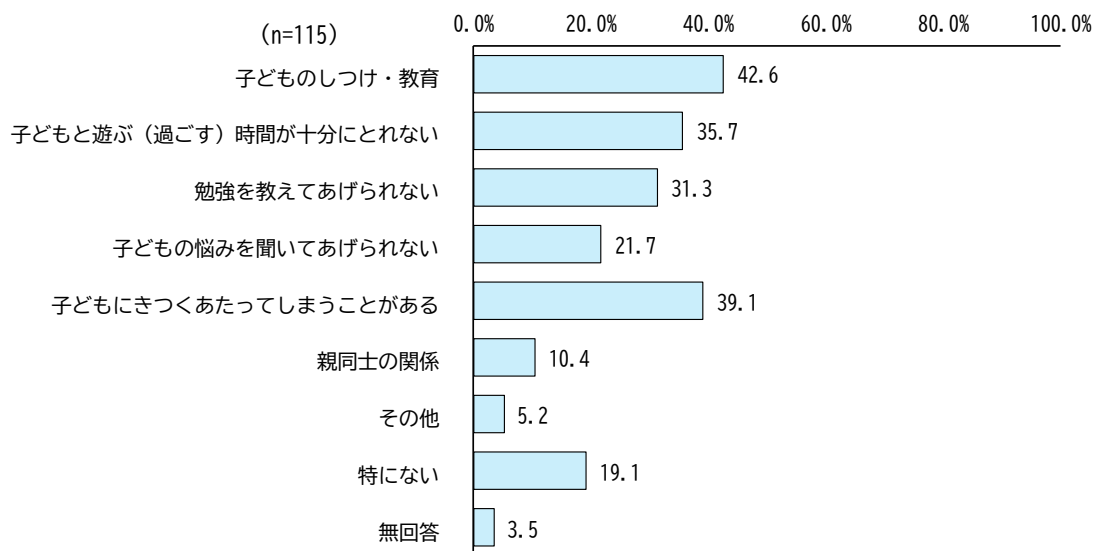
⑦ 将来の不安や悩みについて（複数回答）

「将来の不安や悩み」について、「生活費について」が 80.9%で最も多く、次いで「子どもの将来」が 76.5%、「自分の老後のこと」が 60.9%となっています。



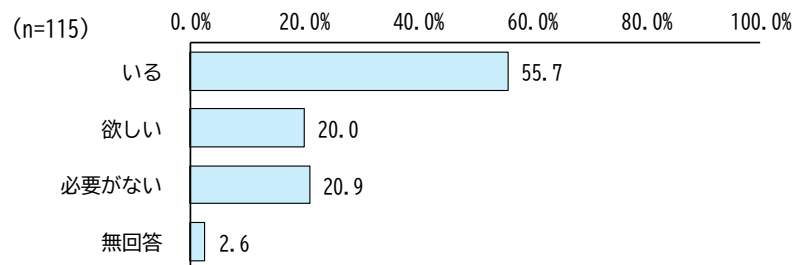
⑧ 子育てをしている中での不安や悩みについて（複数回答）

「子育てをしている中での不安や悩み」について、「子どものしつけ・教育」が 42.6%で最も多く、次いで「子どもにきつくあたってしまうことがある」が 39.1%、「子どもと遊ぶ（過ごす）時間が十分にとれない」が 35.7%となっています。



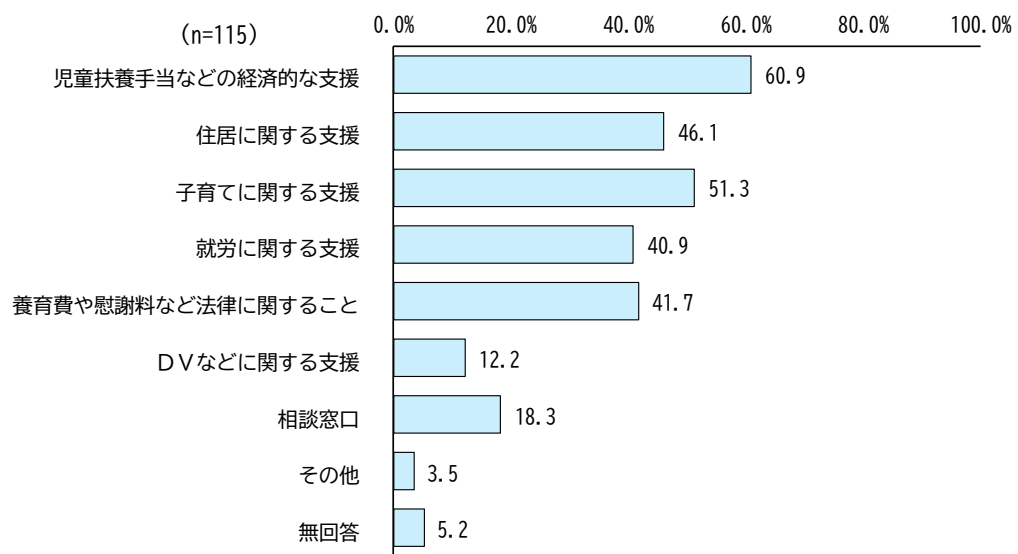
⑨ 悩みを相談できる相手について

「悩みを相談できる相手」について、「いる」が55.7%で最も多く、次いで「必要がない」が20.9%、「欲しい」が20.0%となっています。



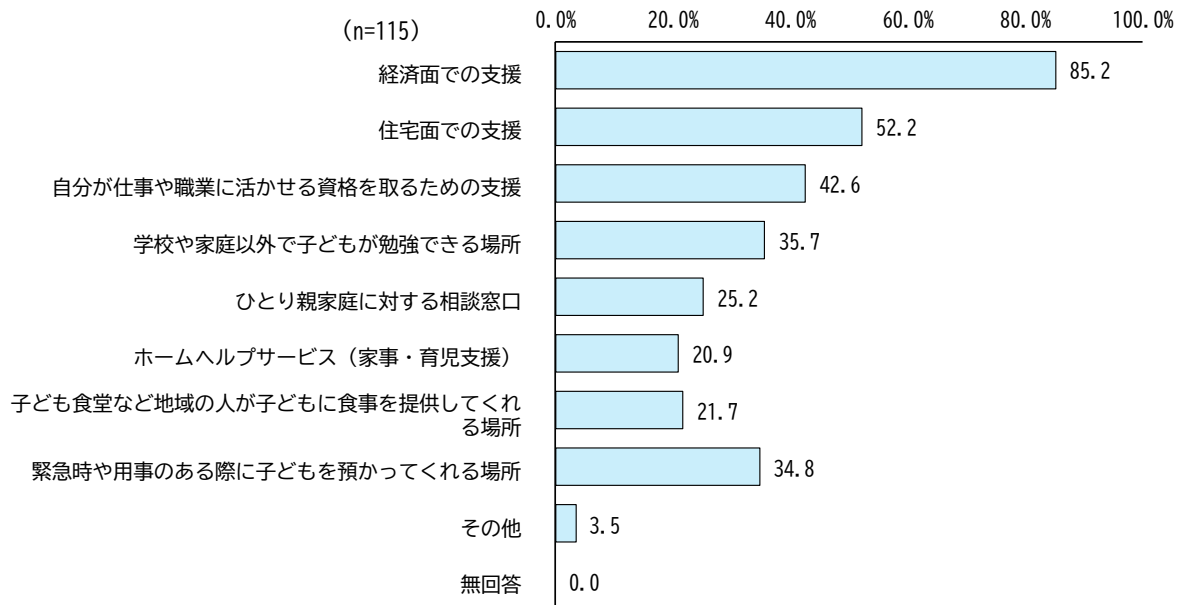
⑩ ひとり親になる時に知りたかったことについて（複数回答）

「ひとり親になる時に知りたかったこと」について、「児童扶養手当などの経済的な支援」が60.9%で最も多く、次いで「子育てに関する支援」が51.3%、「住居に関する支援」が46.1%となっています。



⑪ 支利用したいと思う支援やサービスについて（複数回答）

「利用したいと思う支援やサービス」について、「経済面での支援」が 85.2%で最も多く、次いで「住宅面での支援」が 52.2%、「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」が 42.6%となっています。



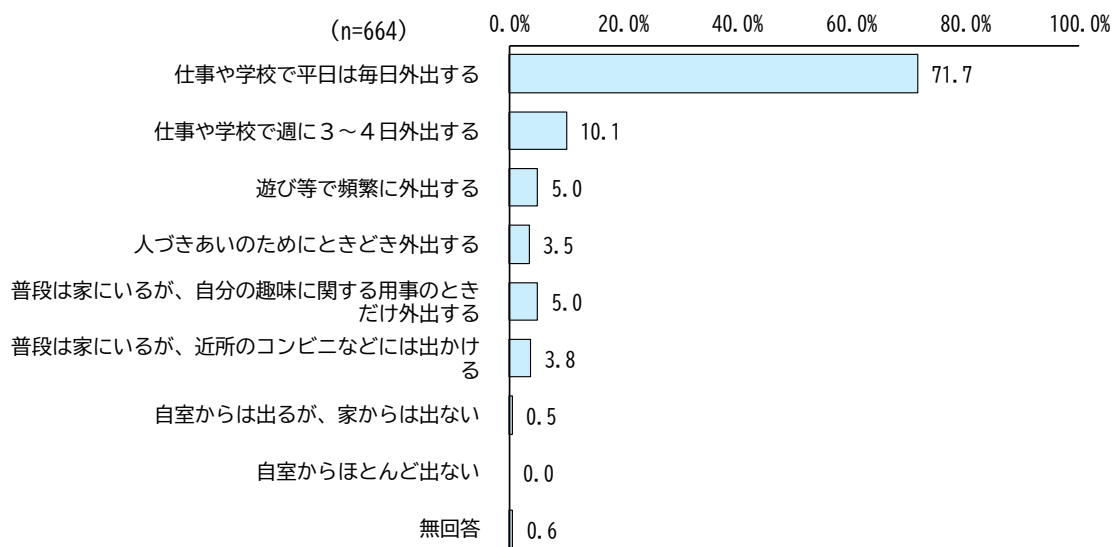
(3) 若者調査（WEB）

本調査は、本計画における（子ども・若者育成支援推進法に基づく）子ども・若者計画に関する事項を含めた本市の現状、問題点及び支援施策の利用に関する意向、実態やニーズを把握するため、15 歳から 39 歳の若者を対象に実施しました。

項目	内容
調査対象	市内在住の15歳～39歳の方
配付数	3,000票
回収数（回収率）	664票（22.1%）
調査期間	令和7年7月18日～令和7年8月11日
調査方法	調査案内を郵送配布し、WEBにて回収

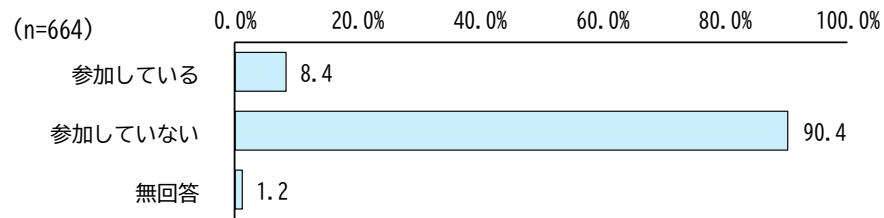
① 普段の外出状況について

「普段の外出状況」について、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が 71.7%で最も多く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」が 10.1%、「遊び等で頻繁に外出する」「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が各 5.0%となっています。



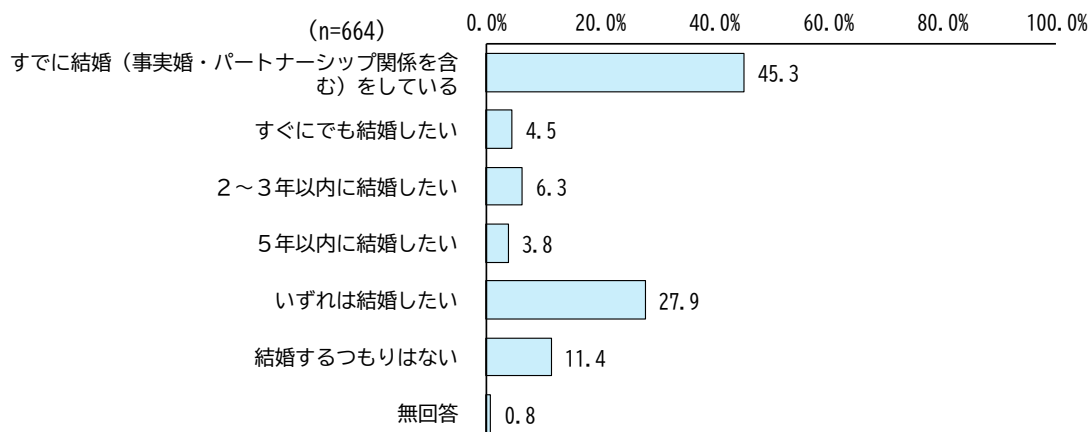
② 地域活動への参加状況

「地域活動への参加状況」について、「参加している」が8.4%、「参加していない」が90.4%となっています。



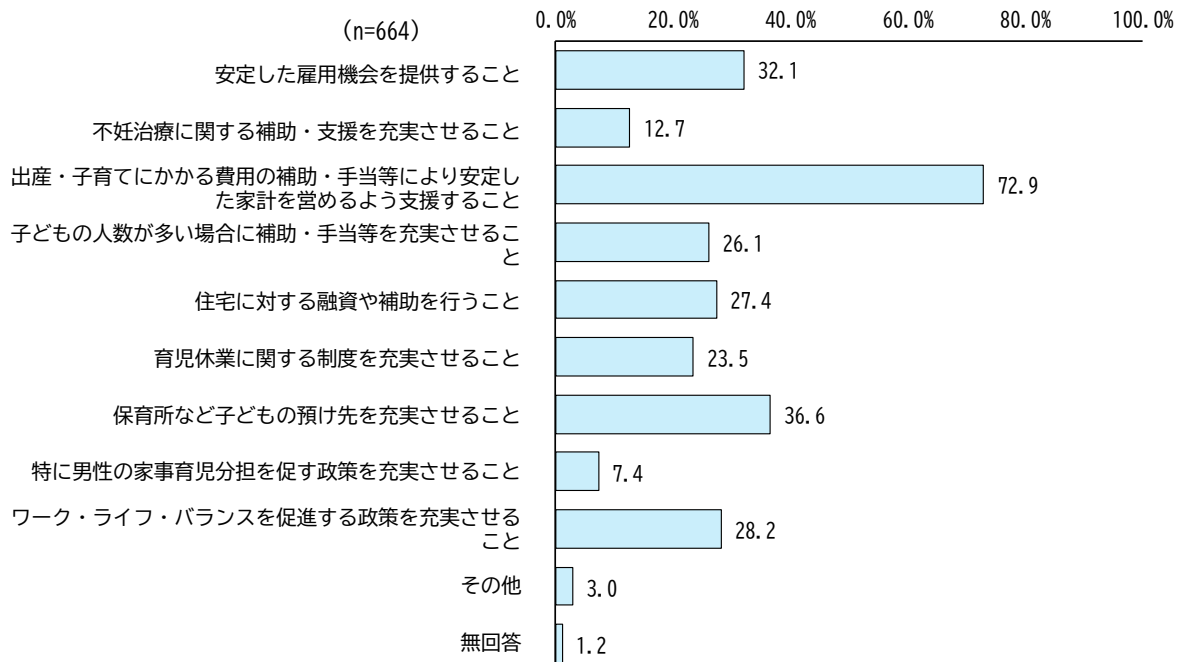
③ 将来、結婚したいかについて

「将来、結婚したいか」について、「すでに結婚（事実婚・パートナーシップ関係を含む）をしている」が45.3%で最も多く、次いで「いずれは結婚したい」が27.9%、「結婚するつもりはない」が11.4%となっています。



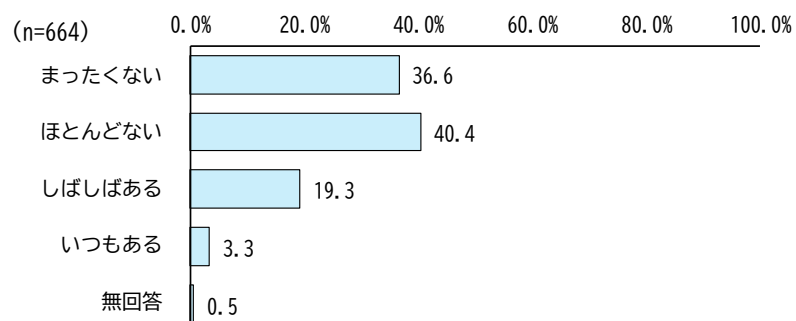
④ 子どもを安心して産み育てることができるための施策（複数回答）

「子どもを安心して産み育てることができるための施策」について、「出産・子育てにかかる費用の補助・手当等により安定した家計を営めるよう支援すること」が72.9%で最も多く、次いで「保育所など子どもの預け先を充実させること」が36.6%、「安定した雇用機会を提供すること」が32.1%となっています。



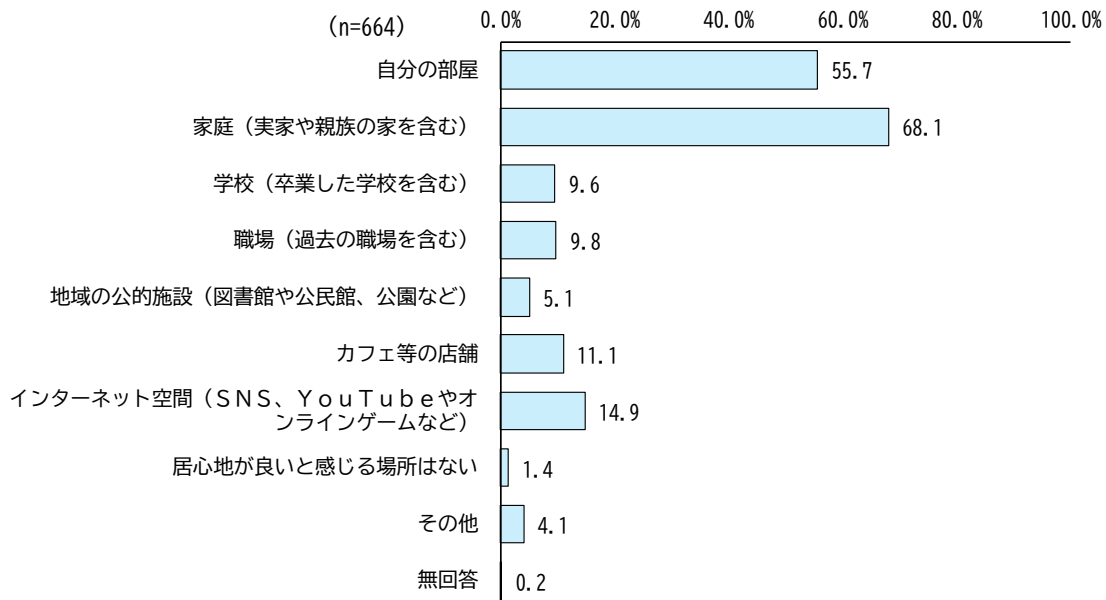
⑤ 孤独だと感じるかについて

「孤独だと感じるか」について、「ほとんどない」が40.4%で最も多く、次いで「まったくない」が36.6%、「しばしばある」が19.3%となっています。



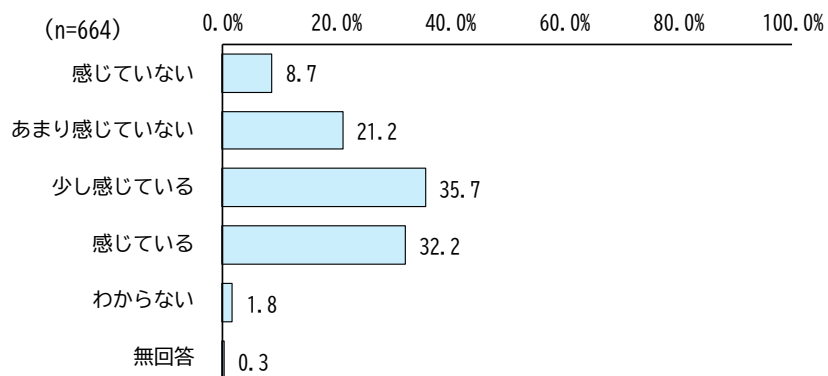
⑥ 居心地が良いと感じる場所について（複数回答）

「居心地が良いと感じる場所」について、「家庭（実家や親族の家を含む）」が68.1%で最も多く、次いで「自分の部屋」が55.7%、「インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」が14.9%となっています。



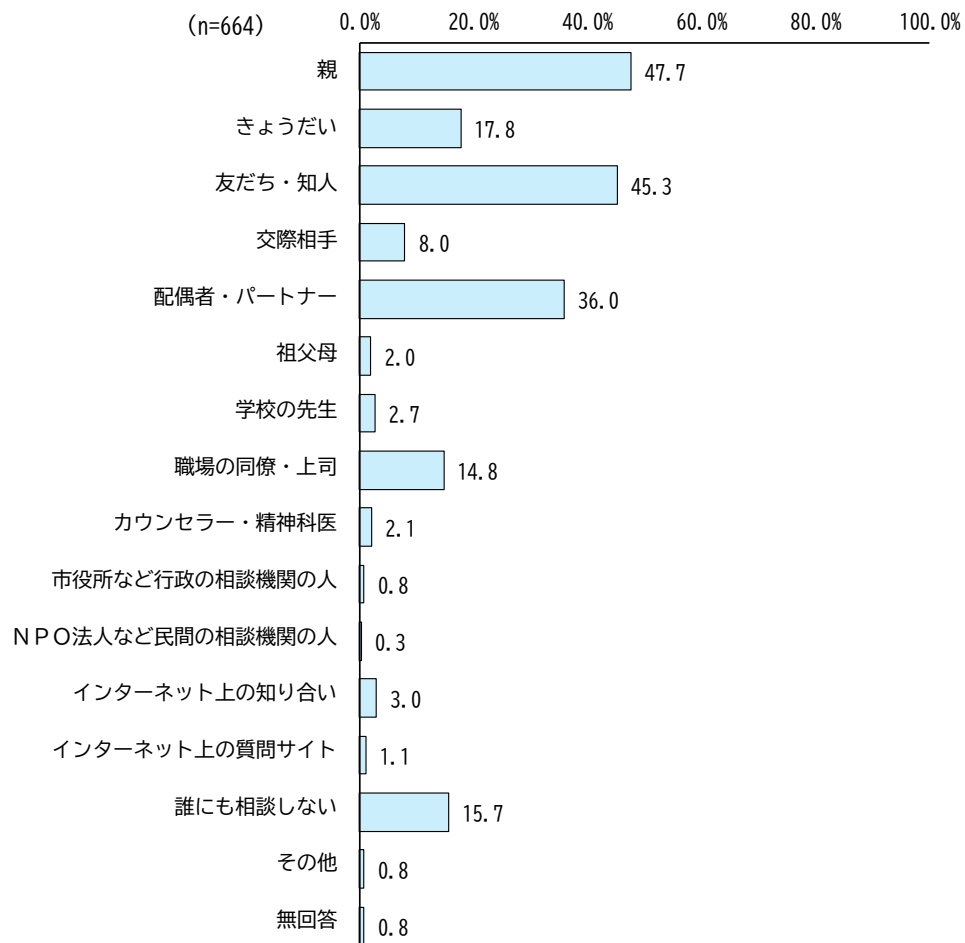
⑦ 将来への不安について

「将来への不安」について、「少し感じている」が35.7%で最も多く、次いで「感じている」が32.2%、「あまり感じていない」が21.2%となっています。



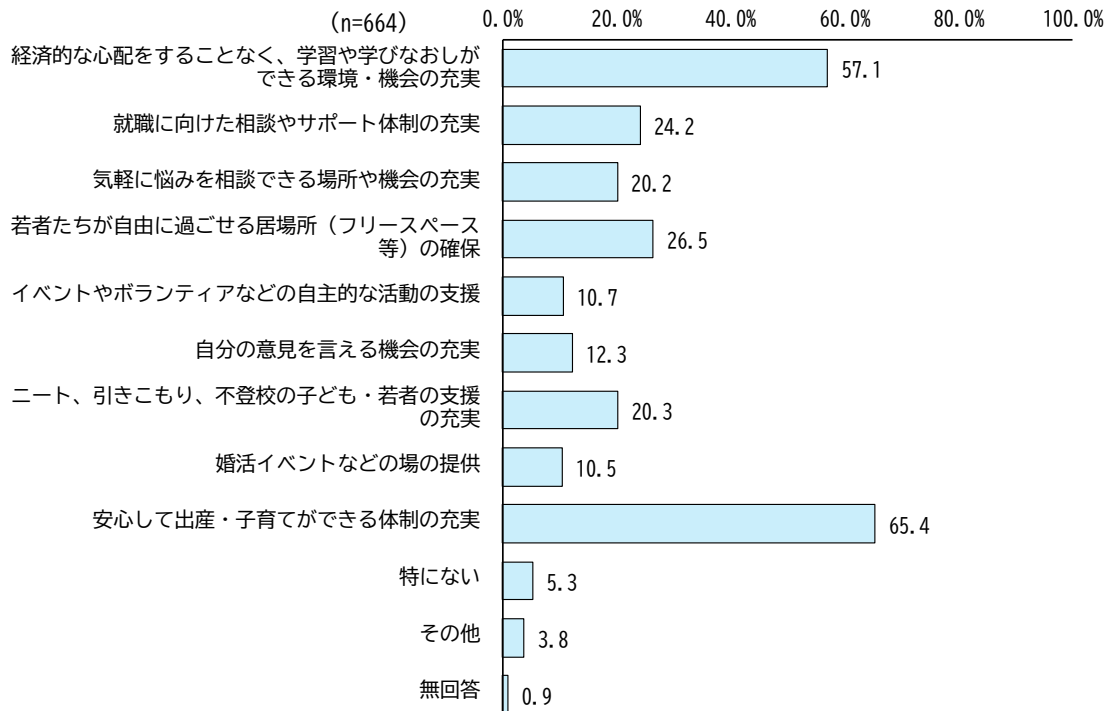
⑧ 悩み事や不安の相談先について（複数回答）

「悩み事や不安の相談先」について、「親」が47.7%で最も多く、次いで「友だち・知人」が45.3%、「配偶者・パートナー」が36.0%となっています。



⑨ 子どもや若者のために、木更津市が取り組むべきことについて（複数回答）

「子どもや若者のために、木更津市が取り組むべきこと」について、「安心して出産・子育てができる体制の充実」が65.4%で最も多く、次いで「経済的な心配をすることなく、学習や学びなおしができる環境・機会の充実」が57.1%、「若者たちが自由に過ごせる居場所（フリースペース等）の確保」が26.5%となっています。



(4)「学習支援教室」に通う中学生等を対象とした調査（対面）

本調査は、市内の学習支援教室に通う中学生等を対象に、「ふだんの生活で大変なこと、困っていること」「ふだんの生活がこうなったらいいな、木更津市がこうなったらいいなと思うこと」について、自由記述形式のアンケート調査を実施しました。

項目	内容
参加者	市内の「学習支援教室」に通う中学生等 36名
開催日時	令和7年6月17日、20日、25日、26日 19:00～19:20
開催場所	西清川公民館、富来田公民館、岩根公民館、中央公民館
調査方法	対面でのアンケート調査

① 「ふだんの生活で大変なこと、困っていること」をテーマとした意見聴取結果

■主な意見（一部抜粋）

【自然環境持続可能性】

- ・たばこのゴミや食べ物のゴミが道路や公園に落ちている。
- ・たばこの吸い殻が下校中に落ちていて迷惑。
- ・ごみが散らかっている。公園のごみがすごい落ちている。

【インフラ交通】

- ・電車の本数を増やして欲しいです。
- ・車がないと、色々な場所にいけない。久留里線の本数が少ない。歩道がないところがある。
- ・通学時間に大きな音をだして走っている車があってとても怖い。すごいスピードを出して走る車がいてとても怖い。

【学校関連】

- ・学校の人数が少ない。勉強に集中できない。
- ・部活の時間が短い。
- ・学校で、友だちが、グループになって、グループに入れなくてこまっている。

【公共施設・サービス】

- ・運動などできる広い公園みたいなスペースが少ない。
- ・広場が欲しい。コンビニエンスストアを増やしてほしいです。
高齢の方や、障害のある人の施設を増やしてほしい。
- ・木更津市でサッカー場をつくってほしいです。

② 「ふだんの生活がこうなったらいいな、木更津市がこうなったらいいなと思うこと」をテーマとした意見聴取結果

■主な意見（一部抜粋）

【自然環境持続可能性】

- ・ごみ捨て場とかのふたを鉄にして広くしてほしい（カラスに荒らされるから）きれいにしてほしい。
- ・木更津市がきれいな町になってほしい。
- ・自然豊かで明るい市になってほしいと思います。
- ・ポイ捨てをしない。

【インフラ交通】

- ・電車の数を増やしてほしい。
- ・アクアラインの渋滞が少しでも改善されたらうれしいです。
- ・久留里線を休日の人が多い時間だけでも、本数を多くしてほしい。

【学校関連】

- ・体育館のバスケットゴールを自動にしてほしい。
- ・トイレを洋式にして欲しい。
- ・部活の時間を増やしてほしい。
- ・給食費の無償化

【公共施設・サービス】

- ・運動などできる広い公園みたいなスペースが少ない。
- ・広場が欲しい。コンビニエンスストアを増やしてほしいです。
高齢の方や、障害のある人の施設を増やしてほしい。
- ・木更津市でサッカー場をつくってほしいです。

3. ワークショップ結果の概要

(1) 高校生・大学生を対象としたワークショップ

「こども基本法」に基づくこどもへの意見聴取の一環として、こども・若者に対するワークショップを開催いたしました。

今回のワークショップでは、本計画の策定にあたり、市内在住・在学の高校生および大学生を対象に、「あなたが考える子ども・若者にとって住みやすいまちとは？」を直接意見聴取する機会の場合として、2班（A班・B班）に分かれてグループワークを実施しました。

項目	内容
参加者	市内の高校生および大学生（短大生を含む） 10名
開催日時	令和7年7月16日 16:00～17:45
開催場所	木更津市富士見1丁目2番1号 スパークルシティ木更津8階 木更津市役所駅前庁舎 防災室・会議室
実施方法	グループワーク

① 各グループから出た主な意見

子ども・若者が住みやすいまちづくりをめざし実施した意見交換では、多様な提案が寄せられました。

A班からは、自転車で安全に走行できる道路整備や公共交通の利便性向上、自由に遊べる公園や夜間も安心できる居場所の確保など、安全・安心な生活基盤の充実に関する意見が多く出されました。さらに行政手続きのワンストップ化や駅周辺のWi-Fi強化などICT活用による利便性向上も要望されました。

一方B班からは、音楽を楽しめるカフェや多様な価値観を受け入れる空間づくり、祭りやスポーツ応援を通じた交流や一体感の醸成に加え、花や緑あふれる環境や海岸の美化など自然・景観に関する声が多く寄せられました。

A班は生活利便性、B班は地域交流や環境快適さを重視する傾向でしたが、両班に共通して「移動のしやすさ」「安心して過ごせる環境」「交流の場の拡充」が求められ、子ども・若者が安心して暮らせるまちづくりに向けた重要な視点が示されました。

グループワークの様子



■ A班の主な意見

※当日の意見を概ね原文のまま、一部抜粋

カテゴリー	意見
道の整備	自転車で安全に移動できる道を整備してほしい
	安全に駅前で送迎ができるように場所を整備してほしい
交通	車が必須とならないように交通の便を改善してほしい
	金田から木更津までの移動手段をもっと増やしてほしい
	バスの本数をもっと増やしてほしい
	車がなくても都心にアクセスできるようにしてほしい
居場所	時間制限なく使える場所があるとよい
	自分の通っている大学が居心地よい
	勉強や趣味などの好きな作業ができる場所がほしい
	幅広い年代と触れ合える場所があるとよい
公園	ケガをすることのない安全な公園を整備してほしい
	ボール遊びができる公園を増やしてほしい
	小さい子にも使える遊具を増やしてほしい
	大人の送迎なくこどもだけで集まれる公園を増やしてほしい
交流	市内の人たちとの交流機会を増やしてほしい
	他校の生徒との交流の場があるとよい
システム	市の施設利用に関することをまとめて手続きできるシステムがあるとよい
	駅周辺のフリーWi-Fiの速度を改善してほしい
	ネットで自習室の空き状況がわかるようにしてほしい
学生の居場所	市民会館をもっと活用してほしい
	友達と一緒に自習できる場所があるとよい
	放課後に遊べる場所がほしい
その他	木更津駅周辺に学生が楽しめる場所がない
	こどもがたくさん住んでいる元気な街を目指してほしい
	治安を良くして木更津のイメージを上げてほしい
	海をいかしたアクティビティ・イベントに参加する機会をつくってほしい

■ B班の主な意見

※当日の意見を概ね原文のまま、一部抜粋

カテゴリー	意見
施設	バリアフリーをもっと充実させてほしい
	広くて自由に使える場所があるとよい
	駅の周りに楽しめる所がほしい
	こどもがあそべるような遊具が充実している公園がほしい
道路・交通	東京以外からも簡単に来ることができるように交通の便を改善してほしい
	道路の路面がガタガタなので整備してほしい
	自転車が通る道幅が狭いので広くなるとよい
	バスの本数をもっと増やしてほしい
地域とのつながり	イベントやお祭りを増やしてほしい
	外国の方と遊びを通じたコミュニケーションのできる機会がほしい
	小さい子でも参加しやすいお祭りがほしい
	伝統を受け継げるように年上の方との交流の場がほしい
	学生と保育園くらいの子がふれあえる場所がほしい
	自由に参加できるお祭りがほしい
治安	駅から離れた所は街灯が少ないので増やしてほしい
	夜は治安維持のためにパトロールなどをしてほしい
自然・衛生	季節ごとに駅周辺で季節感を出してほしい
	花や木を植えたりして自然を増やしてほしい
	海の砂浜にゴミが多いのでゴミ拾いのボランティアを増やしてきれいにしてほしい
居場所	同じ立場で共感しあえる人のいる空間は居心地よい
	多様性が受けいれられる場所は居心地よい
	家族のいる空間は居心地よい
	こどもの声が聞こえたり、大人の人がいる場所は居心地よい
	図書館のフリースペースが居心地よい
	学校の友だちと教室で過ごしているときに居心地よい
その他	障がいのある方にやさしいまちにしてほしい
	こどもを産んだ後の補助金などの支援を厚くしてほしい
	木更津市からの公式ラインの情報発信が多くてよい

4. きさらづみなトークでの意見聴取結果の概要

「こども基本法」に基づくこどもへの意見聴取の一環として、木更津市が運営する市民参加型のオンライン合意形成プラットフォーム「きさらづみなトーク」にて市民の皆さまから意見募集を実施しました。なお、本意見聴取は定性調査であることから、記述内容の傾向や多数意見を把握するために、テキストマイニング手法による分析を行いました。

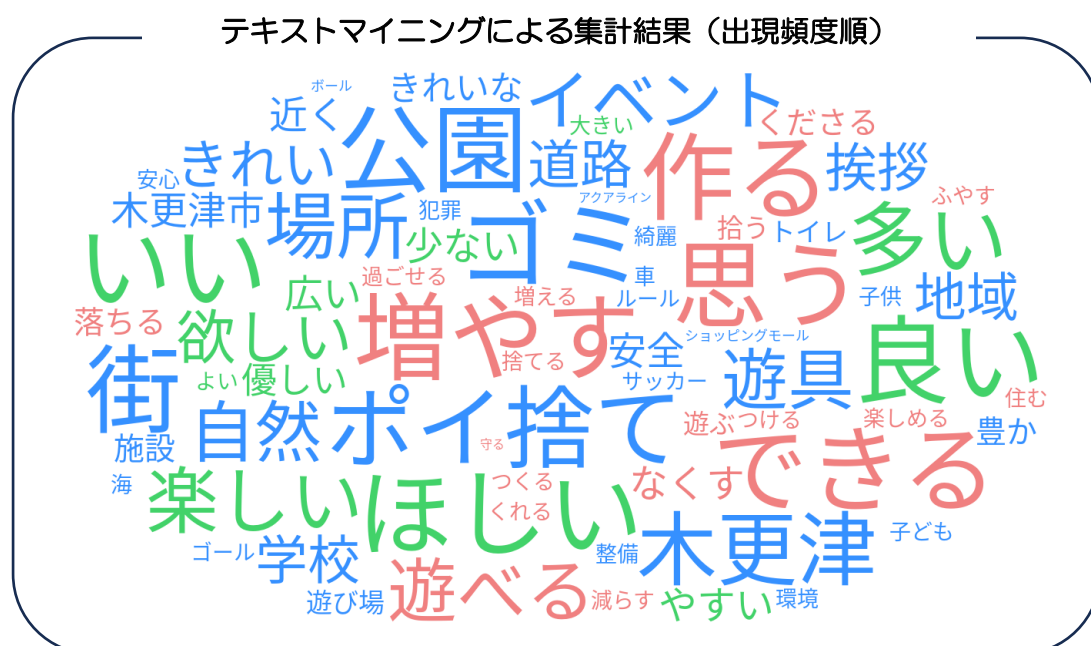
項目	内容
対象者	① 市立学校に通う小学生・中学生 ② 全市民
調査期間	① 令和7年4月14日～令和7年4月30日 ② 令和7年3月1日～令和7年4月30日
調査方法	市民参加型オンライン合意形成プラットフォーム「きさらづみなトーク」にて意見を募集

① 市立学校に通う小学生・中学生対象とした意見聴取結果

市立学校に通う小学生・中学生を対象に「あなたが思う。楽しくすごせる「きさらづ」ってどんな町？」について、5,515 件の意見をいただきました。

「公園」「遊具」「自然」「イベント」など、遊びや交流の場に関するワードが多く使用されており、「ゴミ」「ポイ捨て」「なくす」「減らす」「きれいにする」といった、環境美化への関心の高さを示すワードも頻出しています。

これらの結果から、木更津市の子どもたちは「安全できれいな遊び場が多く、自然豊かでイベントなどの交流や楽しめる機会がある町」を理想と考えていることが分かります。



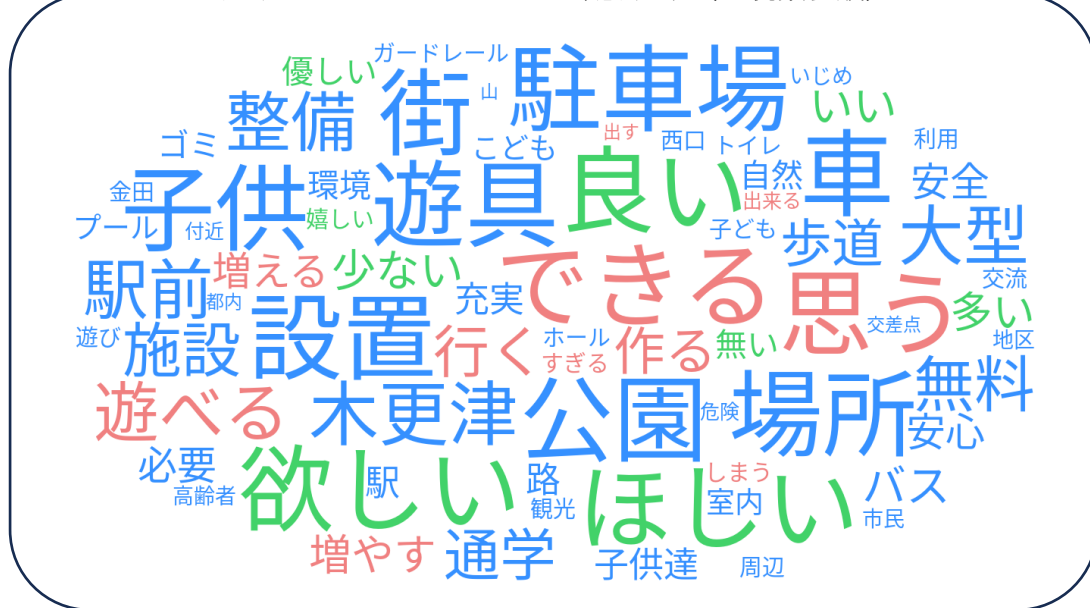
② 全市民を対象とした意見聴取結果

全市民を対象に「理想のきさらづはこんな街！ あなたのイメージを教えてください！」について、81 件の意見をいただきました。

「公園」「遊具」「駐車場」「車」「子供」など、家族や子どもが楽しめる施設・環境に関するワードが多く使用されており、「場所」「設備」「設置」「整備」「無料」「大型」といった、具体的なインフラやサービスの充実・利便性の高さを示すワードも頻出しています。

これらの結果から、「子どもや家族が快適に過ごせる遊び場や公園、充実した施設やインフラが整い、誰もが安全で安心して暮らせる便利なまち」を理想と考えていることが分かります。

テキストマイニングによる集計結果（出現頻度順）



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

(1) 本市基本計画における理念

本市では、『地域福祉計画』において、基本理念を「みんなで創る 笑顔あふれる 子育て応援のまち」としています。

また、「こども大綱」では、すべてのこどもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

こうした木更津市地域福祉計画やこども大綱の考え方を踏まえ、また、今後統合を行うことになる第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画とも整合性を図りながら、権利の主体である「こども目線」「こどもまんなか」に立った取組を行うこととし、こども主体の視点のもと、本計画における基本理念を次のように定めます。

**すべてのこどもが、安心して自分らしく育ち、
夢を描けるまち“きさらづ”**

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、最も新しい時代のバトンを受け継いで走るランナーとして保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

本市こども計画は「すべてのこどもが、安心して自分らしく育ち、夢を描けるまち“きさらづ”」を基本理念として掲げ、

すべてのこども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、基盤とした施策を推進すること。

安心して子育てができるように、その成長の一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、社会全体で切れ目なく支えること。

自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、自分らしく社会に参画すること。

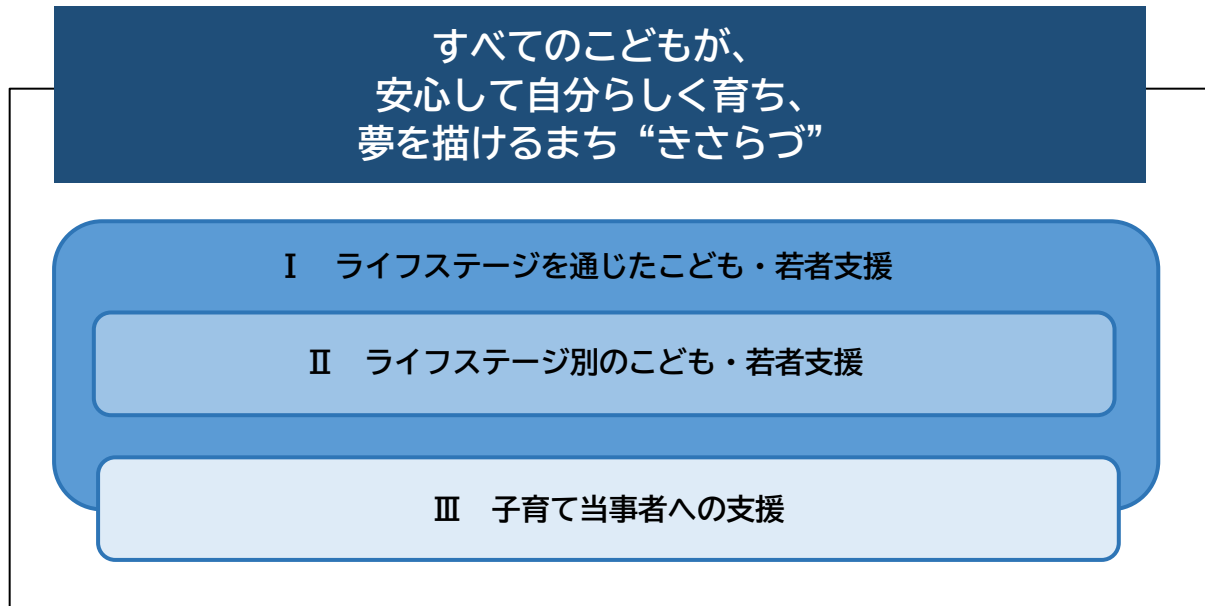
そして、働くこと・誰かと家族になること・親になることなどに夢や希望を描くことができること、自分や他の人と相互に人格と個性を尊重しながら、お互いを支え合えること。

こうした社会が実現できるよう、こども・若者の可能性を広げていく地域づくりを進めていきます。

2. 基本目標

(1) 基本目標の設定

基本理念の達成に向けて、本計画で推進すべき3つの施策の柱を次のとおり定め、目標として掲げ、それぞれに沿って施策を定めます。



基本目標Ⅰ ライフステージを通じたこども・若者支援

こどもは、大人と同じく一人の人間として様々な権利をもつ主体であり、自分の意見を表明する権利やその意見が考慮される権利を有しています。また、こどもは成長の過程にあって、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、年齢や発達の程度に応じて尊重し、これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくり、こども・若者の自己実現に向けてライフステージを通じて支援します。

基本目標Ⅱ ライフステージ別のこども・若者支援

子ども・若者が、健やかに生まれ育ち、将来にわたって自分らしく活躍していく上では、保健医療、教育・保育、社会参画や自立の支援など、それぞれのライフステージ等の状況に応じて様々な支援が求められます。子ども・若者が、一人一人の状況に応じて必要な支援を適切に受けられる体制を整備し、将来にわたって健やかに成長できる支援を展開します。

基本目標Ⅲ 子育て当事者への支援

子育て当事者が安心して子育てを行える環境をつくることは、こども本人の健やかな育ちのためにも重要なものです。ライフスタイルや価値観の多様化により、子育て環境におけるニーズは日々変化しています。一人ひとりの子育て当事者に寄り添ったニーズの把握と丁寧な支援が重要となることから、行政だけでなく地域全体で子育て世帯を支えていく社会の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 基本目標の指標

本計画の計画期間である令和8年度から令和11年度までの4年間に、基本目標の達成度を評価するため、実施したアンケート調査の結果を踏まえ、目標となる指標と4年後に達成すべき目標値を設定します。

なお、目標の設定には、国のこども大綱における「「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標“において掲げられている目標に準じるもの」としました。

基本目標Ⅰ ライフステージを通じたこども・若者支援

市指標	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
自分のことが好きだと思うこどもの割合 （（小5・中2）問15 あなたはどれくらいあてはまりますか。の回答）	67% 回答：「自分のことが好きだ」の合計割合	増加
関連した「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標	現状	目標
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合	60%	70%

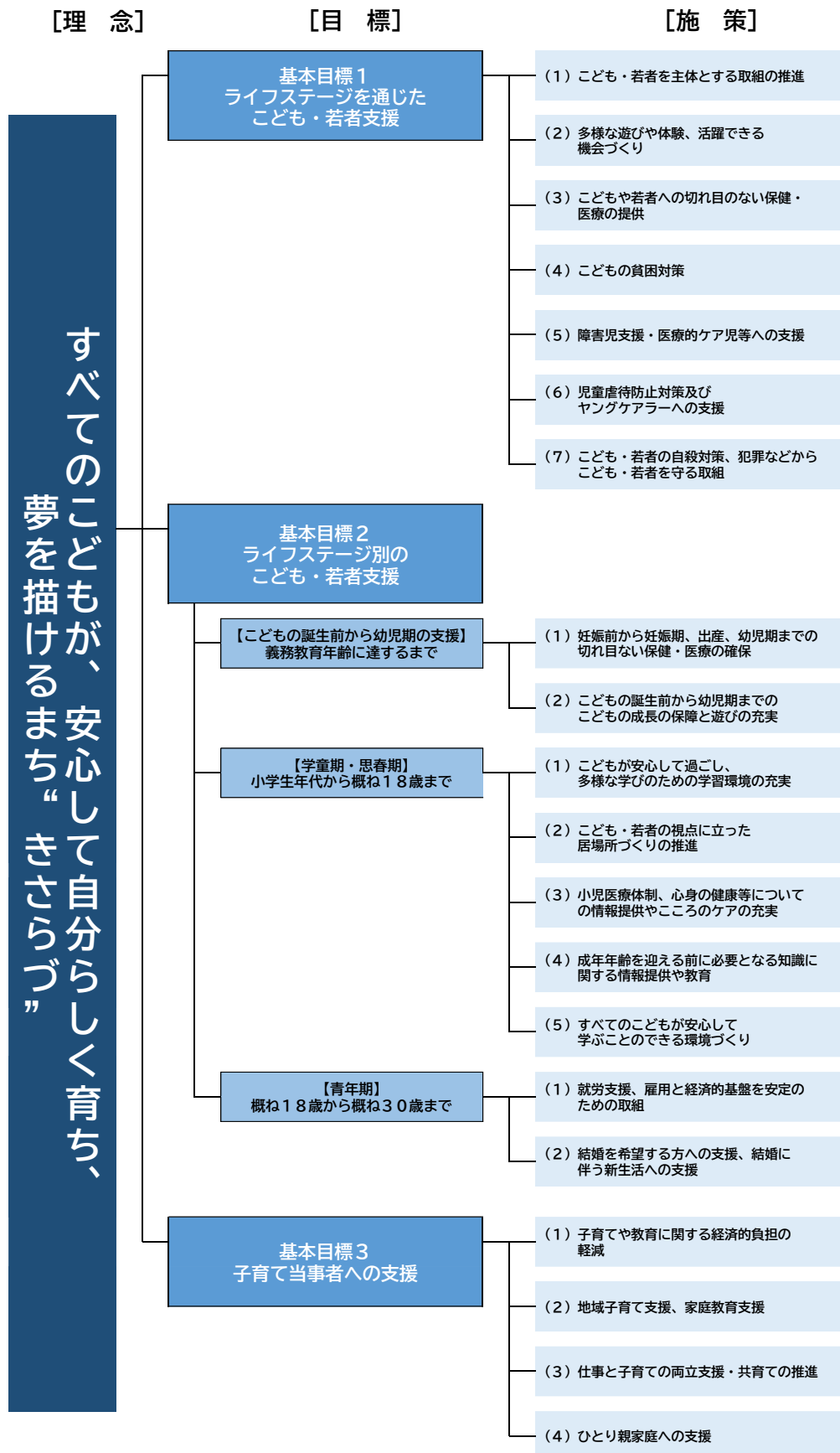
基本目標Ⅱ ライフステージ別のこども・若者支援

市指標	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
自分の将来について、希望を持っている（不安を感じていない）こども・若者の割合 （（若者）問20 あなたは自分の将来に不安を感じることはありますか。の回答）	30% 回答：「感じていない」＋「あまり感じていない」の合計割合	増加
関連した「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標	現状	目標
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	52%	80%

基本目標Ⅲ 子育て当事者への支援

市指標	現状（令和7年度）	目標（令和11年度）
子育てについて不安や悩みを相談できる人がいると思う子育て当事者の割合 （（小5・中2親）問33 あなたは、子育てに関する不安や悩みをどなたに相談していますか。の回答）	94% 回答：「一人以上の相談できる人がいる」の合計割合 66% 回答：「複数人に相談できる人がいる」の合計割合	増加
関連した「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標	現状	目標
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	83%	90%

3. 施策の体系



第5章 施策の展開

計画の見方

施策の内容やレイアウトがかたまり次第作成いたします。

1. 基本目標Ⅰ ライフステージを通じたこども・若者支援

(1) こども・若者を権利の主体とする取組の推進

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

こども・若者は自らが権利の主体であり、保護者や社会の支えを受けながら自己として意見表明や社会へ参画することのできる主体です。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を将来にわたって送ることができる社会「こどもまんなか社会」を実現するためには、こども・若者の権利の基本的な考え方を、社会全体で十分に理解することが必要です。また、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるように、こどもの権利に関する理解促進が求められます。

本市においては、小5・中2アンケート調査【⑧あなたは「子どもの権利条約の4つの原則」について聞いたことがありますか。23ページ参照】では、こどもの権利について【聞いたことがあります、どのようなことかも知っている。】または【聞いたことはあるが、どのようなことまではわからない。】と答えた割合は小5で39%、中2では67%となり、認識率に課題があります。

こうしたことから、こどもの権利主体についての理解促進や人権教育のための啓発活動を推進していく必要があります。

【施策の方向と取組】

①主体的取組の推進

取組名	取組内容	担当課
木更津中学校合同生徒会	市内の全市立中学校12校の生徒会長が参加し、生徒会活動に関する情報交換や共通の課題や社会的問題について協議等を行うなかで、中学生の自由な発想を引き出し、豊かな創造力を育て次世代のリーダーを育成し、若者のまちづくりへの参画を推進します。	学校教育課

②こどもの権利の取組

取組名	取組内容	担当課
人権尊重についての啓発や講座等の開催	12月の人権週間に合わせ、市内小中学校を対象に、人権擁護委員による人権教室等を実施し啓発活動に努めます。	地域共生推進課

こどもの権利条約 4つの原則とは

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは、世界中の子どもたちが、安全な環境で、安心して、自分に自信をもって生活ができるために守られるべき権利について定めた世界全体の合意であり、日本を含む批准国の政府に、その実施を求める法的拘束力のある国際法です。1989 年 11 月 20 日国連総会第 44 回会期において全会一致で採択され、日本は 1994 年に批准しています。

子どもの権利条約には、子どもの権利や保護について多くの規定があります。国連は、子どもの権利のなかでも、以下の4つを一般原則であるとしています

- 2条「差別禁止」
- 3条「最善の利益」
- 6条「生命・生存・発達の権利」
- 12条「意見を聞かれる権利」（意向尊重権）

子どもの権利について、すべての場面においてこれらの原則が保障されていることが求められま

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。こどもは遊びのなかで、言語や感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力を育んでいきます。また、遊びを通じ他者への思いやり、折り合いをつける力などの社会情動的スキルに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながります。

さらに、遊びのみならず様々な体験活動や、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、様々なチャレンジの機会づくりができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした活動の機会や場を創出することが求められています。

本市においては、若者アンケート調査【②あなたは、現在、地域活動（自分が住んでいる地域のためのボランティア活動）に参加していますか。38 ページ参照】では【参加していない】と回答した割合が90%と多く、その原因として、【地域でどのような活動が行われているか知らない】が57%と最も多くなっており、課題となります。

こうしたことから、地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮が必要です。

【施策の方向と取組】

①遊びの体験づくり

取組名	取組内容	担当課
少年自然の家キャンプ場の利用促進事業	青少年の健全な育成及び市民相互の交流を図るために設置された少年自然の家キャンプ場の利用促進のため、ボランティアの協力を得ながら、青少年や親子向けの自然体験イベントを開催します。	生涯学習課
学習情報の提供	子どもの体験活動等の青少年事業や子育て支援に関する学習情報を、市のホームページ等を通じて広く保護者や子ども達に提供します。 若年層の情報ツールの主流はスマホ・インターネットであることから、今後は、市公式アプリの活用やホームページの随時更新とともに、各教室の周知強化に取り組めます。	生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
青少年育成事業の実施	青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、二十歳を祝う会事業、サタデースクール事業等、青少年育成に関する各種事業を実施します。 今後は、学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開していくとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組めます。	生涯学習課
図書館における各種体験事業の充実	「1日図書館員体験」、「子ども司書養成講座」など、子どもが読書活動に興味関心を持つ契機となる事業を展開し、読書活動の推進をします。	図書館
おはなし会の開催	わらべうたや語り、絵本の読み聞かせにより、子どもの心が豊かに育つように、乳児期、幼児期、少年期それぞれの成長に合わせた内容のおはなし会を開催します。	図書館
スポーツ活動の普及	子どもたちへスポーツに「チャレンジ」する機会と楽しむ場を提供し、スポーツをする楽しさや喜びを知ってもらうことで、スポーツ好きの子どもを増やし、生涯スポーツの推進に向け、運動習慣や体力づくりにつなげることを目的とする「チャレスポ in KISARAZU」を実施します。	スポーツ振興課
都市公園の新規、再整備による遊び場の提供	安全で快適な都市生活を確保すべく、健康保全や誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション機能を持つ市民の憩いの場となる公園の新規整備及び再整備を図ります。	市街地整備課

②活躍の機会づくり

取組名	取組内容	担当課
青少年ボランティアの活用	青少年の地域における様々な活動を支援するため、「きさらづユースボランティア」の制度により、地域交流センターをはじめとする、各種団体が主催する青少年対象事業へのボランティア派遣を実施し、異学年交流の促進と、より良い体験活動の場を提供します。	生涯学習課
生き生き子ども地域活動促進事業	家庭、地域、学校、行政が連携して取り組む「生き生き子ども地域活動促進事業」では、子ども達の体験活動機会を意図的、計画的に創り出すことにより、コミュニケーションの形成を図るとともに、子ども達が主体的に体験活動機会を創り出すことができる地域環境の醸成を図ります。	生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
こころのプロジェクト「夢の教室」	元サッカー日本代表をはじめ様々なアスリート等を、特別講師「夢先生」として迎え、実体験に基づく選手の活きた言葉を通して、スポーツがもたらす仲間を思いやることや仲間と協力すること、夢を持つことの大切さ、失敗を乗り越えて夢や目標に向けて努力しようとする意識や態度を身につけた「木更津っ子」の育成を目的とします。	スポーツ振興課
部活動地域展開推進事業	協議会を設置し、生徒にとって望ましい部活動の環境構築、少子化による部活動の減少、教職員の働き方改革の推進のために部活動の地域における受け皿の整備方策等についての検討を行います。また、地域展開に向けた試験運用を実施していきます。	学校教育課
国際交流ネットワーク	姉妹都市を含む諸外国の都市や学校と市内小・中学校・高等学校等との交流にかかる、関係各所との調整・連携を図り交流事業をコーディネートします。	学校教育課
らぶーT（きさらぶゲストティーチャー）	民間企業や団体がCSR（企業の社会的責任）として取り組んでいる小中学生向けの各種教室、講座を一覧として取りまとめ、各学校に周知を図ることで、教育活動の充実を図ります。	学校教育課
子ども交流事業への支援事業	子ども達と地域とのふれあいを深めるとともに、子育て中の保護者を応援するために、地域が一体となり、市民の力で計画・実施する「木更津こどもまつり」への支援を行う事業です。 本事業では、駐車場不足等の交通面が課題となっていることから、今後は、木更津駅周辺が開催場所であるため、公共交通機関の利用を周知していくとともに、公共交通機関の利用もイベントの一つとして位置づけてもらえるよう、実行委員会へ働きかけます。	こども家庭支援課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

こどもの健やかな成長のためには、ライフステージに応じた健康診査の充実や医療の提供、こどもの健全な発達についての支援を行うとともに、保護者が育児への不安感や孤立感を抱くことなく、ゆとりを持ってこどもに向き合えるようにすることが必要です。また、こども自らが成長とともに必要となる健康や疾患に対する知識について、習得できる機会を増やすことも重要です。

本市においては、小5・中2アンケート調査【①あなたは、自分の健康状態についてどう感じていますか。ページ参照】では、【よくない】または【あまりよくない】を選び、自身をあまり健康ではないと答えた児童は小5では4%、中2では8%となりました。

こども・若者が、現在と将来にわたって健康でいられるように、自身の健康状況を適切に把握し、さらに子育て家庭やこどもの状況に応じた的確な情報提供や、きめ細かな相談支援、教育・保育や母子保健のより一層の充実に取り組むことが必要です。

【施策の方向と取組】

①医療・保険の提供

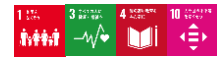
取組名	取組内容	担当課
子ども医療費助成事業	子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成する事業です。0歳から就学前までは全て無料、また令和5年度より高校3年生相当年齢までに対象を拡大し、子育て世帯の医療費用の負担軽減に取り組めます。 引き続き制度及び届出義務の必要性について、周知徹底に取り組めます。	こども政策課

②健康に関する知識の教育・啓発

取組名	取組内容	担当課
各種成人保健事業の推進	がんや生活習慣病の予防についての啓発を行なうとともに、各種検診を実施し、生活習慣病等の予防に努めます。	健康推進課
女性特有の病気予防の推進、健康に関する各種講座等の周知	乳がん・子宮がん予防のための検診や子宮頸がん予防ワクチンについての啓発を行なうことにより、がんの早期発見や予防に努めます。	健康推進課

(4) こどもの貧困対策

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、自らの自己肯定感や前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに社会的な孤立にも繋がる深刻な問題です。貧困及び貧困の連鎖によって、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他の理由によりその将来が閉ざさせることのないようにこどもの貧困の解消に向けた対策が必要です。

本市においては、小5・中2の保護者アンケート調査【①現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。26 ページ参照】では、暮らしの状況が【やや苦しい】、【大変苦しい】と回答した割合は全体の40%となりました。

さらに、ひとり親家庭アンケート調査【①あなたは現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(あてはまるものを1つ選択) 31 ページ】では【苦しい】もしくは【大変苦しい】と答えたひとの割合は全体の91%にのぼり、特に厳しい現状であることが見て取れます。

また、対策に当たっては、親の妊娠・出産時からこどもが大人になるまでの段階に応じて切れ目なく支援が行われるようにすることや、貧困家庭を支える民間団体の活動への支援などにも留意する必要があります。

【施策の方向と取組】

①サービス支援

取組名	取組内容	担当課
こどもの生活・学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯等の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学等を目指します。	こども政策課
経済的困窮を抱える家庭に対する自立支援の推進	経済的なこと、生活のことなどでお困りの方、そのご家族の方など一人ひとりの状況や抱えている悩みや生活上の課題に寄り添いながら、一緒に解決に向けて取り組んでいきます。また、その状況に応じて、他の専門機関や制度利用の調整や連携を図ります。	福祉相談課

②経済的支援

取組名	取組内容	担当課
要保護・準要保護就学援助事業	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助します。	学校教育課

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の実現に向けて、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援と合わせて、その発達や将来の自立、社会参加を支援することが求められています。

また、こどもや若者本人にのみならず、保護者やきょうだいについても支援を行うとともに、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくために、分野を超えて、関係機関とライフステージを通じて連携した支援が必要となります。

【施策の方向と取組】

①サービス支援

取組名	取組内容	担当課
障がい児福祉サービス	障害者総合支援法の規定に基づき、在宅での介護や日常生活上の支援を必要とする障がい児に対して、保護者の負担軽減を図るため、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行います。	障がい福祉課
福祉タクシー事業	重度心身障がい児がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、障がい児の社会参加を促進します。対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、手帳取得時に事業の案内を行います。	障がい福祉課
児童通所支援事業	児童福祉法の規定に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を利用する保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、障がい児通所支援サービスを利用する児童に対して、市が指定する指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員により、サービス利用についてケアマネジメントを行い、児童に適した療育が受けられるよう支援します。	こども発達支援課

②経済的支援

取組名	取組内容	担当課
心身障害児童福祉手当	20歳未満の障がい児を看護している方に対し、当該障がい児の生活の安定と福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、障害児福祉手当を受給している児童は除きます。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
日常生活用具の給付・貸与事業	在宅の身体障害者手帳を所持する児童に対し、障がいの程度に応じて、特殊マット・訓練用ベッド・便器・入浴補助用具・住宅改修等の給付や貸与を行う制度です。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課
紙おむつ給付事業	在宅の重度障がいがあり、寝たきりや常時失禁状態にある3歳以上の児童に対し、紙おむつを給付する制度です。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に事業の案内を行います。	障がい福祉課

③体制支援

取組名	取組内容	担当課
障害児保育事業	市内の全ての保育園等において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を行う事業です。 障害認定までに至らない乳幼児の入園が増加していることから、今後も、関係機関等と連携し、一人ひとりに応じた保育が進められよう適切な体制づくりに取り組みます。	こども保育課
医療的ケア看護職員（学校看護師）との連携	令和6年2月に策定した「木更津市立学校における医療的ケア支援事業ガイドライン」に基づき、医療的ケア看護職員（学校看護講師）と教職員の相互連携により、医療的ケア児の自立促進や健康で安定した学校生活を送ることができるような体制を整備します。	学校教育課

インクルーシブ（インクルージョン）の考え方について

インクルーシブ（inclusive）とは英語で「包容する」「包み込む」などを意味する言葉であり、特に理念として使われる場合には、さまざまな背景・特性をもったあらゆる人を排除しないこと、障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していく考え方を指します。

このインクルーシブの理念は SDGs における“地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓う”考え方と、非常に近い理念といえます。

このような考え方に基づき、近年では障がいのある子どももいない子どもも、一緒に遊べる遊具や広場を備えたインクルーシブ公園や、特に高齢者や障がい者など多様な人を想定した防災の取り組みであるインクルーシブ防災、そして障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を充実させることを目指すインクルーシブ教育などの実現に向け、国のこども大綱では推進に取り組むこととしています。

(6) 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、決して許されるものではありません。一方で、あらゆる子育て当事者は児童虐待とは無縁ではないという認識の下、児童虐待の背景として現実的に存在する様々な困難に対して社会全体で必要な支援を提供していくことが求められています。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで、学業や社会的関係に支障をきたすことによる孤立を招くことや、その性質上こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期の発見・把握と必要な支援に繋げていくことが必要です。

本市においては、小5・中2アンケート調査【②あなたは「ヤングケアラー」について聞いたことがありますか。15 ページ参照】では、【聞いたことがあります、どのようなことかも知っていた】と答えた児童は小5では全体の5%、中2で20%となり、【聞いたことはあるが、どのようなことかまではわからなかった】と答えた児童は、小5、中2ともに18%と、認識率はまだ十分とは言えない状況です。また、【③あなたが中心となって、お世話をしている家族はいますか。16 ページ参照】の設問に対して、【いる】と答えた児童の割合は小5で30%、中2で10%でした。

【施策の方向と取組】

①児童虐待防止対策

取組名	取組内容	担当課
児童虐待対策事業	児童虐待防止に関する普及啓発および相談窓口の周知を行います。 また、木更津市児童虐待対応マニュアルおよび千葉県児童虐待防止マニュアルに基づき、地域や関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応、再発防止に向けて取り組みます。さらに、職員や家庭相談員等の相談援助技術の向上に向け、経験年数等に応じた研修への積極的な参加を促進します。 ヤングケアラーへの支援においては学校教育課をはじめ関係機関等と連携を図ります。	こども 家庭 支援課

取組名	取組内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの充実・強化	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関等で情報を共有し適切な連携の下、対応していく事業です。 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を実施するほか、保育施設や小中学校、主任児童委員の主催する会議に積極的に参加し、児童虐待防止における連携の必要性や、具体的な対応方法についての理解促進に取り組み、適切な対応が図れるよう体制を整えます。 また、背景に複合的な課題等がある家庭については、個別ケース検討会議を開催し、情報と課題の共有や役割分担を明確にし、関係機関と連携強化を図ります。	こども 家庭 支援課
要保護児童等への支援強化	子どもへの虐待や保護者の負担感の背景にある家庭の状況を把握し、要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携をし、支援を強化します。	こども 家庭 支援課

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”を指した言葉です。日常的なケアによる責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

国としても、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがあったことから、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記するとともに、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとなりました。

市町村においては、年齢により切れ目なく支援を行うために、国や県等と連携して支援体制を整備することを役割として求められています。



©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration: izumi Shiga ヤングケアラーの例

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などから こども・若者を守る取組

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

こども・若者の自殺対策については、小中高生の自殺者の増加傾向にあるという現状を受け、誰も自殺に追い込まれることの無いように、生きることの包括的な支援として、こころの危機に陥った場合のSOSの出し方や、受け止め方、自殺の要因となるリスクの早期発見や、相談体制の整備などの取組が求められます。

生命、尊厳、安全を脅かす犯罪被害や、事故、災害等からこども・若者の安全を確保することが、全てのこどもが健やかに育つための大前提です。危険から自身と財産を守るために必要となる知識を得られるような活動や、社会全体、地域として行う取組などにより、こどもが、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全と財産を守ることができるよう支援を行っていく必要があります。

【施策の方向と取組】

①自殺対策

取組名	取組内容	担当課
ゲートキーパー研修	自殺対策やゲートキーパーに関する理解を深め、様々な悩みや生活上の困難を抱える人のサインに気づき、早期に対応できるよう市職員や関係団体及び住民に対してゲートキーパー研修を行います。	福祉 相談課

②犯罪などからこどもを守る取組

取組名	取組内容	担当課
青少年非行防止に係る啓発・活動推進事業	青少年の非行防止と健全育成を図るため、青少年育成だより（News Letter）や青少年指導活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止に取り組めます。 また、青少年補導員による地区街頭指導、列車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーン等の「青少年への愛の一声運動」を行うとともに、ネットパトロール等も併せて行います。	まなび 支援 センター
消費者教育の推進	消費者被害の未然防止のため、成人を迎える前の段階から出前講座等の消費者教育を行うことで、子ども及びその保護者へ啓発を促します。	地域共生 推進課

取組名	取組内容	担当課
防犯関係団体との連携	警察や関係機関と連携を取りながら、地域の防犯体制の強化を図るとともに、広報等による防犯対策等への啓発を推進する事業です。また、地域住民との協働によるパトロールや危険箇所の見直しを行います。 今後は、地域住民や各自主防犯団体に向けた啓発・講習等を継続して行うとともに、防犯活動やパトロールの回数に地域差があることから、市内の全ての地域において高い防犯意識が保たれるよう支援します。	地域共生推進課
性の商品化を防ぐための啓発、注意喚起	年間を通じ、窓口・電話等による各種相談窓口等の問い合わせに対し、情報の提供を行います。	地域共生推進課

「木更津市自殺対策計画」について

木更津市では、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を目指し、自殺対策を生きることの包括的な支援として関連施策との有機的な連携を図り総合的に実施するため、「木更津市自殺対策計画」を策定し、計画に沿って、自殺対策の推進を図ってきました。

現在は2期計画の計画期間中となり、国の自殺総合対策大綱の基本理念である『社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させる』を踏まえ、自殺対策は生きることの包括的な支援であることを改めて認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない木更津市の実現」を理念として掲げ、目指していきます。

この計画は本計画と同様に第4期木更津市地域福祉計画と連動していることから、互いに整合・連携を取りながら子ども・若者の生命の安全について確保の取組を推進していきます。

2. 基本目標Ⅱ ライフステージ別のこども・若者支援

【こどもの誕生前から幼児期の支援】義務教育年齢に達するまで

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの
切れ目のない保健・医療の確保

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

こどもの誕生前から幼児期までは、人生のスタートを切るための最も重要な時期であるとともに子育て当事者にとっても不安が増大する時期でもあるため、この時期に対しての支援の在り方が次代の社会の在り方を左右するという意味からも、極めて重要な時期とされています。

また、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。保護者・養育者においては、産前の段階のいわゆるプレコンセプションケアから産後のケア、養育者のメンタルヘルスに係る取り組みから「子育て」を支えるだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ新生児、乳幼児の発育、発達や健康の維持・増進、持病の予防等に係るまで切れ目なく、継続的な支援を提供できる体制づくりが求められています。

本市においては、若者アンケート調査【⑨子どもや若者のために、木更津市が特に取り組むべきことは何だと思いますか。(あてはまるものをすべて選択) 42 ページ参照】では、【安心して出産・子育てができる体制の充実】と回答した割合は全体の65%と最も多く、本市の若者においても、特に重要視していることがわかります。

【施策の方向と取組】

①妊娠期の支援

取組名	取組内容	担当課
母子健康手帳の交付事業	妊娠届出書を受理し、母子健康手帳を交付し、今後の妊娠経過や出産に向けた見通しが持てるよう保健指導する事業です。 身体面におけるハイリスク妊婦への保健指導を充実させ、低出生体重児の出生予防をはかるとともに、その他の要因により支援が必要な妊婦に対し、安心安全な出産へと導けるよう支援します。 今後は、リスクを抱える妊婦等に対し、支援サービスの紹介を充実させるとともに、栄養士と連携し、妊娠中の栄養指導等の保健指導の質の向上に取り組めます。	健康推進課
妊産婦歯科健康診査	妊娠中は妊娠関連の歯肉炎になりやすく、それを放置すると歯周病が重症化して早産や低体重児出産のリスクが高まる危険性があります。また、産後は子育ての多忙さから口腔管理がおろそかになりがちであり、母親からの口腔内細菌の感染が子どものむし歯の原因となる可能性もあることから、妊娠中や産後の口腔衛生を保つことができるよう歯科健診費用を助成し、受診しやすい体制をつくります。	健康推進課

取組名	取組内容	担当課
マタニティ講座 (産前サポート事業)	妊婦を対象に、妊娠中の食生活や産後の生活、子育て支援情報の提供を行う事業です。妊娠中の食生活、母乳育児など、出産に向けた準備に加え、初妊婦へは沐浴指導、経産婦・乳児との交流、経産婦へは赤ちゃん返りやきょうだいへの関わり方等、対象者の状況に即した内容を実施します。また、個々の不安な悩みに対応し、安心して出産・育児ができるよう支援します。	健康 推進課
妊婦のための支援 給付	安心して出産・子育てができる環境整備として、妊婦・養育者の経済的負担軽減を図るために妊婦と妊娠している子どもの人数に応じて給付金を給付する事業です。妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施します。	健康 推進課
妊婦健康診査事業	妊婦を対象に14回分の健康診査受診票を交付し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援する事業です。医療機関等との連携のもと、受診率の向上に取り組みます。 また、現状の妊婦健診データは、妊婦の健康状態が把握しづらい状態にあり、マイナポータル（政府が運営する子育て等のオンラインサービス）の国の動きとして今後妊婦健診の詳細なデータ入力求められる可能性があることから、国、県の動向に合わせて、適切な時期に妊婦健診のデータの改善に取り組みます。	健康 推進課
妊婦等包括支援事業	妊娠届出時、妊娠8か月頃のマタニティ講座時、出産後に行う新生児訪問の計3回のアンケートと助産師や保健師による面接を行い、不安や疑問を解決・軽減できるよう相談支援や必要なサービスの提供を行う事業です。妊娠・出産・子育て期にタイムリーに専門職がかかわることで、子育てに対するイメージを持つことができ、乳幼児の健やかな発育発達につなげることができます。	健康 推進課

②乳幼児期の支援

取組名	取組内容	担当課
新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部助成を行う事業です。母子健康手帳交付時に新生児期の聴覚検査の受診勧奨と、再検査が必要になった場合に、再検査実施の徹底について周知をします。	健康 推進課
産婦健康診査事業	産後2週間、産後1か月の産婦に対する健康診査に係る費用を助成し、受診率を向上させることで、産後の身体・精神的な不調からくる子育てへの困り感や産後うつ等の早期発見・支援をする事業です。医療機関と連携のもと、支援が必要な産婦を早期に把握し、適切なケアに繋がります。	健康 推進課

取組名	取組内容	担当課
予防接種【再掲】	予防接種法に基づき、疾病の発生やまん延を予防するため、乳幼児及び児童・生徒を対象として、協力医療機関において予防接種を実施する事業です。 今後も引き続き安心・安全に接種ができるよう、接種間隔や接種方法等の周知に取り組み、接種率の向上に努めます。さらに、インフルエンザ等の感染症のまん延防止に向け、うがい手洗いや生活リズムを整える等の免疫力を高めるための保健指導を行います。	健康推進課
赤ちゃん広場（産後サポート事業）	生後3か月までの児と母を対象に、助産師・保健師が、身体計測や育児相談・母乳相談を実施する事業です。さらに、育児不安感の軽減や母同士の交流が図れるよう取り組みます。	健康推進課
乳児期における健康診査事業	生後4か月児、5～8か月児、9～11か月児に対し、心身ともに健やかな児を育むため、健康診査を行う事業です。医師による診察により、疾病の異常の早期発見を目指します。加えて、集団で行う生後4か月児の健康診査では、保護者の心身の状況を確認し、個々に必要な支援につなげていきます。また、5～8か月児、9～11か月児においては2回分の健康診査受診票を発行しているものの、受診率が低いことから、全体的な健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。	健康推進課
幼児期における健康診査事業	幼児初期～幼児期において、発育及び発達の重要な時期である1歳6か月児及び3歳6か月児を対象に、健康診査等を行う事業です。特に1歳6か月児健診においては内科・歯科診察及び保健師・栄養士・歯科指導を実施します。 あわせて、健診を受診した全ての保護者について、年齢に応じた成長・発達を促す関わり方を普及啓発していきます。健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。 また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い児に対する保健指導の強化に取り組みます。	健康推進課
2歳児歯科健康診査事業	法令で定められている1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの期間でむし歯を保有する幼児が増加していることから、この中間時期の2歳6か月児を対象に、乳歯の積極的なむし歯予防を図るため歯科健康診査（フッ化物歯面塗布を含む）を実施し、その健診費用を助成することで受診しやすい体制をつくります。	健康推進課
産後ケア事業	希望する産婦に対して、産後に安心して子育てができるように、心身のケアおよび育児の手技獲得やサポートをする事業です。 医療機関および助産師会と連携し、適切なサポートに取り組みます。	健康推進課

取組名	取組内容	担当課
新生児・産婦訪問指導事業・乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの子どものいる全ての家庭に訪問し、子どもの発育面・生活環境面及び産婦の体調管理に関する保健指導を行う事業です。保護者の様々な不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスに結びつけます。 今後も、周産期メンタルヘルスにおける客観的指標の検討や支援体制の整備に取り組みます。また地区担当保健師等による訪問をすることで、未実施者の減少に取り組みます。さらに、訪問指導員への研修により、保健指導内容等質の向上に取り組みます。	健康推進課 こども家庭支援課

プレコンセプションケアとは

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠、出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に係る正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うように促す取組について、プレコンセプションケアと呼びます。

こども家庭庁は令和7年5月に「プレコンセプションケア推進5か年計画」を策定し、プレコンセプションケアの概念及び現状・課題とその対応にあたっての基本的な考え方を以下のとおり示しています。

1. プレコンセプションケアに関する概念の普及

- プレコンセプションケアは「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念であるが、言葉自体や概念についての認知度は低い。
- 思春期から成人期に至るまで、性別を問わず全ての人々が、発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアという概念を知り、それに関する知識について、適切に身につけることは重要。

2. プレコンセプションケアに関する相談支援体制の充実

- プレコンセプションケアに関する相談先として、自治体における「性と健康の相談センター」等があるが、広く知られていない現状がある。
- 若い世代の方が、より相談しやすくなるような体制づくりが必要。

3. 専門的な相談支援体制の強化

- 基礎疾患のある女性が、説明を受けないまま、妊娠する方がいる実情や、かかりつけ医等と産婦人科医の連携が不十分という指摘も。
- 産婦人科以外の医師もプレコンセプションケアに関して十分な知識を持つとともに、かかりつけ医等と産婦人科医の必要な連携に資する情報提供資材が必要である。

国の計画では今後5年間の集中的な取組をすすめ、認知度、専門相談医療機関数などの増加を行っていくこととしています。

【こどもの誕生前から幼児期の支援】義務教育年齢に達するまで
 (2) こどもの誕生前から幼児期までの
 こどもの成長の保障と遊びや学びの充実

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、様々な配慮が必要なこどもも含めて一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていくことが求められます。

こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障することが必要です。

また、こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保などの支援策についても課題となります。

【施策の方向と取組】

①遊びや学びの充実

取組名	取組内容	担当課
保育施設での菜園づくり・給食展示事業	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育園での菜園づくりを推進し、菜園で取れた食材は、食育の教材として活用する事業です。 今後も、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動に取り組めます。 子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食だよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。 今後も、保育園給食を食育の入口ととらえる普及啓発に取り組めます。	こども保育課
園庭開放	公立保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保育施設に通っていない子ども達とその保護者の参加により、親子での遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進する事業です。 園庭開放を知らない保護者がいることから、今後は、園庭開放の周知徹底に取り組めます。また、利用者が増加していることから、誰もが利用しやすい工夫の検討に取り組めます。	こども保育課
子育て講座（離乳食講座等）	地域の子育て中の親子を対象に公立保育園・わかば子育て支援センターの保育士・栄養士による子育てや離乳食の講座です。 子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場になるよう取り組めます。	こども保育課 ・ こども家庭支援課

取組名	取組内容	担当課
親子教室	乳幼児期において、成長発達に心配のある子どもの健やかな成長を支えるため、集団での遊びの場を提供し、子育てに関する家族の相談に応じることで、子どもの発達を支援するための事業です。親子で遊ぶことを通して、子どもへの接し方を学ぶとともによりよい親子関係をつくり、安心して子育てができるよう支援します。	こども 発達 支援課
発達に関する個別 相談・指導	子どもの発達についての相談を発達相談員が応じ、家庭等における配慮事項や具体的な子育て方法について助言を行う事業です。電話や面接による相談形態の他に交通事情等で来所が困難な方が面接での相談を希望した際には出張型の支援を実施します。 今後は、専門職の安定した配置とともに所属先や関係機関と連携した支援を保護者が必要な支援と理解していく「気づきの支援」を行います。	こども 発達 支援課
幼児言語教室運営 事業	ことばの発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による相談や指導等を実施します。	こども 発達 支援課
ブックスタート事業	生後4か月児を対象とした乳児健康診査時に、すべての赤ちゃんと保護者を対象に絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントします。 ブックスタートにより、絵本を通じた親子の絆づくりや、図書館情報を伝えることによる読書支援、ボランティアからの声掛けにより親子と地域とをつなぐなど、あらゆる角度から子育て支援を行います。	図書館
乳幼児教室	4か月児、7～8か月児、9～10か月児、11か月～1歳1か月児のそれぞれの児と保護者を対象に、子どもの成長・発達に合わせた生活や遊び、食事のポイント、歯と口の健康の大切さを伝える事業です。 今後も、保護者が自信を持って児の発達や特性に応じた関わりができ、安心して子育てができるよう事業を展開していきます。	健康 推進課

②成長のための保育環境づくり

取組名	取組内容	担当課
保育士修学資金貸付事業	保育士不足の解消と人材の地元定着の促進を図るため、卒業後、3年間継続して市内保育園等に従事した場合には返還が免除となる修学資金を貸与します。	こども 保育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる制度です。	こども 保育課
子育て相談体制の強化	子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、市立・民間保育施設や子育て支援センターで、未就園児の保護者を含めて保育士や栄養士による子育て相談を行う施策です。 今後は、相談できない人や窓口を知らないという人を考慮した相談窓口の周知を図っていくとともに、増加する相談に対応できるよう体制の整備に取り組みます。	こども 保育課 ・ こども 家庭 支援課
幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携	子どもの生活と発達、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続しているため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携を図り、子どもの育ちを支える事業です。 今後も、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組みます。	こども 保育課 ・ こども 家庭 支援課
児童発達支援センターとの連携強化	市内児童発達支援センター、及び令和8年度に君津圏域で運営開始する新たな児童発達支援センター(仮称)ふる里学舎君津との連携方策を検討します。	こども 発達 支援課
療育支援事業	発達に特性がある児童に対して、身近な地域での療育指導や療育相談を実施することにより、課題の軽減及び家族への支援を図ります。	こども 発達 支援課
保育ボランティアの養成	保育に必要な知識や技術の習得を図るとともに、子ども達に仲間遊びの楽しさを教え、幼児を持つ親が安心して任せることができる保育ボランティアの養成等に向け、子育て支援ボランティア養成講座を開催します。 今後も、保育ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。	生涯 学習課

児童発達支援センターについて

児童発達支援センターは、平成 24 年の改正児童福祉法の施行に伴い創設された施設です。

児童発達支援センターの役割は、「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」とされ、第二期障害児福祉計画の基本指針においても、

- ① 「障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化」を図った上で、
- ② 「地域における中核的な支援施設」として、一般の「事業所と密接な連携」を図るものとされています。

また、児童発達支援センターとの連携する市町村の役割としては、地域全体で支援の必要なこととその家族をどう支えていくのか、それぞれの市町村が自らの地域に応じた支援体制の整備の検討を行い、地域で中核機能をどのように整備し、発揮していくのか等の方針を定め、児童発達支援センター等とともに実現を目指していくことが求められています。

【学童期・思春期の支援】小学生年代から概ね18歳まで

(1) こどもが安心して過ごし、多様な学びのための
学習環境の充実

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者とかかわりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。住んでいる地域に関わらず全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、他者との共同のなかで社会的変化を乗り越えていく能力を発揮していけるようにこども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会）などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、取組を進めていくことが必要です。

小5・中2アンケート調査【⑩あなたが将来安心して、自分らしく暮らすために必要なことを教えてください。（あてはまるものをすべて選択）25 ページ参照】では【家や学校で安心してすごせる】と答えたひとの割合は小5で72%、中2で77%と、ともに最上位のひとつとなり、こどもは学校に対し、安心を求めていることがわかります。

学校教育として、学習機会と学力の保障、社会の形成者としての発達・成長の保障、安全・安心な居場所・セーフティネットとしての健康の保障の3つの役割を基本としながら、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりが求められています。

【施策の方向と取組】

①多様な学びの充実

取組名	取組内容	担当課
学習意欲の向上	小中学生の算数・数学に対する興味関心を高め、基礎の定着を図ることを目的に、算数・数学検定を年間2回開催します。また、取組状況を調査し、受検率の向上に努めます。	まなび支援センター
プログラミング学習の充実	産官学によるプログラミングに関する連携協定を活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、情報教育における学校支援体制の強化や、教職員研修の充実を図ります。	まなび支援センター
外国語指導助手（ALT）による授業の支援	児童の外国語や異文化に対する理解を体験的に深め、積極的なコミュニケーション能力の向上を図るため、小学校における外国語授業（小5、6）、外国語活動（小3、4）の全時間に外国語指導助手（ALT）を配置します。	まなび支援センター
外国語学習意欲の向上	英語によるコミュニケーションの楽しさを実感し、グローバルな視点を持った児童の育成を目指し、ALTとのオールイングリッシュによる交流を図る「English Tour」を開催します。	まなび支援センター
コンピュータ教育機器の整備	児童生徒のICT活用能力を向上するため、タブレットパソコンを整備します。また、教職員の校務に関する負担を軽減するため、校務支援システムのネットワークの整備を推進します。	まなび支援センター

取組名	取組内容	担当課
小規模特認校制度事業	小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小中学校6校に、当該小中学校の活性化を図るため、講師を招聘しての特色ある学校づくりや小規模校の特性を生かした定期的な体験学習等を実施します。	学校教育課
食教育の充実を図る事業	小中学校の給食時間における教室巡回指導や校内放送、電子黒板等を活用し、バランスの良い食事の重要性等を伝えることで、食教育の充実を図ります。 また、望ましい食習慣の形成や食品を選択する力を身につけることができるよう、児童生徒及びその保護者に対し、給食だよりを通じて食に関する情報の発信を行います。 さらに、各小学校において、野菜等の食材を「栽培→調理→食す」の体験活動を取り入れ、食教育のさらなる推進を図ります。	学校教育課 ・ 学校給食課 ・ 学校給食センター ・ 農林水産課
図書館と学校との連携	団体貸出や図書に関する相談、司書の派遣等、学校と連携し学校での読書活動を支援します。	図書館

②安全・安心な学習環境の整備

取組名	取組内容	担当課
あんしん歩行エリア交通安全対策事業	歩道が無い道路の路肩部に、カラー舗装を施工します。また、通学路の交通安全対策に必要な交通安全施設を施工します。	土木課

「きさらづ学校給食米®」の取組

木更津市では、平成28年度に制定した「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」（通称：オーガニックなまちづくり条例）に基づき、「オーガニックなまちづくり」を推進しています。また、同年に制定した「木更津産米を食べよう条例」に基づき、市内で生産された米等の消費拡大に努めています。

市内の生産者の協力を得て、農薬・化学肥料を一切使用しない環境にやさしい栽培方法により生産したお米、「きさらづ学校給食米®」を市内全小中学校の学校給食に提供する取組により、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献をはじめ、地産地消や食育の推進、児童・生徒等の農業や食への興味・関心を深めていきます。

【学童期・思春期の支援】小学生年代から概ね18歳まで
 (2) こども・若者の視点に立った居場所づくりの推進

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

こどもにとって、自らが安心して過ごせると感じる居場所を持つことは、自己肯定感を育むなかで重要であり、また、相互に人格と個性を尊重しながら過ごせる居場所をひとつでも多く持つことができるようにすることが求められています。

また、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提のうえ、地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会的な施設なども含めて、こども・若者にとってより良い居場所となるように、それぞれの視点からの意見を聞きながら推進していくことが必要です。

本市においては、小5・中2アンケート調査【⑤あなたが、学校のある日の放課後（夕方6時くらいまで）過ごしている場所や、過ごしたいと思う場所はどこですか。（それぞれ、あてはまるものを1つずつ選択 19・20 ページ参照）】では、設問の回答の9割以上が【自分の家】で過ごしていると答えた一方で、すごしたいと思う場所では様々な回答がありました。

近年において、社会構造や経済構造の変化によって、こども・若者が居場所を持つことが困難な環境になっていることから、全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることができるよう、社会全体でこどもの居場所になり得る場を積極的に設けていく必要があります。

【施策の方向と取組】

①居場所づくりの推進

取組名	取組内容	担当課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	こども 家庭 支援課
こどもの生活・学習支援事業【再掲】	子育て家庭の生活の安定に向け、中学生等の進学を支援するとともに、保護者への養育相談、就労や福祉制度等に関する相談、助言をする事業です。	こども 政策課
夏期子どもの居場所づくり実証事業	保護者が就労等により見守ることができない状況にある夏休みのこどもの居場所の確保と保護者が安心して働くことができる環境づくりを促進する取組を行います。	こども 政策課

取組名	取組内容	担当課
放課後子ども教室推進事業	家庭、地域、学校、行政が連携して、「放課後子ども教室推進事業」を開催し、子どもたちが放課後に安全で安心して過ごせる居場所を提供します。 現在、実施している放課後子ども教室6教室を継続させるとともに、不足しているスタッフの確保に取り組みます。また、令和元年度から実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブと学校が連絡を密にする一体型運営を継続します。	生涯学習課
小学生の朝の見守り事業	保護者が仕事で朝早く自宅を出る家庭のために、小学校の登校開始前に学校施設などを利用して、児童が安全に安心して過ごせる場所を提供します。	生涯学習課
夏季休業期間中の居場所提供	夏季休業期間に、小中学生を対象に自由に過ごせる場の提供を行います。	図書館

現代における居場所の社会構造や経済構造の変化について

国のこどもの居場所づくりに関する指針では、現代におけるこどもの居場所の変化について以下のように示しています。

こどもの居場所づくりの位置づけは、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（2021年12月21日閣議決定）や、「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」（2023年3月）等、主に2020年代において議論されてきました。なぜ、近年になってこどもの居場所づくりが論点になってきたのでしょうか。

この背景には、社会構造や経済構造の変化によって、こども・若者が居場所を持ちにくい状況になっていることがあります。その理由として、以下の3点があげられます。

- ①地域コミュニティが変化し、空き地や路地裏、近所の駄菓子屋など、以前は特に意図せずともこどもの居場所となり得ていた場や関係性（結果としての居場所）が減少していること。
- ②児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、自殺するこども・若者の数の増加など、こども・若者を取り巻く環境が一層厳しさを増し、課題が複雑かつ複合化していること。また特にそうした厳しい状況下にいるこども・若者ほど居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられること。
- ③価値観の多様化や文化の広がりに伴い、こども・若者のニーズも多様化しているため、それらに応じた多様な居場所が求められるようになっていること。

居場所はいつの時代も必要とされますが、現代は特にこども・若者にとって居場所を見つけることが困難な環境になっています。だからこそ、全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることができるよう、社会全体でこどもの居場所になり得る場を積極的に設けていく必要があります。

【学童期・思春期の支援】小学生年代から概ね18歳まで
 (3) 小児科医療体制、心身の健康についての
 情報提供やこころのケアの充実

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

小児科医療の体制については、こどもが地域において安心して医療サービスを受けられるように医療、保健、福祉、教育等との関係者等との連携体制の構築と、こどもの家族を含めたケアへの支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育を支援する施策の推進が求められます。

また、こども・若者が自らの発達に応じて心身の健康、性に対してなどの正しい知識を得て、自らにおいて必要な対応のための手段を選択できるように関係機関と連携し普及啓発や相談支援を行っていく必要があります。

【施策の方向と取組】

①健康に関する知識の情報提供・相談支援

取組名	取組内容	担当課
小児生活習慣病予防健診事業	将来生活習慣病になる因子を持った児童・生徒を早期に発見し、医師の治療や食事・運動・正しい生活習慣等の生活指導等を行います。今後も健康推進課と連携し、児童生徒及び保護者への啓発と適切な指導に取り組みます。	学校教育課
包括的性教育	身体や生殖のしくみをはじめ、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む「包括的性教育」推進のため、市内中学校において外部講師を招聘し、性教育講演会を順次実施します。	学校教育課

【学童期・思春期の支援】小学生年代から概ね18歳まで
（４）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する
情報提供や教育



【取組の背景と課題】

こども・若者が、他者と連携、協働しながら社会を通して地域の課題解決を担う力を身に付け、社会の中で自立し、その権利と責任について理解を深めて、主体的に判断し行動を行えるようになることが、成年年齢となる成長の過程を迎えるうえで重要です。

本市においては、若者アンケート【問22 子どもや若者のために、木更津市が特に取り組むべきことは何だと思いませんか。（あてはまるものをすべて選択）42 ページ参照】では、回答のうち【経済的な心配をすることなく、学習や学びなおしができる環境・機会の充実】と答えたひとの割合は57%と設問に対して2番目に高く、こども・若者の学びに対して支援を求める意見が多く見受けられました。

将来にわたる自己実現のためには、自らが学ぶことと、自己の将来との繋がりを見通し、自らライフデザインを描けるように必要な知識についての教育や意識の啓発が求められています。

【施策の方向と取組】

①社会的に必要な知識の教育・啓発

取組名	取組内容	担当課
学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進	千葉県男女共同参画地域推進員事業として、関係機関と協力して中学校での寸劇セミナーを実施し、男女共同参画学習を促進します。	地域共生推進課

【学童期・思春期の支援】小学生年代から概ね18歳まで
 (5) すべてのこどもが安心して学ぶことのできる環境づくり

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

いじめや不登校などこどもを取り巻く環境の問題については、複雑化、深刻化している状況において、その実態や背景の把握解決に向けた対応を行うためには、多面的・組織的対応や相談先の確保、関係機関との連携の推進が求められます。

本市においては、小5・中2アンケート調査【⑦あなたに困っていることや悩み事があるとき、あなたが相談できると思う人は だれですか。(あてはまるものをすべて選択) 22 ページ参照】では、設問に対し【誰にも相談できない、誰にも相談したくない】と答えたこどもは小2で12%、中2が14%と、悩みを抱えたまま相談できないこどもは少なくないことがわかります。

本人・家庭・学校とこどもたちがおかれる環境により抱える悩みや不安は様々です。そういった悩みや不安の解消において、大人からの理解と支持は欠かせないものであり、こどもたちが抱える悩みなどを受け止めるため、気軽に相談できる環境づくりが重要となっています。

【施策の方向と取組】

①安心して学べる環境づくり

取組名	取組内容	担当課
教育支援教室（あさひ学級） ・オンラインあさひ学級	不登校児童・生徒を対象に、教育支援教室「あさひ学級」及び「オンラインあさひ学級」において、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを支援します。 また、家庭・学校と連携し、不登校児童・生徒の居場所となるよう支援体制整備に取り組みます。	まなび支援センター
不登校に悩む保護者のサポート事業	不登校児童生徒の親を対象とする「親の会」の周知を図るとともに、年間3回の「親の会」への参加を機に教育相談教室、教育支援教室及びその他関係機関につながるよう保護者のサポートに取り組みます。	まなび支援センター
教育相談教室	児童・生徒の不登校や学習・対人関係等による学校への適応課題を解決するために、小中学校の児童・生徒・保護者及び教職員を対象に、まなび支援センターにおいて心療内科医師・公認心理師等専門家による教育相談を行う教室です。 教育相談希望者が増加していることから、今後は、教育相談の受付・相談対応の体制整備に取り組みます。	まなび支援センター
青少年・子育て相談	子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、保護者・本人・家庭への支援に向け、社会教育指導員による来所相談や電話相談を行います。 今後も、支援を必要とする全ての対象者への周知に取り組みます。	まなび支援センター

取組名	取組内容	担当課
中学生向け自殺予防啓発事業	中学生を対象に、SOSの出し方に関する教育（困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身につけるための教育）を引き続き実施します。	学校教育課
長欠・不登校・いじめ問題等対策事業	スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒とその背景にある環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用し、支援体制を整えます。 また、学校に心の相談員を配置し、教育相談体制を充実させ、児童生徒が抱える不安を取り除き、安心して過ごせる環境を提供します。	学校教育課

教育支援教室（教育支援センター）について

教育支援教室（教育支援センター）とは、さまざまな理由で小中学校に通えないこどものため、教育機会を確保できるよう、学校内外に設置される施設です。

主な役割として、不登校児童生徒等の社会的な自立を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行うこどもの学習支援と、その保護者における相談支援を行います。

また、国の方針では、教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備についても促進することとしています。

主に福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割や、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築し、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要とされています。

【青年期の支援】概ね18歳から概ね30歳まで

(1) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組



【取組の背景と課題】

若者の就労について、地域に関わらず良質な雇用環境のもとで、経済的な不安なく将来への展望をもって生活できることが重要です。

本市においては、若者アンケート調査【④子どもを安心して産み育てることができるための施策として、どのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものを3つまで選択) 39 ページ参照】では【安定した雇用機会を提供すること】と答えたひとの割合は32%と設問のうち3番目に高く、【⑨子どもや若者のために、木更津市が特に取り組むべきことは何だと思いますか。(あてはまるものをすべて選択) 42 ページ参照】では、回答のうち【就業に向けた相談やサポート体制の充実】と答えたひとの割合は24%となりました。

一人ひとりが自らのキャリアを選択する時代となり、働き方が大きく変化しているなか、若者が自身の職業を決める上で、就労のマッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援が必要です。

また、離職する若者や、働くことについて不安や悩みを抱えている若者に対しても、その持てる能力を発揮できるようにキャリア自律や就職支援に向け、関係機関と連携した取り組みが求められます。

【施策の方向と取組】

①就労支援

取組名	取組内容	担当課
ハローワーク・地域若者サポートステーションと連携した支援	働くことについての悩みを抱えている人が就労に向かうことができるように、ハローワークや地域若者サポートステーションと連携し、継続的な支援を行います。	福祉 相談課
特定地方公共団体による無料職業紹介事業	地方公共団体による無料職業紹介事業を実施することで公共職業安定所等と連携した包括的で多様な社会参加・就労支援体制を推進します。	産業 振興課

②労働環境の充実

取組名	取組内容	担当課
労働環境の充実に 関する啓発事業	働きやすい環境づくりを進めるために、国や県の労働関係法令、その他取組等の情報の普及・啓発に努める事業です。 子育てニーズ調査の育児休業の取得率をみると、母親では6割弱、父親では3割弱となっており、子育て世帯にとって働きやすい職場環境が十分に整備されているとは言い難いことから、今後は、事業者側への周知活動の強化について検討します。また、関係機関から労働に関する各種制度の案内や情報提供があった際には、市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の窓口配架を行います。	産業 振興課
多様な働き方に 関する情報提供、支 援	国・県等が実施するテレワーク導入等に係る助成制度や相談窓口等の支援情報を随時、市広報紙・市公式HP・SNS等を活用し、周知を行います。	産業 振興課

【青年期の支援】概ね18歳から概ね30歳まで

（２）結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手に巡りあえない」などがあり、出会いの機会、場の創出に対する支援や、結婚に伴う新生活のスタートアップの支援などが求められています。

本市においては、若者アンケート調査【③あなたは将来、結婚したいですか。（あてはまるものを1つ選択）38 ページ参照】において、すでに結婚している方を除いて【すぐにでも結婚したい】

【2～3年以内に結婚したい】【5年以内に結婚したい】【いずれは結婚したい】と答えた方の割合は78%となりました。結婚していない理由としては【まだ若すぎる】【相手がいないから】といった理由が最も高くなったほか、【仕事（学業）に打ち込みたい】【経済的に余裕がない】【自由さや気楽さを失いたくない】も次いで高くなりました。

【施策の方向と取組】

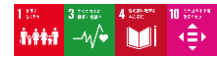
①結婚新生活支援

取組名	取組内容	担当課
結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活に係る住居費や引越しに係る費用の一部に対し、補助金を交付することにより、経済的負担を軽減し、もって地域における少子化対策の推進及び移住促進に資することを目的とします。	こども政策課

2. 基本目標Ⅲ 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

国の調査において、理想のこども数を持てない理由については、教育費の負担が大きな理由の一つとなっているとの声があります。

本市においては、若者アンケート調査【④子どもを安心して産み育てることができるための施策として、どのようなことが重要だと思いますか。（あてはまるものを3つまで選択）39 ページ参照】では結婚してこどもを育てるための施策として【出産・子育てにかかる費用の補助・手当等により安定した家計を営めるように支援すること】が必要と考えたひとの割合は73%にのぼり、回答のうち最も多くなり、経済的負担の軽減に関する施策が強く求められていることがわかります。

また、小5中2の保護者アンケート調査【⑦子どもの人数について、理想と現実には差がありますか？（あてはまる番号を1つ選択）29 ページ参照】では、【理想の方が多い】と回答した割合は全体の33%となり、子どもの人数について、理想のほうが多いと回答した理由を尋ねたところもっとも多いのは【金銭的な不安や問題によるため】で全体の53%に上りました。

本市でも、実際には望んでいるにも関わらず、経済的な負担からこどもの数を持てない家庭が多いという現状であることから、出産から就学、学習において幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的負担の軽減、支援が求められています。

【施策の方向と取組】

①経済的支援

取組名	取組内容	担当課
妊婦のための支援 給付【再掲】	安心して出産・子育てができる環境整備として、妊婦・養育者の経済的負担軽減を図るために妊婦と妊娠している子どもの人数に応じて給付金を給付する事業です。妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施します。	健康 推進課
出産育児一時金支給事業	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給する事業です。ただし、他の健康保険から給付を受ける場合や、出産する本人が勤務先の健康保険に加入している場合は、該当の健康保険組合より支給されるため除外します。 今後も、市のホームページ等を通じ、制度の周知に取り組めます。	保険 年金課

取組名	取組内容	担当課
未熟児養育医療費 給付事業	身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関の医師により、入院治療が必要とされる1歳未満の乳児を対象に、医療費の一部を助成する事業です。 未熟児の出生の場合、母子ともにその後のケアが大切となることから、こども家庭センターを中心とした関連機関や他の制度との連携強化に取り組めます。	こども 政策課
要保護・準要保護 就学援助事業【再 掲】	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助します。	学校 教育課
特別支援教育就学 奨励事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、保護者の所得等の程度に応じて、学用品費等を援助します。	学校 教育課
子ども医療費助成 事業【再掲】	子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成する事業です。0歳から就学前までは全て無料、また令和5年度より高校3年生相当年齢までに対象を拡大し、子育て世帯の医療費用の負担軽減に取り組めます。 引き続き制度及び届出義務の必要性について、周知徹底に取り組めます。	こども 政策課

こども家庭センターについて

こども家庭センターは、令和6年の児童福祉法改正に基づいて、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市町村子ども家庭総合支援拠点」を一体的に組織化し設置された新しい福祉拠点です。

市区町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的としています。

主な役割として、

- ・妊産婦・子育て家庭・こどもからの相談に応じるとともに、サポートプランを活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等を話し合い、センター職員による直接的な関わりや相談対応を行います。
- ・こどもや家族に接する周囲の方や関係機関・地域資源（民間団体・地域活動等）による関わりや支援との連携・協働、母子保健事業や子育て支援事業（家庭支援事業含む）等のサービス活用など、各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施・調整する役割を担います。
- ・地域資源の把握や見える化、関係機関や地域資源の相互の連携強化、地域課題（妊産婦や子育て家庭のニーズ等）に応じた支援・サービスの構築や担い手の発掘・養成など、地域における支援体制の整備も役割とされています。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

子育てについては、在宅で子育てをしている家庭など、多様な子ども家庭環境を鑑み、地域における子育て支援の在り方について、子育て当事者の希望に寄り添いながらニーズに応じた支援策の推進が求められています。

本市においては、小5中2の保護者アンケート調査【⑧以あなたは、子育てなどに関する公的な支援制度の情報をどのようにして入手していますか。(あてはまる番号をすべて選択) 30 ページ参照】では、【木更津市ホームページ】と【友人・知人から聴く】の回答が高くなっております。

また、関連した公的な支援制度など、必要な支援をもらえなく受けられるようにするには何が重要だと思いますか。の質問では、【支援制度や申請手続きなどをわかりやすくまとめた情報の発信】の回答割合は44%と高いです。

このことから、オンラインも活用した相談体制の構築や、情報配信、こどもの一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどの必要な取組を進めていくことが重要です。

【施策の方向と取組】

①地域子育て支援

取組名	取組内容	担当課
地域の青少年健全育成活動の支援	地域での青少年の健全育成を推進するため、青少年相談員の活動を充実させるとともに、関係団体等への支援や連携の強化を図り、青少年健全育成活動の担い手の育成に取り組みます。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業等【再掲】	家庭、地域、学校、行政が連携して、「放課後子ども教室推進事業」を開催し、子どもたちが放課後に安全で安心して過ごせる居場所を提供します。 現在、実施している放課後子ども教室6教室を継続させるとともに、不足しているスタッフの確保に取り組みます。また、令和元年度から実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブと学校が連絡を密にする一体型運営を継続します。	生涯学習課
民生委員・児童委員、主任児童委員による活動	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談支援機関に繋がります。	福祉相談課 ・ こども家庭支援課

取組名	取組内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 子育て家庭が安心して利用し、子育て支援センターの役割や意義について知らせる機会をもつ場として「ぽんぽこベビーフェス」を開催します。 今後は、既存事業の充実とともに、子育てに悩みを抱えながらも孤立してしまい、地域の子育て支援事業関係に参加できない保護者の参加促進に取り組みます。	こども 家庭 支援課
保育所地域活動事業	保育施設を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放することを目的に、地域の状況等に応じて、保育園等で祖父母を招いた交流会や介護施設への訪問等を行い、世代間の交流を推進する事業です。 今後も、地域との交流を充実していくとともに、世代間交流を実施する園がより増えるよう勧奨方法の検討に取り組みます。	こども 保育課
図書館での各種講座の開催	児童文学講座やブックスタートボランティア養成講座をはじめ、子どもの読書に関わる大人を対象に、子どもの読書活動に関する講座を開催し、理解を深めることで、地域で読書活動が活発になるよう取り組みます。	図書館

②一時預かり支援

取組名	取組内容	担当課
時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、保育施設において通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。 事業の提供体制を確保するため事業実施者への補助を行うとともに、必要に応じ職員の確保及びその処遇の検討を行います。	こども 保育課
病児・病後児保育 事業	保育を必要とする乳児・幼児等で疾病にかかっているものや、保育中に体調不良となってしまったものについて、保育所や病院等において保育を行う事業です。 病児保育のニーズが高まるなか、病児保育対応施設の整備に補助を行うことにより、病児保育受け入れ体制の確保に向けて取り組んでいきます。	こども 保育課
休日保育事業	保護者の就労や疾病、その他の理由等で、日曜・祭日等の休日に家庭での保育が困難な子どもを対象に、保育を実施する事業です。 今後は、休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども 保育課
放課後児童健全育 成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。 放課後児童クラブの利用については、必要な助言等を行い、本事業を支援します。さらに、施設整備については小学校の余裕教室の活用等について検討を行います。	こども 保育課

取組名	取組内容	担当課
一時預かり事業	保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、地域子育て支援センターや保育園等で一時預かりを実施する事業です。子育て世帯の要望等に対応した施設や設備の充実を目指し、環境整備に取り組みます。	こども保育課 ・ こども家庭支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が病気や出産、出張などのため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かる事業です。 保護者が安心して子育てができるよう事業の充実に取り組み、あわせて児童虐待防止の観点から一時的な預かりや相談支援等を通して育児の負担軽減を図ります。	こども家庭支援課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	保護者が残業や休日の仕事などで帰宅が遅くなり、子どもの養育が困難な場合、夜間等に預かる事業です。 保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう事業の充実に取り組み、あわせて児童虐待防止の観点から受け入れ施設と連携し、育児の負担軽減を図ります。	こども家庭支援課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業含む）	子育てを手助けしたい人（提供会員）と手助けをしてもらいたい人（依頼会員）、またどちらも望む人（両方会員）が会員となり、これらの会員をファミリー・サポート・センターが仲介し、支援メニューによって会員同士をつなげる、有償の相互援助活動であり、地域の子育て支援体制の強化を図ります。 実働できる提供会員を増やすことで、増加する利用者のニーズに対応できるよう取り組みます。	こども家庭支援課
子育て支援サービス拠点「こどもの森」の整備に向けた取組	各種の子ども・子育て支援事業を子育て世帯が利用できる子育てサービス拠点「こどもの森」の整備について、各関係機関と協議・検討を行い整備計画等の作成に取り組みます。	こども政策課

③家庭教育支援

取組名	取組内容	担当課
産前産後・家事育児サポート事業 (子育て世帯訪問支援事業)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	こども 家庭 支援課
養育支援訪問	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。	こども 家庭 支援課 ・ 健康 推進課
親子関係形成支援	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	こども 家庭 支援課
家庭教育事業の実施	保護者を対象に、子育てについての知識を深め、親同士の交流を図ることを目的に、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じて家庭教育学級や子育て講座を各公民館で開始します。また、家庭教育学級の現状把握を行いながら、家庭教育学級の充実に向けた研修会を実施します。 地区によって対象人数が大きく異なることから、今後は、各地区の状況にあわせた家庭教育学級や子育て講座の開催に取り組みます。 また、各学級の実態に対応した研修内容の検討等、学級生及び職員の学級運営のスキルアップに取り組み、家庭教育支援講演会を実施します。	生涯 学習課

④子育てに関する相談・情報提供

取組名	取組内容	担当課
利用者支援事業 (基本型)	子どもや保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談に対する助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 地域の子育て中の親子を対象に、安心して子育てができるよう、保育士や栄養士による子育てや離乳食の講座を開催し、情報交換や相談事業にも取り組みます。	こども 家庭 支援課
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	全ての妊産婦、こども、子育て世帯への総合相談として、保健、福祉、教育等に関する相談受付および必要なサービスの紹介を行うとともに、相談内容に応じて必要な機関に繋ぎ関係機関と連携して適切な支援を行います。また、支援を必要とする家庭に対してサポートプランを作成し、母子保健と児童福祉と一体的な支援を行います。HP等を活用し、市民および関係機関等にこども家庭センターに関する周知を図ります。	健康 推進課 ・ こども 家庭 支援課
妊娠・子育てアプリ(きさ♡ちルアプリ)	子育て世代への切れ目ない支援を実現するために、妊娠週数や月齢・年齢に応じて育児に必要な知識を配信することで、育児力の向上を図ります。 また、母子の健康記録や予防接種のスケジュール管理、地域の子育て情報を一元化し、簡単に情報が閲覧できることで、子育て世帯への負担軽減と利便性の向上を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する事業です。	健康 推進課
子育て情報提供・ 発信の一元化	子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、市のホームページ内「子育て応援サイト」により情報発信する事業です。 定期的な情報発信、情報の整理及び周知に取り組み、必要な情報を得られるよう内容の充実を図るとともに、幅広い家庭への発信のため、多言語対応等に取り組みます。	こども 政策課

(3) 仕事と子育ての両立支援・共育での推進

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

家庭内で夫婦が相互に協力しながら子育てを行い、職場を含めた地域社会全体で支援を行う環境づくりを進めることが必要です。

【女性の年齢別労働力率の推移 10 ページ参照】では女性の年齢別労働力率をみると、令和2年では、平成27年と比べて、すべての年代で労働力率が増加しており、男性・女性に関わらず希望どおり仕事と子育てを両立でき、多様な働き方に対応した職場へ文化・雰囲気づくりを進めるとともに、家事・子育ての参画の促進とともにキャリアアップと子育ての両立に向けての取組を推進していくことが求められます。

【施策の方向と取組】

①子育てと仕事の両立支援

取組名	取組内容	担当課
雇用の安定と拡大	子育て中の保護者への就業機会や雇用の場の確保に向けて、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労支援を推進する事業です。今後は、関係機関より得た情報から、就労に関する正確なニーズを把握し、各種共催セミナーにおける内容の充実に取り組みます。他にも、市主催で木更津市合同就職説明面接会を開催し、就業の契機となる場を設けます。	産業振興課
支援メニューの案内等再就職希望者への就労支援	出産・子育て等で退職した女性を含む離職者等の再就職に向けて、国・県等関係団体の実施する再就職支援メニュー等について、市の広報紙・ホームページ及び窓口での資料掲示等により周知を行います。また、県やジョブサポートセンター等と連携し、再就職希望者等に向けたセミナーや相談会を開催します。	産業振興課
女性の能力開発と経営参画の促進、各種セミナーの開催	県が主催する女性向けの各種セミナー等への参加を促すとともに、農山漁村男女共同参画フォーラムへの参加を募り、経営への参画を推進するとともに、農業関係機関と連携を図りながら、家族経営協定や認定農業者制度の周知・普及に努め、女性認定農業者の認定を推進します。 また、フォーラムの開催を通じて、男女共同参画の必要性・重要性についての理解が深まるようなテーマの設定に努めるとともに、周知や集客方法については、チラシ等の配付のほか、市ホームページ等を活用し、多様な手段で開催の周知・集客の増加を目指します。	農林水産課

(4) ひとり親家庭への支援

関連する SDGs



【取組の背景と課題】

ひとり親家庭においては、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない性質から相対的な貧困を抱える割合が多い現状であり、また、親子で過ごす時間が希薄化する、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすい点も注意が必要です。

それぞれのひとり親家庭の抱える課題や個別のニーズに対応するため、経済的な支援や状況に応じた生活支援、就労支援等へ適切に取り組むとともに、そのこどもにおいても、不利益が生じることの無いように生活・学習支援を進める必要があります。

本市においては、ひとり親アンケート調査において、各家庭の現状や課題について聞き取りを行っております。その内容については31ページから記載しております。

【施策の方向と取組】

①経済的支援

取組名	取組内容	担当課
母子父子寡婦福祉基金の貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭に対し、就学支度資金や修学資金等の貸付に関する相談を行う制度です。今後も、ひとり親家庭に対して、制度の周知強化に取り組むほか、貸付が利用できない場合等には、必要に応じ、別の社会資源の紹介を行います。	こども 家庭 支援課
ひとり親等ファミリー・サポート・センター利用助成事業	ひとり親等が木更津市ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料の一部を助成し、ひとり親等の就労支援育児の負担軽減を図ります。	こども 家庭 支援課
養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業	ひとり親家庭等の生活の安定や、ひとり親家庭で育つこどもの健全な成長を目的に、養育費に関する公正証書等を作成する際の費用を補助します。	こども 家庭 支援課
ひとり親家庭に対する自立支援の充実	ひとり親家庭等の自立支援に向け、各種相談やサービス利用、問題解決に向けた支援を行う事業です。また、安定した職と収入の確保によるひとり親家庭の自立を目指し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を行います。さらに、ひとり親家庭に対する、自立支援のため、ハローワーク等と連携し、技術修得や資格取得後、就労に結び付くよう支援の充実に取り組みます。市HPや広報等を活用し、ひとり親家庭支援への情報提供を行います。	こども 家庭 支援課
相談体制の整備	母子父子自立支援員兼女性相談支援員を配置し、家庭の状況に応じて、児童の養育、資金の貸し付け等の相談に応じます。複雑化・多様化する相談に対応するため、研修参加や業務の中で、相談担当者の更なる相談者知識・相談対応力向上に取り組みます。	こども 家庭 支援課

取組名	取組内容	担当課
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、保険診療範囲内において、医療費、調剤費等の一部を助成する制度です。今後も制度の周知強化に取り組めます。	こども政策課
遺児手当	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の受給資格のある方を対象に、遺児手当を支給する制度です。今後も、児童扶養手当の新規申請の案内時等、制度の周知強化に取り組めます。	こども政策課

②生活支援

取組名	取組内容	担当課
離婚・別居に伴う養育費の確保や親子交流の支援	ひとり親家庭で育つこどもが健やかに成長できるように、必要に応じて、こどもの養育に関する合意や、親との交流を支援する関係機関を紹介します。	こども家庭支援課
こどもの生活・学習支援事業【再掲】	社会的・経済的困難を抱える世帯等の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学等を目指します。	こども政策課

第6章 計画の推進体制

1. 計画内容の周知

本計画は、広報誌やホームページ等の多様な媒体を通じた広報により、市民へ広く周知するとともに、支援が必要な人へ適切な情報が届くよう努めます。

2. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、妊娠・出産期の女性とその家庭や、乳幼児期・学童期・思春期のこどものみならず、青年期の若者までを含めた幅広い年齢を対象に、そのライフステージに応じた取組を適切に実施していくことが求められます。

そのため、庁内で各施策の進捗状況等を共有し、横断的な対応ができるよう関係部署との連携を図ります。

また、行政だけでなく、家庭をはじめ、教育機関、医療機関、市内の子育て支援に関わる地域活動団体などと連携を強化し、総合的かつ計画的に推進していきます。

3. こども・若者の意見聴取

こども基本法では、こどもに関する施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方自治体に義務付けられています。

本計画の推進に当たっても、こども・若者が安心して意見を表明できる機会を設け、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取における手法などを検討しつつ、配慮や工夫に努めます。

資料編

1. 設置条例

【附属機関設置条例】

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(附属機関の定義)

第2条 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

(設置及び組織)

第3条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、以下に掲げるとおりとする。

附属機関名	木更津市子ども・子育て会議
担任する事務	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び木更津市次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関する事項について調査し、及び審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。
組織	会長、副会長、委員
委員の構成	1 子どもの保護者 2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
定数	18人以内
任期	2年

(会長及び副会長)

第4条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議の運営等）

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

（規則への委任）

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

（市長への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

2. 委員名簿

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日

No.	氏名	選出区分		所属等
1	モリタ トモミ 森田 朋美	子どもの保護者	保育園	木更津市立わかば保育園保護者会
2	タカウラ マサキ 高浦 正樹		幼稚園	高柳幼稚園父母の会
3	ヒラノ ヒロカズ 平野 弘和	子ども・子育て 支援に関する事業に 従事する者	保育園事業	木更津市保育協議会
4	ホリグチ タカヒロ 堀口 貴宏		保育園事業	木更津市保育協議会
5	カトウ アツシ 加藤 淳		幼稚園事業	内房地区私立幼稚園協会
6	シライシ エミコ 白石 恵美子		子育て支援 センター事業	社会福祉法人木更津大正会 木更津社会館保育園
7	トヨダ マサユキ 豊田 雅之		学童保育事業	木更津市学童保育所協会
8	フジワラ マイコ 藤原 舞子		発達支援事業	木更津市地域自立支援協議会 こども部会
9	シバタ カツシ 柴田 克	学識経験者		学校法人君津学園 清和大学短期大学部
10	イトウ シンヤ 伊東 信也	関係団体の代表者	教育関係	木更津市小中学校教務主任会
11	シュドウ トシヤ 首藤 俊哉		商工労働関係	連合千葉南総地域協議会
12	ハルグチ ユキ 春口 有紀		商工労働関係	木更津商工会議所
13	タキグチ キミエ 滝口 君江		福祉関係	社会福祉法人木更津市社会福祉協議会
14	カネコ ユミコ 金子 由美子		福祉関係	木更津市民生委員児童委員協議会
15	ジュウジョウ トシクニ 重 城 利國		保健関係	一般社団法人君津木更津医師会
16	カワナ ヤヨイ 川名 弥生	公募		本人
17	スズキ めぐみ 鈴木 めぐみ	公募		本人

3. 策定経過

年月日	会議名等	内容
令和7年7月23日	令和7年度 第1回 木更津市 子ども・子育て会議	(1)第2期子ども・子育て支援事業計画の総括 について (2)「(仮称)木更津市こども計画」策定に係る 各種意見聴取の実施内容等について (3)(仮)こども誰でも通園制度(乳児等通園支 援事業)について
令和7年10月28日	令和7年度 第2回 木更津市 子ども・子育て会議	(1)「(仮称)木更津市こども計画」の素案につ いて (2)こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事 業)について